

令和2年9月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（9月8日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長行政報告	4
一般質問	15
渡部勉君	16
大浦トキ子君	27
報告第1号の上程、説明、報告	36
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
議案第5号～議案第19号の一括上程、説明	44
延会の宣告	48

第2号（9月9日）

議事日程	49
本日の会議に付した事件	49
出席議員	49
欠席議員	50

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	50
職務のため出席した者の職氏名	50
開議の宣告	51
議事日程の報告	51
議案第5号～議案第19号の説明	51
延会の宣告	70

第 3 号 (9月10日)

議事日程	71
本日の会議に付した事件	71
出席議員	71
欠席議員	72
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	72
職務のため出席した者の職氏名	72
開議の宣告	73
議事日程の報告	73
議案第5号～議案第19号の説明	73
議案第5号の質疑	109
延会の宣告	133

第 4 号 (9月11日)

議事日程	135
本日の会議に付した事件	136
出席議員	136
欠席議員	136
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	136
職務のため出席した者の職氏名	137
開議の宣告	138
議事日程の報告	138
議案第5号の質疑、討論、採決	138
議案第6号の質疑、討論、採決	141
議案第7号の質疑、討論、採決	142
議案第8号の質疑、討論、採決	142

議案第9号の質疑、討論、採決	143
議案第10号の質疑、討論、採決	144
議案第11号の質疑、討論、採決	144
議案第12号の質疑、討論、採決	150
議案第13号の質疑、討論、採決	161
議案第14号の質疑、討論、採決	161
議案第15号の質疑、討論、採決	162
議案第16号の質疑、討論、採決	162
議案第17号の質疑、討論、採決	163
議案第18号の質疑、討論、採決	164
議案第19号の質疑、討論、採決	164
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	165
会議時間の延長	178
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	182
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	183
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	184
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	185
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	186
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	187
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	189
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	191
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	192
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	193
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	194
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	195
陳情審査報告	196
各委員会閉会中の継続審査申出	198
日程の追加	201
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	201
招集者挨拶	202
閉会の宣告	203

9 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和2年9月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年9月8日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 例月出納検査の結果
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 報告第 1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について
- 日程第 9 議案第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第 3号 牧本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第 4号 湯本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第 5号 令和元年度天栄村一般会計決算認定について
- 日程第14 議案第 6号 令和元年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第 7号 令和元年度牧本財産区特別会計決算認定について
- 日程第16 議案第 8号 令和元年度大里財産区特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第 9号 令和元年度湯本財産区特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第10号 令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について
- 日程第19 議案第11号 令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第12号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第21 議案第13号 令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について
- 日程第22 議案第14号 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第23 議案第15号 令和元年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について
- 日程第24 議案第16号 令和元年度天栄村介護保険特別会計決算認定について

- 日程第25 議案第17号 令和元年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について
 日程第26 議案第18号 令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について
 日程第27 議案第19号 令和元年度天栄村水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件
 議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	北	嶋	正	君	2番	円	谷	要	君
3番	大	浦	トキ子	君	4番	小	山	克彦	君
6番	揚	妻	一男	君	7番	渡	部	勉	君
8番	熊	田	喜八	君	9番	大須賀	溪	仁	君
10番	服	部	晃	君					

欠席議員（1名）

5番 廣瀬和吉君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	副村長	揚妻浩之君
教育長	久保直紀君	参事兼 総務課長	内山晴路君
企画政策 課長	熊田典子君	産業課長	黒澤伸一君
住民福祉 課長	北嶋さつき君	税務課長	櫻井幸治君
建設課長	塚目弘昭君	湯本 支所長	星裕治君
教育課長	関根文則君	代表監 査員	常松秀夫君

職務のため出席した者の職氏名

議事 事務局 長	小山富美夫	書記	星千尋
書記	森		歩

◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和2年9月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和2年9月天栄村議会定例会は成立いたしました。

5番、廣瀬和吉君より、病気療養中のため欠席の届出がありました。

ただいまから、令和2年9月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

9番 大須賀 溪 仁 君

1番 北 畠 正 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

[議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇]

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る9月1日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和2年9月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は9月8日より14日までの7日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君からの報告がありましたとおり、本日より9月14日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月14日までの7日間と決定することに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（服部 晃君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆様のお手元に配付いたしました報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

◎例月出納検査の結果

○議長（服部 晃君） 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらについても、皆様のお手元に配付いたしました報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（服部 晃君） 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は2件で、皆様のお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。なお、この件につきましては、所管の総務常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎村長行政報告

○議長（服部 晃君） 日程第6、村長行政報告。

村長より令和2年9月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。
村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、令和2年9月天栄村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告1件、議案34件をご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、6月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。5月に減少傾向であった感染者数は7月から増加に転じ、8月に入り、本県においても連日感染者が確認され、会津地方においても初めての感染者が確認されるなど、感染の拡大が見られております。本村におきましては、村民の皆様が新しい生活様式にご理解とご協力をいただいていることにより、これまでのところ村内での感染者は確認されておられません。

引き続き感染予防の呼びかけ等を行うとともに、これからのインフルエンザ流行時期を見据え、医療現場の逼迫を防ぎ、安心して医療が受けられるよう、重症化しやすい方々へのインフルエンザ予防接種を促すなど、村民の皆様の健康を第一に考え、国・県、関係機関と連携し、各種感染防止対策に努めてまいります。

また、支援につきましては、村民の皆様の生活の一助となるよう、1人当たり1万円分のてんえい村民応援商品券を6月に配付したところであります。

7月には、新生児臨時給付金として、国の特別定額給付金の対象とならなかった令和2年4月28日以降誕生の新生児を対象に1人につき10万円を、天栄村学生臨時支援金として、大学や高校等に在籍しているお子さんを扶養している保護者の方に、大学生など1人につき2万円、高校生など1人につき1万円を交付しております。

8月からは、天栄村一人暮らし高齢者世帯等配食サービス事業を、天栄村社会福祉協議会への委託事業として実施しております。

今後は、ひとり親世帯臨時給付金及び在宅介護者応援臨時給付金の支給を実施する予定としております。

特別定額給付金につきましては、1,978世帯、5,561名を対象に、5月から申請受付を開始し、8月11日を期限として実施したところであり、1,968世帯、5,548名に給付金が交付され、交付額ベースで約99.8%の交付率となったところであります。

プレミアム付てんえい商品券につきましては、本年は例年の2倍である20%のプレミアム率として7月に販売し、低迷している地域内での消費喚起を図っております。

泊まってエールキャンペーンにつきましては、村内宿泊施設への入り込み回復を図る観点から、1人1泊当たり3,000円の宿泊費補助を実施しております。

こども未来応援事業につきましては、感染症対策の一つとして、村内の幼稚園児、小・中

学生など470名に図書カードの配付を行いました。休みの期間中の学習支援に役立てていただくとともに、将来の夢や希望を育むため、夏休みに合わせて配付を行ったところであります。

また、コロナ禍において最前線で活躍されている医療従事者に対して、感謝や応援の気持ちを伝えるメッセージを村内の小・中学生を対象に募集いたしました。寄せられた多くのメッセージは、8月27日に公立岩瀬病院の三浦委員長に手渡し、子どもたちの思いを伝えることができました。

次に、防災関係につきましては、職員防災研修を7月21日に開催いたしました。

講師に、福島大学うつくしま未来支援センター特任教授の天野和彦先生をお迎えし、「いのちを守るために大切なこと」をテーマに講演をいただき、行政が地区と深いつながりを持って、お互いに防災についての意識と内発性を高めるとともに、共助の重要性について学びました。今後、行政区と連携した地区防災計画の策定に向け、取組を進めてまいります。

また、7月9日には、天栄村体育館において災害時避難所設営訓練を実施いたしました。避難所の設営を担当する住民福祉課、税務課及び湯本支所の職員を中心に、新型コロナウイルス感染防止対策として、フェースシールド等による防護・段ボールパーテーション等による仕切り、避難者の体温測定など、実際の流れについてシミュレーションを行いました。

今後も定期的に訓練を行い、避難所の円滑な対応ができるよう努めてまいります。

また、避難環境の改善を図るため、繰越事業として実施している避難所空調設備設置工事を7月に発注し、要望のあった17か所の行政区集会所にエアコンの設置を進めており、9月末までに完了する見込みとなっております。

次に、こおりやま広域連携中枢都市圏関係につきましては、6月定例会で議決をいただきました連携協約の一部を変更する協約を、7月8日に締結したところであります。今回の協約変更により、深刻化、広域化する自然災害時において、職員の相互派遣等の支援体制が強化され、地域防災力の向上が図られることとなります。

次に、大規模な自然災害に備え、事前防災、減災と迅速な復旧復興に資する施策の指針となる国土強靱化地域計画を8月に策定いたしました。この計画は、推進本部及び庁内プロジェクトチームを設置し、各種事業の脆弱性の評価や強靱化に向けた施策の整理等を行い、各課の横断的な体制により策定したところであり、今後、強くしなやかな、強靱な村づくりに向け、各種施策を進めてまいります。

次に、新たな広報媒体としてスマートフォン等のアプリ、LINEを利用した情報発信を7月より開始いたしました。現在、防災無線との連携や画像などを活用した情報を発信しており、今後も住民の皆様に分かりやすい情報提供に努めてまいります。

次に、長谷川総務副大臣が8月21日に来県され、井出副知事など福島県の関係者も出席の

下、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う観光宿泊業の状況、昨年の台風19号からの復興状況、自治体病院の実情などについて、関係者の方々との意見交換会が開催されました。

本村においては、自治体病院に係る意見交換に出席し、公立岩瀬病院企業団が地域医療に欠かせないものであることや、コロナ禍において医療収入減少となっている実情などについて意見交換を行い、長谷川総務副大臣から県に重点医療機関への指定が要請されました。

また、翌日の22日には、長谷川総務副大臣をはじめ、総務省や井出副知事など福島県の関係者も来村され、コロナ禍において厳しい状況にある農家や商工観光事業者の方々との意見交換会が、湯本支所において開催されました。

意見交換の中では、村からの要望書も提出し、長谷川総務副大臣から村内の光ファイバー網の民間移行への取組支援や、鳳坂峠及び羽鳥湖周辺における携帯電話の通話エリア拡大が通信事業者で整備されることなどについて回答をいただき、有意義な意見交換となったところであります。

次に、放射線の健康管理対策につきましては、バッチ式積算線量計による外部被ばく検査を7月から8月末の2か月間測定し、希望のあった57人の子どもたちの線量計を、現在、回収しているところであります。結果につきましては、今後、県の専門家に評価をいただいた後、保護者へ送付する予定としております。

また、内部被ばく検査につきましても、8月28日から30日までの3日間、村民の希望者を対象に実施したところであります。

次に、健康づくりにつきましては、5月の住民健診におきまして、喀たん検査93名、大腸がん検査367名の検体を回収し、その結果、要精検となられた方々を対象に受診勧奨を行っているところであります。

また、本年度は新型コロナウイルス感染防止のため、特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診、骨粗鬆症検診の集団検診を見合わせ、須賀川医師会等と契約をして、7月1日より施設検診として実施しているところであり、後期高齢者健診につきましては、かかりつけ医でも健診を受けられるような体制を構築したところであります。

施設検診の結果につきましては、8月中旬以降、順次届いているところであり、必要に応じて郵送または保健師の個別訪問で早期受診、早期治療を勧めております。

また、特定健診の結果に基づき、生活習慣の改善を図る必要性のある方につきましても、訪問等で継続的に保健指導に取り組んでいるところであります。

これら各種検診の未受診者に対しましては、通知及び訪問活動の中で、再度、施設検診の受診を勧める予定としております。

次に、母子の健康づくり関係につきましては、産後の母親の健康支援や育児不安の解消を図る目的で、保健師による母子訪問を対象となる方全員に実施し、さらに希望する世帯には、

福島県助産師会等の産後ケア事業を随時活用していただいております。

また、妊娠後期の妊婦の方には、保健師訪問による保健指導及び育児用品の提供や、感染予防のためのマスク配布も併せて実施し、出産に向けた不安の解消に努めているところであります。

今後も、密接・密集を避けながら、訪問活動や広報等の啓発活動に力を入れ、新しい生活様式に配慮した心と体の健康づくりを推進してまいります。

次に、高齢者福祉関係につきましては、9月に開催予定でありました敬老会を、本年度においては新型コロナウイルス感染防止のため中止といたしました。

また、水中ウォーキング事業及び健康サロン事業につきましては6月から、湯ったりミニデイサービス事業につきましては7月から再開をしたところであり、いずれも十分な感染症対策を講じながら介護予防事業を実施しております。

また、開催が自粛されていた高齢者の地域自主サロンの支援を、関係者と連携の下、進めており、今後も高齢者の皆様が、身近なところを拠点として地域の仲間たちとともに健康づくりや閉じこもり防止の取組が継続されるよう支援をしてまいります。

次に、児童福祉関係につきましては、7月末に天栄村要保護児童対策地域協議会を開催し、児童相談所や警察署、各小・中学校等の代表者の方々にお集まりいただき、子育て支援や相談体制の確認、個別ケースへの対応などについて意見交換等を行ったところであり、今後も各関係機関と連携を図りながら、子どもたちの支援を行ってまいります。

次に、本年度の主要4税目の課税状況につきましては、対前年比で個人住民税が0.1%の減、固定資産税が0.8%の増、軽自動車税が1.5%の増、国民健康保険税が1.4%の増となっております。

収税につきましては、督促状や催告書による新規滞納者の発生防止、さらには電話催告や臨戸訪問、納税相談などにより滞納額の圧縮に努めましたが、全体的に収納率は前年度を下回り、今後、新型コロナウイルス感染拡大の影響による収税減も懸念されることから、粘り強く収税に努めてまいります。

次に、国土調査につきましては、新規地区である牧本第27地区について、10月中旬に一筆地の調査に着手できる見込みとなっており、継続調査地区の牧本第26地区については、筆ごとに測量する一筆地測量を、現在実施しているところであります。

次に、農業関係につきましては、7月の低温や長雨と日照不足の影響により、水稻や園芸作物の生育にも影響を及ぼしたところでありますが、県やJAと連携し、農家に対する注意喚起、薬剤散布や病虫害防除に関する情報提供等を行い、農作物への影響を最小限に抑えられるよう努めたところであります。

8月以降は気候も回復し、水稻などの生育状況についても回復しつつありますが、今後も

状況を注視し、刈取り適期などの各種情報提供に努めてまいります。

また、昨年まで実施されておりました米の放射性物質全量全袋調査については、令和2年産米より、旧村単位で三検体を抽出するモニタリング調査へと移行し、それぞれの検体を検査して、基準値の超過がないことが確認され次第、出荷、販売が可能となることから、現在、検査の円滑な移行に向け、準備を進めているところであります。

中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業につきましては、各地区とも耕作放棄地の発生防止や水路、農道など農業用施設の適切な維持管理を引き続き実施しているところであります。

鳥獣被害防止対策につきましては、わなによる捕獲や電気柵の設置を継続して進めており、8月までの捕獲頭数は、ツキノワグマ16頭、イノシシ196頭、ニホンジカ26頭、ハクビシン23匹となっており、特にイノシシについては昨年の同時期より103頭多く、捕獲に一定の成果は認められますが、一方で増加傾向も否めないことから、引き続き村鳥獣被害対策実施隊及び地域おこし協力隊と連携を図り、被害防止に努めてまいります。

農業委員会につきましては、6月議会でご同意をいただいた9名の方々を7月20日に辞令交付式を開催し、農業委員に任命いたしました。また、同日開催された臨時総会において、会長に内山正勝氏、会長職務代理者に円谷要氏がそれぞれ互選されるとともに、農地利用最適化推進委員9名を新たに委嘱し、新体制での農業委員会がスタートしたところであります。

次に、商工観光関係につきましては、例年7月に東京都内で開催しておりました関東天栄ふるさと会の総会を、新型コロナウイルス感染防止の観点から、本年はやむを得ず中止いたしました。会員の皆様にお会いできない分、天栄ふるさと特別便として、天栄米や旬な天栄産の夏野菜を7月にお届けしたところであります。

また、かねてより増設計画のありましたTNK株式会社、村ハイテク大山工業団地に新たな工場棟を建築するに当たり、去る6月11日に安全祈願祭が執り行われ、本年11月完成に向け、工事が進んでいる状況であります。

次に、災害復旧事業につきましては、農地・農業用施設の復旧工事として3か所の堰について、先般、工事を発注し、来春の作付に影響を及ぼすことのないよう年度内の完了を目指して進めております。

また、公共土木施設の災害復旧につきましては、河内川の災害復旧工事を発注したところであり、年度内の完了を見込んでおります。

次に、林道施設の災害復旧につきましては、1路線が完了し、残りの2路線につきましても9月末に完了する予定であります。

また、二俣地区の補助治山事業につきましても、法面復旧工事を6月に発注し、年内の完了を見込んでおります。

次に、除染事業につきましては、高トヤ仮置場に保管している除染土壌等の搬出が10月から開始され、年内に全ての搬出が完了する予定となっております。

また、仮置場の復旧につきましては、安養寺及び太多郎地区の原状回復工事を発注したところであり、南沢、丸山地区につきましても順次工事を発注し、地権者への早期返還を進めてまいります。

また、土橋久保、小川、上松本、中郷地区の仮置場につきましても、地権者への説明会を開催し、年度内の工事発注に向け、意見交換を行いながら進めているところであります。

次に、建設土木関係につきましては、生活関連道路整備事業において、側溝入替工事の2件を6月に着工し、社会資本整備総合交付金事業では、塩平柏山線の法面補修設計業務を6月に着手したところであり、道路の適切な維持管理と安全確保に努めているところであります。

次に、上水道事業の石綿セメント管更新事業につきましては、7月に配水管布設替工事の設計委託を発注し、工事発注に向け、早期の完了を目指してまいります。

また、国道118号道路橋梁整備工事に伴う水道管の移設工事につきましては、仮設橋への仮設配管布設工事を6月に発注したところであり、福島県と現場での施工協議を行いながら進めているところであります。

次に、学校教育関係につきましては、幼稚園、小・中学校において、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休業措置となった分の授業時数を確保するため、本来夏休み期間である7月21日から7月31日までの7日間を授業日といたしました。

また、長期休業を余儀なくされ、学習の遅れに対する不安を抱えている受験生である中学3年生を対象に、民間塾から講師を派遣して、7月の放課後や夏休み期間中の8日間、学習支援事業を実施いたしました。受講した中学生の多くから、学習での不安が解消され、充実した講習であったとの声をいただき、学習意欲の向上につながるものと考えておりますので、今後も冬休み期間中に実施する予定としております。

8月28日に、つなぐ教育推進事業の一環として小学校6年生及び5年生を対象に、公営塾サマースクール天栄を実施いたしました。

小学6年生につきましては、天栄中学校において中学生と触れ合いながらの部活動や学校の見学を通して、進学後の中学生活への憧れや希望を持つよい機会となりました。小学5年生につきましては、湯本地区の豊かな自然や歴史、そこに住む人と触れ合いながら移動学習を行い、村全体に目を向けることで村を愛する心を養うとともに、交流により円満な人間関係の構築を図ることができました。

子どもたちの活躍につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの大会が中止となっておりますが、8月27日に開催されました岩瀬支部中学校駅伝競走大会において、

天栄中学校特設駅伝部女子チームが優勝を果たし、10月に開催される県大会への出場権を獲得いたしました。男子チームは惜しくも2位でありましたが、活動を制限される中で、希望を与えるすばらしい成績を残していただきました。

幼稚園につきましては、7月17日に天栄幼稚園において、年長児と保護者が参加しての夕涼み会を実施し、親子で一緒にゲームや制作を通じ、関わりや触れ合いを大切にした行事となりました。

次に、生涯学習につきましては、歴史学び教室を「ふるさと学び教室」と名称を改め、6月22日、23日、25日に開催し、各小学校の6年生が村内の県・村指定文化財を見学いたしました。当日は、村文化財保護審議会委員の方々から説明をいただきながら史跡を回るとともに、鳳坂トンネルの工事現場やノーザンファーム天栄の見学を行い、愛村心を育むふるさと教育の実践に努めたところであります。

8月1日から8月24日の夏休み期間には、長期休暇中の子どもたちの安全な居場所として、てんえい子ども教室を開催いたしました。例年、山村開発センターを会場に実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止対策として会場を各小学校に変更して実施し、牧本小学校では26名、大里小学校では15名の児童が参加し、読書活動や工作活動のほか、各小学校のプール開放日にはプールでの活動など、安全監理員、活動指導員の下、安全・安心に過ごすことができました。

8月15日には、生涯学習センターにおいて、村議会を代表して服部議長にご臨席をいただき、55名の新成人を対象に、令和2年度天栄村成人式を挙行いたしました。式は、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するため、新成人者からなる成人式実行委員会とともに検討を重ね、密な状態を避けるため来賓者を少人数とし、リモートでの参加を導入したほか、2分の1成人式を別開催することといたしました。

さらに、今年度は、村から新成人に対し、新成人者の名前を入れたオリジナルラベルの日本酒を送り、お祝いをしたところでございます。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告1件、議案34件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告につきましては、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が9月30日をもって満了となることから、委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が11月24日をもって満了となることから、委員を選任するに当たり、議会の

同意を求めるものであります。

議案第3号 牧本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員5名の任期が9月30日をもって満了となることから、牧本財産区管理会委員を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

議案第4号 湯本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員5名の任期が9月30日をもって満了となることから、湯本財産区管理会委員を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

議案第5号 令和元年度天栄村一般会計決算認定から議案第19号 令和元年度天栄村水道事業会計決算認定までの15議案につきましては、一般会計及び13の特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものであります。

令和元年度決算の概要ですが、天栄村一般会計につきましては、歳入総額47億411万3,028円、歳出総額45億5,838万1,850円、歳入歳出差引額1億4,573万1,178円であります。前年度と比較しますと、歳入はマイナス4億701万4,763円、率にして8%の減、歳出はマイナス3億6,987万6,252円、率にして7.5%の減であり、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は6,952万7,178円となったところであります。

13の特別会計につきましては、合計で歳入総額18億3,160万3,390円、前年度比0.9%の減、歳出総額17億4,685万9,158円、前年度比0.2%の増、実質収支は8,474万4,232円、前年度比19.1%の減となったところであります。

天栄村国民健康保険特別会計につきましては、事業勘定におきまして、歳入総額7億3,824万9,321円、歳出総額6億9,249万8,731円、歳入歳出差引額4,575万590円であります。前年度と比較しますと、歳入は3,652万8,743円の増、歳出は3,770万2,800円の増であります。診療施設勘定においては、歳入総額4,473万9,000円、歳出総額4,111万4,850円、歳入歳出差引額362万4,146円であります。前年度と比較しますと歳入は180万9,569円の減、歳出は141万1,544円の減であります。

牧本財産区特別会計につきましては、歳入総額154万3,762円、歳出総額19万8,855円、歳入歳出差引額134万4,907円であります。前年度と比較しますと、歳入は48万1,564円の増、歳出は76万4,338円の減であります。

大里財産区特別会計につきましては、歳入総額28万2,687円、歳出総額19万3,441円、歳入歳出差引額8万9,246円あります。前年度と比較しますと、歳入は1,324円の増、歳出は1,273円の減であります。

湯本財産区特別会計につきましては、歳入総額196万1,597円、歳出総額168万2,697円、歳入歳出差引額27万8,900円あります。前年度と比較しますと、歳入は17万1,414円の増、歳出は1,900円の減であります。

天栄村工業用地取得造成事業特別会計につきましては、歳入総額3,526万2,782円、歳出総額3,100万7,327円、歳入歳出差引額425万5,455円であります。前年度と比較しますと、歳入は20万1,463円の増、歳出は183万4,790円の増であります。

天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計につきましては、歳入総額1,364万7,814円、歳出総額980万2,190円、歳入歳出差引額384万5,624円であります。前年度と比較しますと、歳入は6万1,820円の減、歳出は101万2,176円の減であります。

天栄村農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入総額2億2,215万4,739円、歳出総額2億723万5,972円、歳入歳出差引額1,491万8,767円であります。前年度と比較しますと、歳入は438万3,414円の増、歳出は384万7,155円の増であります。

天栄村二岐専用水道特別会計につきましては、歳入総額241万1,434円、歳出総額153万1,862円、歳入歳出差引額87万9,572円であります。前年度と比較しますと、歳入は2万9,917円の増、歳出は36万694円の増であります。

天栄村簡易水道事業特別会計につきましては、歳入総額1,369万6,684円、歳出総額763万3,454円、歳入歳出差引額606万3,230円であります。前年度と比較しますと、歳入は21万2,653円の増、歳出は124万8,646円の増であります。

天栄村簡易排水処理施設特別会計につきましては、歳入総額245万3,221円、歳出総額114万7,803円、歳入歳出差引額130万5,418円あります。前年度と比較しますと、歳入は24万2,238円の増、歳出は32万4,219円の減であります。

天栄村介護保険特別会計につきましては、歳入総額6億4,923万3,115円、歳出総額6億4,921万5,649円、歳入歳出差引額1万7,466円あります。前年度と比較しますと、歳入は2,951万7,279円の減、歳出は1,748万5,906円の減であります。

天栄村風力発電事業特別会計につきましては、歳入総額5,464万2,384円、歳出総額5,239万4,696円、歳入歳出差引額224万7,688円あります。前年度と比較しますと、歳入は2,975万9,068円の減、歳出は2,279万3,693円の減であります。

天栄村後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額5,132万4,850円、歳出総額5,120万1,627円、歳入歳出差引額12万3,223円あります。前年度と比較しますと、歳入は244万2,305円の増、歳出は240万625円の増であります。

天栄村水道事業会計につきましては、収益的収支においては、収入総額1億4,868万5,942円、支出総額1億3,779万5,461円、収支差額1,089万481円。資本的収支においては、収入総額9,300万円、支出総額1億4,164万3,596円、収支不足額は、過年度損益勘定留保資金4,352万596円及び当年度消費税資本的収支調整額512万3,000円で補填しております。

議案第20号 令和2年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入においては繰越金の確定、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や公立学校情報機器整備費補助

金などの各種補助金、歳出においては新型コロナウイルス感染症への緊急対応として、インフルエンザ予防接種補助の拡充、各小・中学校等における感染症対策資材等の購入、事業者に対する感染防止の資材購入や改修工事費用等の一部補助など、新しい生活様式への対応として、小・中学校等の網戸整備や手洗い改修、屋内スポーツ運動場空調設備整備などの公共施設環境整備、児童・生徒1人1台分の端末等を整備するGIGAスクール構想、防災備蓄倉庫での、作業時の3密を回避するための屋外作業ヤードの整備など、そのほか給食センターの解体工事、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修、鳥獣被害防止対策の拡充など、歳入歳出予算額それぞれに2億7,601万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億6,616万2,000円とするものであります。

議案第21号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定においては、歳入歳出予算額それぞれに2,743万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億288万9,000円とするものであります。診療施設勘定においては、歳入歳出予算額それぞれに527万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,099万5,000円とするものであります。

議案第22号 令和2年度牧本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算額それぞれに68万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135万円とするものであります。

議案第23号 令和2年度大里財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算額27万1,000円のうちで、歳入予算の組替えをするものであります。

議案第24号 令和2年度湯本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算額それぞれに16万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を166万円とするものであります。

議案第25号 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算額それぞれから74万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,363万3,000円とするものであります。

議案第26号 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算額それぞれに110万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,378万7,000円とするものであります。

議案第27号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算額それぞれに591万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,646万4,000円とするものであります。

議案第28号 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算額それぞれから7万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を216万6,000円とするものであります。

議案第29号 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算額それぞれに16万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,400万3,000円とするもの

であります。

議案第30号 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算額それぞれに93万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を272万5,000円とするものであります。

議案第31号 令和2年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算額6億4,920万円のうちで歳入予算を組替えするものであります。

議案第32号 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算額それぞれから275万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を227万6,000円とするものであります。

議案第33号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算額それぞれに16万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,628万8,000円とするものであります。

議案第34号 令和2年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、消火栓の設置工事に伴い、収益的収入及び支出を90万円追加補正するものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和2年9月8日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（服部 晃君） これで、村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時53分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時10分)

◎一般質問

○議長（服部 晃君） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は2名です。

質問は、最初に7番、渡部勉君、次に3番、大浦トキ子君、の順序によって行います。

質問者の質問の持ち時間は、1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 渡 部 勉 君

○議長（服部 晃君） 初めに、7番、渡部勉君の一般質問の発言を許します。

7番、渡部勉君。

[7番 渡部 勉君質問席登壇]

○7番（渡部 勉君） 通告により一般質問を行います。

1、有害鳥獣対策のその後について。

増加の一途をたどるイノシシ、熊、鹿、ハクビシンなど、最近は民家の近くまでやってきて、農作物に甚大な被害を及ぼしております。今後の対策を、村はどのように考えているのか、また、有害鳥獣対策実施隊も懸命に活動されていますが、高齢の方が多く、若い世代への育成が必要と考えますが、その発掘はしているのでしょうか。平成28年度から令和2年度までの各有害鳥獣の捕獲頭数と捕獲場所を記した資料を提出の上、伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

近年、村においては鳥獣による農作物被害及び農地を荒らす被害が拡大しており、また、出没範囲も広範囲にわたってきております。特に、イノシシによる被害は甚大であり、電気柵やワイヤーメッシュなどにより農地への侵入防止を図るとともに、鳥獣被害対策実施隊や有害鳥獣捕獲協力員の捕獲活動により、個体数の減少を図っております。

今後につきましても、現在実施している電気柵等の設置補助、わな猟の免許取得の受験費用や更新に係る費用の補助による村有害鳥獣捕獲協力員の増員など、生産者による捕獲をさらに推進しながら、被害の拡大防止に努めてまいります。

また、天栄村鳥獣被害対策実施隊については、有害鳥獣の捕獲に積極的に取り組むことが見込まれるものから、村が委嘱し、現在13名体制で有害鳥獣の捕獲や被害防止パトロール活動などにご尽力いただいております。村では、今年1月に1名、4月に1名を地域おこし協力隊として有資格者を採用し、有害鳥獣の駆除に成果を上げております。

また、今年度より新規狩猟者育成事業として、猟銃取得に向けた支援を実施するとともに、地域おこし協力隊の活動を通じて村内の若者層に対する猟の啓発活動や、今後、講習会等を開催し、狩猟に興味を持つ若い世代の掘り起こしと、狩猟後継者の育成を図り、実施隊の持続的な活動が可能となるよう進めてまいります。

なお、捕獲有害鳥獣の年度別の捕獲頭数は、お手元の資料のとおりであります。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 出してもらった資料なんですが、ちょっと分からない点があるので伺いたいんですけども、イノシシのところに、イノシシ（有害捕獲）というのがあります。

下段のほうに、イノシシ（狩猟捕獲）というのがあります。これはどういった違いがあるんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず上段の有害捕獲という部分でございますが、有害期というのは、狩猟期ではない3月15日から11月15日までの間の期間、捕っていただくものを有害捕獲と区別しております、その下、狩猟捕獲というのは、鉄砲の免許を持っていた方が捕れる11月15日から3月15日までの間、この期間を狩猟期間として区別しております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっと今の説明なんです、狩猟捕獲のほう、下のは、鉄砲を持っている人たちが捕るといふことなんです、これ箱わなとかくくりわなもここに載っているんですが、どういうことですかね。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ちょっと言葉が足りなかったと思いますが、まず狩猟捕獲というのは、まずその前に有害捕獲というのは、村のほうで、通常捕っては駄目な時期なんです、イノシシは。その期間に捕っては駄目なんです、被害があるからということで、村のほうで許可を出して捕っていただいているものであって、有害駆除の実施隊であるとか、それから自分でわな免許を取っている協力隊の方が捕ることができる、その期間なんです。

それ以外のものについては、狩猟免許を持っている方であれば、方法は銃器であろうが、箱わなだろうが、くくりわなだろうが、それは問わず自由に捕っていただける、許可が要らない期間でございます。

○7番（渡部 勉君） 分かりました。

いずれにしても、この表みたいに、今まで頭数やなんかは資料で出してもらった経緯があるんですが、ごめんなさい、議長、いいですか。失礼します。

場所を見ても、とにかく牧本地区が、本当に非常に多いということが分かります。何かこういうことで特別な理由があるのかなというふうな、そういうことは考えられませんか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

牧本地区が多いのではないかというお話なんですが、この資料を見ても、やはり牧本地区が他の地区と比べると突出して多いということだと思います。

1つの理由としては、やはり牧本の特に西側のほう、奥のほうには山がいっぱいございまして、そちらの山がすみかとなっているということと、昔の桑園なんかもございまして、そこが遊休農地化してイノシシのすみかになっているということがあるのかなと思います。

同じようなことが湯本地区にも考えられると思うんですが、ただ、どうしても捕獲隊員の数とか実際に狩猟される方が、湯本地区よりはこちらの本庁管内地区のほうが多いものから、そういったことで牧本地区が多いのではということと、広戸地区というのは、やはり山がそんなにない関係で、それほど数は多くないと、今のところはですね、お願いします。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） それで、この質問にありますように、有害鳥獣対策実施隊ですか、この方たちの年齢が、どうも私、メンバー何人か、ずらっと半分以上ぐらいは知っているんですが、ほとんどがもう70歳以上というふうなことではないかというふうに見ているんですが、一番若い方で幾つか、また一番年いった方で幾つか、年齢分かりましたら教えてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今、入っている対策実施隊のほうで一番若い方は、今、地域おこし協力隊が入っていますので、24歳ということになります。その方を抜かして、純粋に村の方で若い方という方は、一番若い方で41歳でございます。一番ご高齢な方につきましては、現在80歳というようなこととございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） いずれにしても今ほど申し上げましたように、メンバーの高齢化といいますか、もう5年、10年先になると、このままいくとメンバーが本当に数えるような状況になってしまうということは、皆さん感じていることではないかなと思います。

この有害鳥獣対策実施隊というのが、いわゆるイコール猟友会のメンバーということになるのでしょうか。それとも別なんでしょうか。その組織というのはどうなっているのか、教えてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、猟友会といいますのは、福島県の猟友会がありまして、その猟友会の下に須賀川支部があって、その下に分会があるというようなこととございまして、まず猟をするためには、

この会に入らないと活動ができないというようなことで、やっていただいております。

一方、天栄村の鳥獣被害対策実施隊、こちらについては、この中、ここに入っている方の中から、村のほうの有害鳥獣の駆除の趣旨を理解いただいた方に、村長のほうが委嘱をお願いしてやっていただいているということで、ほとんどの方が一緒ですが、必ずしも猟友会イコール実施隊ということではございません。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） それで、ここにありますように、いわゆる箱わな、くくりわな、いわゆるわなですね、このわなの免許と銃の免許というのはどうなんでしょうか。ほとんど実施隊の方は持っているということなんでしょうか。それとも銃だけ、わなだけという人も、メンバーの中には、いるということなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

実施隊のメンバーにつきましては、こちらは第1種の、いわゆる猟銃の免許を持っている方を対象としております。わな免許取っている、取っていないは問いません。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 私が聞いているのは、この実施隊は、いわゆる猟銃の免許を持っているというふうな話ですが、わなの免許も持っているんでしょうか。これ全く別物で、別なメンバーがわなを持っているのか、実施隊の人は、わなは持っていないんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず免許なんです、1種免許が猟銃、2種免許が空気銃、3種免許がわなとなっております。必ずしも先ほどわなを持っていることが条件ではないと言いましたが、恐らくほとんどの方が、数えたわけではないんですが、わなの免許、1種と3種を携わっている方だと思います。ただ、一部、わなの免許は所有していない方もいらっしゃると思います。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 以前、何年前か、このわなの免許も役場の職員の方も取らせたいみたいな話を、どなたか、課長だったか、時代にですね、ちょっとそんな話をした記憶があるんですが、職員の方でわなの免許とかを持っている方はいらっしゃるんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

わなの免許の職員の取得状況なんですけれども、今のところ4名の職員が、わなの免許を持っております。しかしながら、これは職務上お願いしたものではなく、あくまでも自らが農業者として被害があるので、そこに対してかけたいというような意欲がありまして、取っただいているというところでございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） いずれにしても、先ほど言いましたように若い方が非常に少ないと。地域おこし協力隊の人が非常に腕がよくて、何頭かいろいろなイノシシとかを捕獲しているとかいうふうなことを、広報なんかでよく載っているのを見らんですけれども、この地域おこし協力隊も、3年か4年という年数が限られているわけですよね。これは延長できるんだか分かりませんが、両方希望すれば延長できるということがあるのかもしれないのですが、いずれにしても、ある一定年度しか村にいないということなんですね。

どうしても今後、5年、10年という長い年月の間には、若い人の力というのが不可欠になってくるわけです。この若い人を増やすために、どうなんですか、どんな方法というか、何かいろいろな講習会とか、いろいろな催し、あるいはPR、こういったものを行っているのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、若い方へ向けてのPRということなんです、今は地域おこし隊の、いわゆる広報の記事、こういったものを通して、村民の方に、こういったことをやっている若者がいるんだよというようなことで、今はPRさせていただいているところなんです、先ほど村長の答弁でもありましたように、こういった子たちは専門にこれをやっておりますので、また専門的な知識もございまして、できれば、これからわなの講習会であったり、勉強会であったり、そういったものを開催しながら、また、あとうちのほうでもわなの免許取得者に対する様々な取得の補助、それから先ほども、今年度から始まりました新規狩猟者の育成事業、そういったものもご案内しながら、若者のハンターを育てていければと思っております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 私が感じたのは、確かに地域おこし協力隊の1名の方ですか、この方なかなか優秀で、何頭も捕獲して、今までも成績を上げておられるようなんですが、ただ、そればかりがクローズアップされていて、広報の中で、一般の今までやってきた、何十年もやってきている方の有害鳥獣対策実施隊ですか、この方がどういったことをやっていて、どんな成績を収めているのかなんていうことは、何かどうも一言も触れていない。やっている人も何だということに私はなってしまうのではないかなと。もう少しいろいろな機会をつく

って、こういった地道に努力されている方を村民にアピールしてやるということも必要なのではないかなというふうに感じます。

そして、先ほど村長の答弁にも電気柵とか、ワイヤーメッシュというふうな話がありましたけれども、これは確かに作物を守るのには大事なことですし、かなり、牧本地区なんか通りかかりますと、広範にこれを行っているなというふうな感じがします。これ大事なんですけれども、ただ、これをやったからといって、イノシシとか何かが減るわけではないんですね。

ですから、追いかけてごっこにはなってしまうとは思いますが、やっぱり実施隊の力というのは非常に大事ですし、5頭でも10頭でもとにかく減らすには、この人たちの力を借りることが必須になってきます。ですから、ぜひ今後、実施隊の活躍等もいろいろな機会を捉えてアピールしていただければと思います。

どうも地域おこし協力隊の話なんですけれども、広報で見たり、何か話を聞きますと、銃で捕るのが専門のように思っているんですが、彼らはわなの免許は持っていないのでしょうか。また、わなはかけていないのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の狩猟免許の取得状況ということですが、まず地域おこし協力隊2名おりました、1名の人間は1種、いわゆる猟銃の免許を持っているんですが、わなは持っておりません。今年、村に来てから、これから講習を受けて取る段取りをしております。もう一人については、もともとわなを持っておりました。しかしながら、あと1種の免許も持っているんですが、ただ銃砲の許可をまだ得ていないということで、今、銃砲の許可を得ている最中でございます。

というようなことで、どちらがどちらということなんですが、片っ方はわなを持っていないくて、片っ方は銃を持っていないというような状況でございます。

〔発言する声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） もう一人の方が、結局わなを持っている人間が、くくりわな等で捕獲をしているというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 分かりました。

いずれにしても、今私が言ったように、ぜひ若いメンバーが1人でも多く加わるようなことで、いろいろな場を捉えてアピールしていただければと思います。

1番目の質問は、これで終わります。

2番、各公共施設の今後について。

長年にわたり指摘を受けてきた次の公共施設の今後について、村の考えを伺いたい。

1、天栄リゾートスキー場について。

近年、常に雪不足に悩まされているスキー場は、将来を考えても負担が増えるばかりだと思うが、今年度はオープンする予定なのか。今後のことも含め、考えをお聞きしたい。

2、村営テニスコートは今後どのようにするのか。

村営テニスコートは、通りがかりに見ると使っている人の姿も見えず、放置されたような状況に見えるが、今後も継続して運営していく考えなのかお聞きしたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目のスキーリゾート天栄については、昨シーズンにおいても12月のオープンに向け、ゲレンデの整備や器具のメンテナンス及び施設の維持などに万全を期して準備を進めておりましたが、記録的な暖冬、少雪のため、1月に貸切り営業やスキー教室の受入れ等を行ったものの、本格的なオープンは2月となり、その後も雪に恵まれず、10日足らずの営業にとどまりました。

今年度のスキー場の運営については、降雪等の見通しや新型コロナウイルス感染症の動向を鑑みながら、指定管理者と協議、決定してまいります。

また、施設の存続についても、近年の地球温暖化の中での雪不足や施設の老朽化に係る今後の費用等を総合的に勘案し、早急に判断しなければならないと考えております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 一昨年ですか、圧雪車を購入、かなり高額で、中古だったですけども、購入した挙げ句にとにかくさんざんな状況ですね。去年の報告書ですか、天栄村振興公社の報告書を見ていますと、売上げが900万で7日間ぐらいしか営業できなかったのかな、900万ぐらいの売上げだったというようなことで、もうさんざんな実績だったわけです。

ほかにも、いわゆる古くなって、今後取り替えたり直したりという機器類がいろいろあるのではないかと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

施設が老朽化して、都度交換しているという状況なんですけれども、今後大きな、例えば交換しなくちゃならないものとしては、リフト自体が入るとは思うんですが、リフトについては毎年点検、シーズン中も定期点検を行いまして、今のところは問題ないというようなこ

とを言われておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この場所は、私はもう手を引くべきだなというのが私の考えなんです、いろいろあると思うので、今後のことが。

これは林野庁からのたしか借地になっていると思ったんですが、この借地というのは、契約期間が設けられているんでしょうか。例えば5年契約であったとか、10年契約であったというその期間というのはあるのか。もし、使わなくなれば、じゃ、来年返しますよというような形で返すこともできるのか、その辺のことはどうなっているのか、伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

スキー場の国有林の貸付というようにござりますが、今、貸付契約については3本結んでおまして、それぞれが3年間で結んでおります。一番長い契約については、令和5年3月31日が最終の終期となっております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ということは、令和5年でなくても、5年以前でも返せるということですか。長い終期と言われたんですが、どういうことでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今、結んでいる契約は、全て3年間の契約というようになっておりますので、それが解除できるかどうかというのは、またちょっと存じ上げないんですが、3年間の契約で、最長だと令和5年の3月までが最後です。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この年間借地代というのは、どのぐらいかかっているんでしょうか。教えてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

賃料につきましては、3年間の契約期間が満了しますと、また更新の時期に賃料が改めて定められるというようなことになっております。

それで、令和元年、昨年につきましては年間で87万7,800円、今年度につきましては79万7,400円、これが賃料になっております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 毎年3年間を割るわけですか。そういう意味ではないですか。何か違うものが、去年は幾らだった、今年は幾らだったと違うので、ちょっとどういうことなのかなと思ったんですが。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、契約を3本しておりまして、それぞれの施設で3本しているんですが、その中の2つは今年の4月1日に更新となりました。その際に、賃料が従来よりも若干下がったものですから、年間の賃借料が昨年よりも安くなったというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 仮に、もう使わないからお返ししますよというふうなことになった場合どういう、例えば林にして、木を植えて返すとか、元どおりにして恐らく返すのかなと思うんですが、どんなふうなことが必要なんでしょうか。それに対する費用というのは、私ばつと考えると、結構費用も年数も、1年2年で返せるような状況にできるのかなというふうに思うんですが、どうやって返すことになるんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

復旧する場合にどのようなものが必要かというようなことだと思うんですが、復旧に際しましては、やはり議員おっしゃるように元どおりに、原状に復旧して返すことが基本だということなんです。

費用というふうなお話もあったんですが、今考えられるものとしましては、現状のレストハウス等の建屋の取壊し、そしてリフトの撤去、中に埋めてある浄化槽の撤去、それから駐車場の舗装撤去と、そしておっしゃられたような植林というふうなことにもなると思うんですが、ただ、こちらにつきましては、最終的に福島森林管理署さんのほうと協議をして、どのような形で返すのかというようなことが必要となりますので、例えば、場合によっては土を入れて客土しなさいとか、そういうお話になるかもしれませんので、ちょっと金額の概要については、この場では差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今聞くと、おいそれとはちょっといかない、最短でも返すまでに3年、4年という月日も費用も相当かかるのかなというふうなことが推測されます。

そこで、村長どうでしょう、私前も申し上げましたが、私はこの辺で見切るべきだというふうな考えなんです、村長の考えはどう考えていますか。お聞かせください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

スキー場の今後の運営につきましては、これはやっぱり温暖化の影響というのがあります、昨シーズン10日間余りというような営業になってしまったというようなこともございます。今後もこういった気象状況などを鑑みながら、方向性を早急に検討してまいりたいという考えでございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 十分に今まで、村がもういろいろなあの手この手で、最初は雇用のためとかそういうことで始まったように思いますが、結構な期間、恐らく三十五、六年にはなるのかなと思うんですが、いろいろな努力をしながらやってきたと思うんです。ですから、もうこの辺で十分なのかなと、決してどうこう言われるあれでもないし、早めに私は手を引くことが最良ではないかというふうに考えます。ぜひ、その辺を慎重に判断していただければと思います。

じゃ、次の質問に移ります。

2番の村営テニスコート……

○議長（服部 晃君） 渡部議員、通告はしましたから、村長の答弁。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 天栄の村営テニスコートについては、平成2年度の現在の全天候型コート8面で整備され、約30年が経過するところであります。現状は、基礎部分から大規模改修を行わなければならないほどの劣化となったことから、安全面を考慮し、平成30年度より使用を中止しております。利用していた天栄中学校テニス部の活動は、屋内スポーツ運動場が整備されたことにより、支障なく活動ができています。

また、今年度の決算審査におきましても、監査委員より、当該施設の役割は終了したと考えられるとのご指摘をいただいたところであります。

こうした状況から、テニスコートにつきましては、早期に取り壊したいと考えております。なお、跡地利用につきましては、地権者である中屋敷行政区及び太多郎行政区と協議してまいります。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） しょっちゅう私はあそこを通りかかるんですが、使わなくなってから

久しいと思うんです。昔は子どもたちとよくあそこで会いましたので、ここ二、三年前から全然会わないというふうな状況なので、どうなっているのかなというふうなことなんです。

ここも今言われたように、借地のはずです。年々お金がかかっているはずなので、早急にこれは交渉して、地権者のほうに連絡をして返す段取りをつけるべきかなというふうにも思いますが、今言われたんですが、中屋敷と太多郎の行政区の持ち物なんですか。個人は入っていませんか。どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

現在のテニスコートの敷地でございますが、全部で5筆ございます。うち2筆が村の所有地でございます。今のテニスコート面に面している面積に関しては村の持ち物となっております。そのほかの管理棟とかございますほかの敷地に関しましては、中屋敷行政区が2筆、それから太多郎行政区が1筆の所有となっております。個人名義の土地は借りておりません。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今の村長の話で、返すよということなんです。そのことは、いわゆる中屋敷と太多郎に話は通じているんでしょうか。これからするということなんですか。もう一つ、借地料はどのくらい払っているのかもお願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

中屋敷行政区及び太多郎行政区とは、その取壊しの計画を具体的に検討しまして、今後、中屋敷行政区と太多郎行政区と協議してまいりたいと考えております。

それから、借地料でございますが、年額で中屋敷行政区には87万7,680円でございます。太多郎行政区には2万2,770円の借地料を支払ってございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） いずれにしても返すということが決まったのであれば、地権者には早く連絡をして、それなりの説明をして、何年後にはこうして返しますよというふうなことに、説明は早めしておくべきだと思うんです。突然返すと言われても、相手のほうもいろいろな都合、いろいろな住民との話もあるでしょうから、早めにその辺は連絡しておくべきかなと思います。

土地の利用については、今後いろいろなことで考えていけばいいわけですから、とりあえずは、とにかく使わないでお金を払っている、ほっぽらかして払っているとしか私には見え

ないんですね。だから、これをとにかく早急に話し合いを持って、返す方向で各行政区に連絡すべきかと思います。

以上、ほかにも各公共施設の今後についてというふうなことで、私この題目で挙げましたが、村長も皆さんもご存じのとおり、ほかにもいろいろなところが、とにかく天栄村は残骸となって残っているところがいっぱいあります。こういったものを、やっぱり一挙にはお金がかかりますから、一挙にいかないことは重々承知していますが、少しずつこういうことを進めていかないと、どんどん金のかかることが積もっていってしまうと、先に金のかかることがいっぱい山になっているんです。学校の問題も出てきています。こういうことも含めると、なかなか先々大変な状況になるのではないかなど。計画的に、とにかく少しずつでもいいから、こういったことを進めていくべきだと思っております。

以上、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君の一般質問は以上で終了します。

ただいま一般質問の途中であります。昼食のため、1時30分まで休みます。

(午前 11時57分)

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

◇ 大 浦 トキ子 君

○議長（服部 晃君） 次に、3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3番、大浦トキ子君。

[3番 大浦トキ子君質問席登壇]

○3番（大浦トキ子君） 1、学校給食費の無償化について。

このことについて、6月定例会において一般質問したところ、令和3年度から段階的に実施していきたいとの答弁でしたが、次の点について伺いたい。

1、実施する時期はいつ頃なのか、また、助成する額はどのくらいを考えているのか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、本年3月及び6月定例会におきまして、村の施策である子育て支援の取組の一つとして、財政負担等を考慮しながら、令和3年度から段階的に実施してまいりたい旨、お答えしたところであり、令和3年4月からの実施を予定しております。

金額につきましては、新型コロナウイルス感染症もいまだ終息には至っていない状況であり、村では引き続き感染防止対策として様々な施策を取り組んでいく必要があることから、情勢を見極めながら、予算編成の段階で検討したいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 6月議会で議会だよりが発行されまして、各家庭で議会だよりを見た人からいろいろな意見が出されまして、特に子どもさん、小学、中学生を抱えている方などからは、本当にこの給食費は結構な負担になるので、早急に実施していただきたいけれども、6月議会において村長がそういう話になったので、どれくらいの額を助成してもらえるのかということが相次いで、やはり回っていくとそういう意見が、要望が出されております。

村長の話では4月からということですが、どれくらいの額になるかということまでは、まだこれから検討中という先ほどの話でしたが、前も6月議会においてお話ししたとおり、学校給食費の助成、これ32の市町村において実施されております。13市町村が全額補助、半額補助が10市町村、また一部補助が9市町村となっております。一部補助においても、保護者の方からは、少しでもいいから何とか負担してほしい、こういう要望が多く出されておりますので、その点を踏まえて、村長としてはどれくらいの額を検討されているのか、分かりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、ご理解をいただきたいというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） これからちょっとどれくらいの額を補助するかということで、これから検討していきたいということの答弁でありましたので、早急に要望に、村民のね、答えていただくようお願いしたいと思います。

1番は、簡単ですが終わります。

2、鳥獣対策について。

県内の市町村においても鳥獣対策について取り組んでいるところですが、天栄村においてもイノシシの被害が多く発生していると聞いております。

そこで、次の点について伺いたい。

1、作物などの被害の状況はどのようになっているか。

2、1年間の捕獲数は何頭か。

3、報償金は1頭につき幾らか。また、須賀川市、鏡石町、矢吹町と比べてどうか。

4、処分する場所はどこか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の作物等の被害状況については、ジャガイモやカボチャなどの農作物の食害や、田畑に侵入して農地を荒らすなどの被害が多く見受けられ、昨年の被害額は、福島県農業共済組合の調査で、面積275アール、被害額は33万4,000円となっております。

2点目の、1年間の捕獲頭数については、昨年度で191頭となっております。

3点目の、イノシシ捕獲の報償金について、本村では、有害鳥獣捕獲期間は1頭当たり2万円が個人に支払われ、そのほかに成獣で1万6,000円、幼獣で2,000円が村鳥獣被害対策実施隊の活動経費として支払われます。狩猟期については、1頭当たり2万3,000円であります。また、わな免許所有の村有害鳥獣捕獲協力員が自らかけたわなにより捕獲した場合は、成獣で1万6,000円、幼獣で2,000円となります。

須賀川市は有害鳥獣捕獲期間では、1頭当たり2万円、狩猟期で2万3,000円、鏡石町、矢吹町では報償を実施しておりません。

4点目の処分する場所については、村鳥獣被害対策実施隊員の私有地に本庁管内と湯本支所管内に1か所ずつ確保し、埋設しております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 有害鳥獣被害防止対策会議ということ、私も5年くらい、まだ議員のときだったんですが、ちょっと取り上げたことがあるんです。有害鳥獣被害防止対策会議を須賀川市、鏡石、矢吹町と協議してはどうかという質問に対して、村長さんのお話では、「広域的な捕獲体制の整備は、住民の安全・安心の確保にもつながる。捕獲許可などの取決めが必要なことから、県、近隣町村と協議し検討していきたい」ということになっておりますが、この点については、近隣の町村と協議していくということで、お話し合いということはしているのでしょうか。

8月に、そのときの、県中地区農林事務所で有害鳥獣被害防止対策会議というのがあって、意見交換があったんです。天栄村は欠席していたんですね、そのとき、聞いたら。その当時の課長さんはもういらっしゃらないんですが、「市町村をまたいでの捕獲は、天栄村は県中、県南、会津、南会津の各農林事務所との接点があり、熊については、それぞれの各事務所での許可があり、これが連携しないと広域的な捕獲はできない。県が一体となって対応できるよう要望しながら検討していきたい」と、当時の課長さんはそう言われているんですが、その後、この対策会議ということについて、近隣の市町村と話し合い、協議をしているのかどうか、伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

県及びほかの市町村との意見交換等、様々な機会を捉えまして要望してはいるものの、なかなか実現しないのが現状でございます。

今後においても働きかけていきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） このとおり私が議員のときに、熊の出没した目撃者がいたということで、広戸地区ですね、墓地公園、やはり長沼方面から来たようですが、天栄村にやっぱり長沼の人は入れないということで、こういう防止対策協議会というのを立ち上げてもらいたいという、こういう要望が多く出されておりますので、今後とも積極的にこういう協議を設けて、県のほうに要望していただきたいと思っております。

それで、先ほど報償金について、3番のですね、1頭につき幾らかということだったんですが、ちょっと私もメモはちょこっとしたんですが、もうちょっと報償金について、どれくらい、1頭なっておるか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

イノシシの捕獲の報償金につきましては、本村では有害鳥獣捕獲期間は、1頭当たり2万円が個人に支払われ、そのほかに成獣で1万6,000円、幼獣で2,000円が村鳥獣被害対策実施隊の活動経費として支払われます。

狩猟期につきましては、1頭当たりの捕獲報償は2万3,000円でございます。また、わな免許所有の村有害鳥獣捕獲協力員が自らしかけたわなにより捕獲した場合については、成獣で1万6,000円、幼獣で2,000円となります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 私もこの件について、鏡石、矢吹、須賀川の担当課と、ちょっとお話を聞きましたところ、鏡石に限っては、今年7月に2頭だけ捕ったということですが、捕獲ね。1人、日当代が2,800円、年額1万2,000円ということ聞いております。

矢吹は、5年間で3頭捕獲、1年間で1頭いるかいらないか、わなにもかからない、このような状況で、堀に落ちたのを捕ったということ聞いております。報償金は町で支払っていない、今後は実施していきたい、このようなお話がありました。

須賀川のほうは、捕獲したのが、昨年199頭、報償金としては4月から11月、1頭2万、12月から3月、1頭2万3,000円を支払っております。今年になってから、4月から7月までは42頭捕獲。隊員数は八十数名いると聞いております。

こういうことから、やはり天栄としても、この資料にも、渡部議員さんが資料提出ということで、資料を私らもらっていたんですが、これに対すると、やはりほかの須賀川なんかもすごいんですが、この捕獲隊員数が八十数名須賀川ではいる。天栄村においては13名ぐらいでしたね、ということで、すごい一生懸命やっているということは、私も本当に今回びっくりしました。須賀川のほうは、いるんですね、八十数名。こっちは13名から14名でこれだけ捕獲しているということは、大変苦勞してやっているんだなと、このように思っております。

この件は、そういうことで、これからも被害防止のために頑張っていたきたいと思えます。

それで、この後、協力隊の方から、今70代以上の方が、隊員の年齢が行っているので、若い人をやっぱり3年後、4年後に備えて、本当に育成してもらいたい、これが一番の願いですということで聞いております。

そういうことで、北海道あたりから、何か3年ぐらいここに在住するということで、協力隊が来ているということは、天栄広報か何かに載っていたと思うんですが、やっぱりその人たちは、3年後にここにまたいてもらえればいいんですけれども、そういう方針みたいなことは考えているんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、期間が3年間と限定されております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 期間が3年ということでしたので、更新ということは無理だということだと思うんですが、これから若い人を育成していただいて、なかなか難しいとは思いますが、とにかく今の現状では3年、4年後心配だということで、ぜひこれを議会で取り上げていただきたいということで、お話を聞いておりますので、その点もこれから検討して、してもらいたいなと思えます。

以上です。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 3、天栄村いきいきクラブ連合会について。

この連合会の目的は、「会員相互の親睦を図り、健康、友愛、奉仕を基本に生きがいのある生活の実現」となっております。この精神にのっとり、現在各地区の方たちと交流しております。

4月の総会において、大里東部地区から連合会を脱会するとの話が出されました。

そこで、次の点について伺いたい。

1、連合会から脱会して補助金を受け取っている地区はどこの地区か。また、金額は幾らになるか。

2、連合会から脱会した地区は、地区について補助金を出すということについて、今後、村はどのように考えているのか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の連合会に加入していない地区についてですが、令和2年度は小川地区と大里東部地区の2地区であり、今年度の補助額は、それぞれ5万5,500円と3万9,500円であります。

2点目についてですが、老人クラブは会員相互の親睦はもとより、住み慣れた地域で生きがいを持って健康に生活するために重要な役割を果たしていることから、その活動を支援するため、クラブの会員数等に応じて補助金を交付しております。

今後につきましては、現在、いきいきクラブ連合会において、組織全体と単位クラブの在り方や、方向性などについて検討されておりますので、それらの状況も踏まえながら決定してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 先ほど村長の答弁にありましたように、小川地区は5万5,000円でしたね。大里東部が3万9,000円ということですね、助成金が。それで、人数は何名でしたか、もう一度お願いします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

人数につきましては、小川地区につきましては31名、大里東部につきましては19名でございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 私も大山地区でして、3年くらい前に連合会に入って会長を務めております。それで、その前からだか、3年前だか4年前だか分からないですが、小川地区で連合会を脱会したというのは何年前ですか。あと、その当時の担当課の住民課長は誰でしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

小川地区につきましては、平成22年の頃から、調べて詳しいところで認識しておるところ

であるんですが、22年度から村の老人クラブへの加入はないということの記録が残っており、その時点から村の連合会のほうには入ってはいないというふうに認識しております。

したがって、その当時の課長ということでありまして、ちょっと今現在はこちらにおりませんので、名前については控えさせていただきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 小川の場合は平成22年ですか。10年以上も前に脱会したということ、連合会からですか。10年以上も前に脱会して、そのときは助成金というのは、脱会してからももらっていたんですか、10年以上も。これは大変なことでしょう。

あのね、連合会の会長さん、須田吉幸さんは、老人会が連合会になってから、ずっと長年、一生懸命村の老人クラブのためにやってきたんですよ。それで、脱会したら大体助成金というのはもらえないんですよ、村から。誰に聞いても皆さんそう言いますよ。連合会を脱会した人が、何で村から助成金をもらわなくちゃならない、それはおかしいでしょう、皆さんそう言います。

それで、私も3年くらい前ですから、そういう話を聞いて、3年前かなと思ったら、今の課長の話では10年くらい前ということなんでしょう。そして、私はその小川の会長さんと会ったこともないし、誰だかも分からないですけども、ただ、その会員の方が、小川の行政区からももらっている、それで村からももらっている、もうお金をどこに使っていか分からないくらいだと、こういう話をされていたというのを、私聞いています。

そういうことを、やはり当時の課長さんは、もういないということだから仕方がないですけども、これを延々と続けていったらどのようなことになるか。当時、今老人会をやっているのは社会福祉協議会ね、その職員さんも一生懸命やっているんですよ。4月の総会、11月の芋煮会、あと7月の花いっぱい運動ですか、それは理事の人たちですけども、一生懸命やっている。当時は85名も会員数がいた。それが、今は小川地区抜ける、今度今年の4月、総会に突然、大里東部の方、「抜けます、脱会します、連合会」、こういうことでは、だんだん村の連合会の老人クラブがなくなってくるでしょう。

助成金を出すということ自体がおかしいんですよ。皆さんそう言っていますよ。何で老人会連合会を抜けた人まで助成金を出さなくちゃならないんだと。こういうことはやるべきじゃないと思うんです。もう4月の総会のときに、私も議事進行係を務めていましたから、それで突然、議案審議の最中に大里東部の役員の方が手を挙げて、「あの、大里東部、4月から脱会します」、こういう話、突然ですから。隣の須田会長、びっくりしましてね、私も納得がいかなかったから、村長と、あと議長も来賓にいたと思って、招かれたから分かると思うんですが、もう私もそのときは、村長さんも分かると思いますよ、私言ったの、「じゃ、

大里東部は何が不服でそういうことになったんですか」と聞いたら、「いや、区の総会で決まったところだから」、これの一点張りで、全然先に進まないんです。

そのうち私も、「じゃ、大里東部の人も今年の4月、今回でやめて、脱会して、小川みたいに助成金をもらってやるつもりですか」と私聞いたんですが、その当時の大里東部の役員の方は、「総会で決まったから」、その一点張りで何も言いません。

だから、そのとき私は、村の対応が悪いからこういうことになるんですとはっきり言ったんだけど、ただ、もう会長さんも「会議が長くなるから、もうそこで打ち切りでいいです」と言われたから、私は途中で打ち切りしたんです。ただ、会長としては納得がいかない、そういうことです。だから、「大浦さん、議員になったんだから、議会でどんどん取り上げてください」、このように言われたから、私質問しているんでしょう。

そういうことが延々と続いていいんですか、これからも。連合会の須田会長は、長年ずっと続けてきて、それはいろいろありましたと聞いています。何十人もいれば、やはりいろいろな意見が出るから、それをまとめるというのは大変なことだ。だから、大里東部の方だって、4月に突然やめる、脱会すると言われたから、会長だって右腕取られたようにがっかりしましたよ。これから延々とこういうことを続けていくつもりですか、伺います。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北島さつき君。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北島さつき君） お答えいたします。

これまでの老人クラブの補助金につきましては、議員のほうから今、ご指摘がございましたが、各地区、単位老人クラブ及び連合会につきましても、各老人クラブとしての事業をきちんとなしているところに関して、補助金として支給していたものではございましたが、今議員がおっしゃるとおり、そういった声もあるということで、今回、いきいき老人クラブの連合会さんのほうでお話をされているということもありますので、先ほど村長も申したとおり、そちらの方向性につきまして、ある程度見えてきましたときに、うちのほうでも対応していきたいと考えておりますので、現在のところ決定していることではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 連合会から脱会して助成金をもらう、このようなことについて、住民課である北島課長さんは、これからもずっと続けていってもよいというお考えなんですか。それとも、いつからそういうことは打ち切りたいということは、そういう考えはあるんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北島さつき君。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

こちらの活動につきましては、やはり高齢者の方々が活気を持って、地域の皆様と交流を持ちながら活動していただくことが目的ですので、そちらの皆様方が、地区であり、また連合会でありに、うまく関わりながら運営していただけるのが一番だと思っております、これまでの補助金につきましても、その各地区できちんと、例えば神社のお掃除をしたり、花植えをしたり、草むしりをしたりとかということもありまして、それが適正であると認めて補助金を出していたものでございますので、ただ、これが今後、今年度は補助額を出さということで決定はしてはしておりますが、これからにつきましては、その活動を踏まえ、あと皆様方、連合会の役員の方々でもお話をされていますので、そちらの方々とも協議をしながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 大里東部の地区の方、会長さんからは、3年間の付き合いだったんですが、お墓の掃除、それをやっぱり行政区のほうからも助成金を頂いておりますので、もらっていますということで、その代わりにお墓のお掃除をやっていますということです。ただ、小川の地区の方は、私入ってから全然、脱会していませんから、何をされているか分かりませんね。地区の何かはやっていると思うんですが。大山の場合は、やはり人数は少ないですけども、年に2回ほど草むしりとか、花壇の、あとは缶、ごみ拾いをやっております。それもやはり提出して、幾ら、どこで、何月何日とちゃんとしていますけれども、そういうことも踏まえて、会長さんもとにかくがっかりしていますから、これ以上会員が減ると、もううちも会長続けていられないということぐらいまで真剣ですから。

一時85名もいたのが、今はもう小川と大里東部、それ抜けたから五十何名しかおりませんので、そういうことを、やはりこれは責任は課長さんでなく、最後に助成金を出すのは村長ですからね、村長。ちゃんと聞いてんだか、村長。そういうことで、よろしく願います。最後にやっぱり助成金出すのはどうかということで、やはりちゃんとやっているのかどうか、脱会してまでお金を払わなくちゃならない、そこら辺をちゃんと役所のほうはやっておかないと、幾らでもお金出すようじゃ困ります。そういうことでは。

連合会のほうでも、やはり今までは10人以上だから、会員、10名以上じゃないとできないんですね、会が。そういうことで、飯豊地区も結構、長年ずっと入っていたみたいですけども、10人に満たないので、やはりできないということで、老人会が。今回、福祉協議会のほうも、何か回覧で、この前やはり理事会があつて、そういうお話が出てまして、1人でも募集してできるように、人数多くして、とにかく地区ごとだったらしよっちゅう顔を合わせているから分かるんですが、村全体の老人会となると、やはり4月総会あと芋煮会、これが皆さん楽しみで楽しみでね、もう年に1回ですからね、そういうことで目的は親睦を図る

友愛の精神ですから、そういうことをやはりこれから生きがいですね、やはり。生きがいを持ってそういう活動ができる、こういう視点からすると、やはりこれからどんどん連合会を大きくしていきたいと思います。去年も分かるように、県のほうからも表彰されていますからね、会長さんが。

そういうことで、本当にそういうところはちゃんと対応していただきたいと思います。

村長、よろしく願います。一言願います。長々とでもいいです。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これは当然、単位クラブ、そして連合会の皆様のご意見を聞きながら、よりいい方向になるように進めてまいりたいと。今後しっかりと協議はしてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） これから、ちゃんと見極めて、しっかりと対応していきたいという村長の答弁でありましたので、これからもしっかりと対応できるように、ちゃんと助成金出すか出さないかはしっかりと確認してから判こを押してもらえるように、よろしく願いたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして一般質問を終わります。

ここで暫時休議いたします。2時25分まで休議いたします。

（午後 2時09分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時25分）

◎報告第1号の上程、説明、報告

○議長（服部 晃君） 日程第8、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条及び第22条の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

なお、これらの比率についての同法第3条及び第22条の規定による監査委員の意見は、別冊のとおりである。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

まず、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字であるため算定されませんでした。実質公債費比率につきましては8.6%で、前年度比0.1ポイントの減、将来負担比率につきましては28%で、前年度比12.1ポイントの増となりました。

なお、いずれの比率につきましても国の基準を下回っております。

次のページの資金不足比率でございますが、水道事業会計から最後の工業用地取得造成事業特別会計までの全ての会計において資金剰余であったため、比率は算定されませんでした。説明は以上でございます。

○議長（服部 晃君） これをもって報告を終わります。

ここで、村代表監査委員から、令和元年度天栄村財政健全化判断比率並びに水道事業会計等特別会計資金不足比率に関する意見書が提出されておりますので、その報告を求めます。

代表監査委員、常松秀夫君。

〔代表監査委員 常松秀夫君登壇〕

○代表監査委員（常松秀夫君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の審査意見のご報告を申し上げます。

まず、財政健全化判断比率でございますが、書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。実質赤字比率、連結赤字比率につきましては、実質収支は黒字のため、実質赤字比率は算出されませんでした。実質公債費比率につきましては8.6%となっており、前年度より0.1ポイントの減少であり、基準の25%と比較すると、これを下回り、良好でございます。

将来負担比率につきましては28.0%となっており、前年度より12.1ポイントの増加であります。基準の350%と比較すると、これを大きく下回り、特に指摘すべき事項はなく、良好と認めました。

次に、水道事業並びに特別会計の資金不足の比率でございますが、いずれも適正に書類は作成されているものと認められました。資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため算出されていませんでした。その他、特に指摘すべき事項はございませんが、引き

続き経営の健全状態を維持されたい。

なお、審査意見書については別冊のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（服部 晃君） ご苦労さまでした。

以上で報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会議務局長 小山富美夫君登壇〕

○議会議務局長（小山富美夫君） 議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本村の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字飯豊字宮ノ前48番地。

氏名、小針克彦。

生年月日、昭和32年5月25日生まれ。

○議長（服部 晃君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

本村、教育委員会委員のうち、小針克彦委員が、本年9月30日をもって任期が満了となりますので、引き続き委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

小針克彦氏は、教育委員会委員を平成24年10月から務められており、人格、識見に優れ、また教育に関する経験も豊かであり、本村教育委員会委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は10月1日から4年であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 小山富美夫君登壇〕

○議会事務局長（小山富美夫君） 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字牧之内字矢中23番地。

氏名、永山勇雄。

生年月日、昭和26年2月10日生まれ。

○議長（服部 晃君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

本村の固定資産評価審査委員会委員 3名のうち、永山勇雄委員が本年11月24日をもって任期満了となりますので、引き続き委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

永山勇雄氏は、民生児童委員を3期9年、人権擁護委員を2期6年務められ、平成26年11月より固定資産評価審査委員会委員も務められており、地域の事情に精通しております。その豊かな経験と実績は、固定資産評価審査委員会委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は11月25日から3年であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第11、議案第3号 牧本財産区管理委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 小山富美夫君登壇〕

○議会事務局長（小山富美夫君） 議案第3号 牧本財産区管理委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の牧本財産区管理委員会委員に次の者を選任したいので、財産区管理条例（昭和31年天

栄村条例第5号)第3条の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字牧之内字中林11番地。

氏名、大須賀豊房。

生年月日、昭和34年11月24日生まれ。

住所、天栄村大字牧之内字矢中8番地。

氏名、塚目孝藏。

生年月日、昭和23年8月17日生まれ。

住所、天栄村大字牧之内字女神28番地。

氏名、二瓶政男。

生年月日、昭和23年1月3日生まれ。

住所、天栄村大字上松本字竹之内東1番地。

氏名、森孝俊。

生年月日、昭和24年1月17日生まれ。

住所、天栄村大字下松本字権太夫内61番地。

氏名、森辰義。

生年月日、昭和31年2月4日生まれ。

○議長(服部 晃君) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長(添田勝幸君) 提案理由をご説明申し上げます。

牧本財産区管理会委員5名が、本年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任を選任するに当たり、財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今回、選任いたします方は、地区の議員の方々にご協力を賜りながら、駐在員のご推薦をいただいた方々であります。

大須賀豊房さん、森孝俊さんの2名が再任、ほかの3名の方が新任であり、いずれの方も地域の信望が厚く、牧本財産区管理会委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は10月1日から4年であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第12、議案第4号 湯本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 小山富美夫君登壇〕

○議会事務局長（小山富美夫君） 議案第4号 湯本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の湯本財産区管理会委員に次の者を選任したいので、財産区管理条例（昭和31年天栄村条例第5号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字湯本字居平48番地。

氏名、星恒美。

生年月日、昭和13年9月20日生まれ。

住所、天栄村大字田良尾字宮下26番地。

氏名、大竹芳友。

生年月日、昭和18年10月8日生まれ。

住所、天栄村大字田良尾字駒木下4番地2。

氏名、小山辰衛。

生年月日、昭和27年3月7日生まれ。

住所、天栄村大字田良尾字更目木65番地。

氏名、大竹喜久雄。

生年月日、昭和19年11月21日生まれ。

住所、天栄村大字田良尾字居平53番地。

氏名、相原一雄。

生年月日、昭和23年10月29日生まれ。

○議長（服部 晃君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

湯本財産区管理会委員5名が、本年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任を選任するに当たり、財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今回、選任いたします方は、地区の議員の方々にご協力を賜りながら、駐在員のご推薦をいただいた方々であります。

星恒美さん、相原一雄さんの2名が再任、ほかの3名の方が新任であり、いずれの方も地域の信望が厚く、湯本財産区管理会委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は10月1日から4年であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

◎議案第5号～議案第19号の一括上程、説明

○議長（服部 晃君） 日程第13、議案第5号 令和元年度天栄村一般会計決算認定について、日程第14、議案第6号 令和元年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について、日程第15、議案第7号 令和元年度牧本財産区特別会計決算認定について、日程第16、議案第8号 令和元年度大里財産区特別会計決算認定について、日程第17、議案第9号 令和元年度湯本財産区特別会計決算認定について、日程第18、議案第10号 令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について、日程第19、議案第11号 令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について、日程第20、議案第12号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について、日程第21、議案第13号 令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について、日程第22、議案第14号 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について、日程第23、議案第15号 令和元年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について、日程第24、議案第16号 令和元年度天栄村介護保険特別会計決算認定について、日程第25、議案第17号 令和元年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について、日程第26、議案第18号 令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第27、議案第19号 令和元年度天栄村水道事業会計決算認定について、以上15議案を一括議題といたします。

ここで、決算書の提案理由の説明に入るに先立ち、代表監査委員より、令和元年度決算審査意見書についての報告を求めます。

代表監査委員、常松秀夫君。

[代表監査委員 常松秀夫君登壇]

○代表監査委員（常松秀夫君） 決算審査意見書について申し上げます。

1 ページをお開きください。

令和元年度天栄村一般会計決算及び特別会計決算並びに定額運用基金の運用状況の審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 令和元年度天栄村一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和元年度天栄村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和元年度牧本財産区特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和元年度大里財産区特別会計歳入歳出決算

- (5) 令和元年度湯本財産区特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 令和元年度天栄村簡易排水処理施設特別会計歳入歳出決算
- (12) 令和元年度天栄村介護保険特別会計歳入歳出決算
- (13) 令和元年度天栄村風力発電事業特別会計歳入歳出決算
- (14) 令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (15) 各会計に係る歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書
- (16) 財産に関する調書
- (17) 定額運用基金の運用状況を示す書類

2 審査の期間

令和2年8月3日から令和2年8月5日の3日間で行いました。

3 審査の手続

この審査にあたっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に行われているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿と証拠書類と照合した結果誤りのないものと認められた。また各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められた。

なお、次ページから以降、お目通ししていただきたいと思えます。

ページ数、8ページをお開きください。

審査の意見でございます。

(1) 一般会計

財政構造については、前述のとおり、財政力指数は前年度と比較して概ね横ばいとなっている。また、実質公債費比率も前年度と比較して横ばいとなっているが、経常収支比率はやや低下しているため、健全性を維持していると認められる。

歳入の根幹をなす村税は、前年度と比較すると、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、戸別訪問による徴収が計画的に実施されなかった等により徴収率、収入額ともに減少した。

特に、村税の収入未済額は約1億1,790万円と依然として高額であり、負担の公平性の観点からも、徴収事務を怠ることなく確実に履行するとともに、地方税法に基づく厳正な滞納処分並びに不納欠損処分等を執行し、収入未済額の縮減に努められたい。

次に、白子テニスコートについては、老朽化が進み、貸出を中止している状況である。以前からの利用者も現在は屋内スポーツ運動場を利用しており、当該施設の役割は終了したと思料される。このことに鑑み、今後の利用計画について早急に判断されたい。

また、地域振興、定住促進の観点からも、ハイテク大山工業団地や墓地公園の未処分地の販売促進に引き続き努力願いたい。

近年は、台風や長雨による豪雨災害が頻繁に発生し、各自治体は災害復旧や被災者支援に多額の財源が必要であり、さらに防災・減災事業にも力を注がなければならない。また、新型コロナウイルス感染症の脅威はとどまることを知らず、各自治体は、感染拡大防止対策と経済活動対策とを同時に進めるという難しい時期を迎えており、各自治体の行財政運営は厳しさを増すものと思料される。

緊急的な事象に迅速に対応するためにも、財源の確保は最重要課題であり、そのためにも、歳入の確保と歳出の適正な執行と抑制に努めていただきたい。

(2) 各特別会計でございます。

各特別会計は、特定の事業を行うため又は特定の歳入をもって特定の歳出に充てるため、国民健康保険特別会計など13の特別会計を設置して、その経理の明確性を図っているところである。

各特別会計の中で、一部収入未済額が生じている会計はあるものの、各種事業の執行は全体的には良好なものとなっているので、今後も予算の執行に際しては財務規則を遵守し、適正に執行されたい。

次に、定額運用基金の審査意見を申し上げます。

9ページでございます。

審査意見

地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況は、関係帳簿等を審査した結果、その運用状況は適正であった。

次に、水道事業審査意見について申し上げますので、水道事業会計の1ページをお開きください。

令和元年度天栄村水道事業会計決算審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

- 1 令和元年度天栄村水道事業会計決算書
- 2 令和元年度天栄村水道事業会計決算付属書類

2 審査の期間

令和2年8月3日から令和2年8月5日までの3日間で行いました。

3 審査の手続

この審査にあたっては、村長から提出された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表について、関係法令に準拠して調整されているか、経営状況及び財政状態は健全か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表は法令に準拠して作成されており、決算係数は関係帳簿と証拠書類と照合した結果誤りのないものと認められた。

なお、決算概要及び審査意見は次のとおりである。

ということで、8ページをお開きください。

第3 審査意見

水道事業は、地方公営企業法に基づき、地方自治体が経営する企業として運営されており、常に効率的な事業運営と経営を目指すことが求められている。

本村の水道事業を取り巻く環境は、給水戸数は増加しているが、給水人口は減少しており、これは新築等の増加及び各世帯の細分化が主な要因である。また、村民の節水意識の向上や新築等による高機能節水機器等の普及により、給水収益の大幅な増加は期待できず、今後限られた給水収益を踏まえた事業の計画が求められる。

さらに、将来、各水道施設の老朽化対策を図る費用も予想され、一層の計画的財政運営が望まれる。

現在、水道料金の収入未済額は、前年度と比較して減少しているため、今後とも収入率の向上に努め、収入未済額の減少に努めていただきたい。

そして、引き続き「安全な水」「安定した水」の供給を図るため、持続的で計画的な経営を実行されることを期待したい。

以上でございます。

○議長（服部 晃君） 大変ご苦労さまでした。

令和元年度決算審査意見書の報告が終わりました。

◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

日程の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時00分)

9 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和2年9月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年9月9日（水曜日）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 5号 | 令和元年度天栄村一般会計決算認定について |
| 日程第 2 | 議案第 6号 | 令和元年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第 3 | 議案第 7号 | 令和元年度牧本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 4 | 議案第 8号 | 令和元年度大里財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 5 | 議案第 9号 | 令和元年度湯本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 6 | 議案第10号 | 令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第11号 | 令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第12号 | 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第13号 | 令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について |
| 日程第10 | 議案第14号 | 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第11 | 議案第15号 | 令和元年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について |
| 日程第12 | 議案第16号 | 令和元年度天栄村介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第13 | 議案第17号 | 令和元年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について |
| 日程第14 | 議案第18号 | 令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第15 | 議案第19号 | 令和元年度天栄村水道事業会計決算認定について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
6番	揚 妻	一 男 君	7番	渡 部	勉 君
8番	熊 田	喜 八 君	9番	大須賀	溪 仁 君
10番	服 部	晃 君			

欠席議員（1名）

5番 廣 瀬 和 吉 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	揚 妻 浩 之 君
教 育 長	久 保 直 紀 君	参 事 兼 総 務 課 長	内 山 晴 路 君
企 画 政 策 課 長	熊 田 典 子 君	産 業 課 長	黒 澤 伸 一 君
住 民 福 祉 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	櫻 井 幸 治 君
建 設 課 長	塚 目 弘 昭 君	湯 本 支 所 長	星 裕 治 君
教 育 課 長	関 根 文 則 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	小 山 富 美 夫	書 記	石 井 大 輔
書 記	森 步		

◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

5番、廣瀬和吉君より、病氣療養中のため、欠席の届出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

◎議案第5号～議案第19号の説明

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第5号 令和元年度天栄村一般会計決算認定についてから日程第15、議案第19号 令和元年度天栄村水道事業会計決算認定についてまで、一括議題となっておりますので、昨日に引き続き議題といたします。

これより、令和元年度天栄村一般会計決算書から順次提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） おはようございます。

10ページをお願いいたします。

議案第5号 令和元年度天栄村一般会計決算認定について事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、予算現額 2 億306万9,000円、調定額 2 億1,541万8,519円、収入済額 2 億504万7,152円、収入未済額1,037万1,367円。収入未済額につきましては、1 節現年度分の内訳でございますが、均等割額が15万8,014円、所得割額が652万581円、合計667万8,595円でございます。

2 目法人分、予算現額3,830万6,000円、調定額3,975万3,700円、収入済額3,975万3,700円。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、予算現額 4 億3,270万4,000円、調定額 5 億3,174万5,024円、収入済額 4 億2,597万4,979円、不納欠損額75万8,048円、収入未済額 1 億501万1,997円。収入未済額でございますが、滞納繰越分について4件を処理したものでございます。収入未済額の部分につきましては、1 節現年分の内訳でございますが、土地分が483万

8,005円、家屋分が758万5,029円、償却資産分が542万1,306円の計1,784万4,340円であります。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、予算現額1,690万6,000円、調定額1,690万6,300円、収入済額1,690万6,300円。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、予算現額2,008万5,000円、調定額2,041万3,540円、収入済額2,017万1,100円、収入未済額24万2,440円。収入未済額の内訳につきましては、1節現年課税分が13万4,700円、2節滞納繰越分が10万7,740円でございます。

2目環境性能割、予算現額13万円、調定額、収入済額ともに17万5,900円。

4項村たばこ税、1目村たばこ税、予算現額4,136万2,000円、調定額、収入済額ともに4,127万182円。

5項入湯税、1目入湯税、予算現額824万8,000円、調定額1,125万8,150円、収入済額898万6,485円、収入未済額227万1,665円。収入未済額は全額、2節の滞納繰越分でございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、予算現額2,145万9,000円、調定額、収入済額ともに2,141万4,000円。

次のページをお願いいたします。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、予算現額6,126万4,000円、調定額、収入済額ともに6,167万3,000円。

3項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税、予算現額ゼロ円、調定額、収入済額ともに8円でございます。こちらにつきましては、平成20年度に制度が終了しておりまして、過年度分の精算に伴う収入でございます。

4項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、予算現額280万9,000円、調定額、収入済額ともに280万8,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、予算現額33万6,000円、調定額、収入済額ともに36万2,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、予算現額137万3,000円、調定額、収入済額ともに179万4,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、予算現額130万7,000円、調定額、収入済額ともに88万2,000円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、予算現額9,820万4,000円、調定額、収入済額ともに9,826万円。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、予算現額994万4,000円、調定額、収入済額ともに809万5,902円。

次のページをお願いいたします。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、予算現額930万6,000円、調定額、収入済額ともに930万6,858円。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、予算現額809万2,000円、調定額、収入済額ともに809万2,000円。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、予算現額348万2,000円、調定額、収入済額ともに348万2,000円。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、予算現額16億9,848万8,000円、調定額、収入済額ともに17億1,737万4,000円。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、予算現額76万5,000円、調定額、収入済額ともに85万6,000円。

次のページをお願いいたします。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、予算現額6万8,000円、調定額、収入済額ともに2万円。

2目農業費分担金、予算現額118万1,000円、調定額、収入済額ともに123万5,604円。

3目総務費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4目教育費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5目消防費分担金、予算現額36万3,000円、調定額、収入済額ともに34万7,389円。

2項負担金、1目総務費負担金、予算現額1,000円。調定額、収入済額ともにゼロ円。

2目民生費負担金、予算現額895万4,000円、調定額、収入済額ともに913万277円。

3目教育費負担金、予算現額102万8,000円、調定額、収入済額ともに104万4,730円。

次のページをお願いいたします。

4目農業費負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5目衛生費負担金、予算現額18万円、調定額、収入済額ともに17万2,670円。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、予算現額226万円、調定額、収入済額ともに226万6,843円。

2目民生使用料、予算現額4万4,000円、調定額、収入済額ともに4万7,230円。

3目農林水産使用料、予算現額133万円、調定額、収入済額ともに119万2,974円。

4目土木使用料、予算現額1,066万3,000円、調定額1,128万1,034円、収入済額995万8,242円、収入未済額132万2,792円。収入未済額でございますが、こちら1節住宅使用料のうち村営住宅の現年度分が6万1,200円、過年度分が11万5,400円、定住促進住宅の現年度分が86万4,196円、過年度分が28万1,996円でございます。

次のページをお願いいたします。

5目教育使用料、予算現額118万8,000円、調定額、収入済額ともに119万9,100円。

6目衛生使用料、予算現額26万4,000円、調定額、収入済額ともに13万2,000円。

2項手数料、1目総務手数料、予算現額323万1,000円、調定額、収入済額ともに315万3,620円。

2目民生手数料、予算現額6万5,000円、調定額、収入済額ともに5万1,250円。

3目衛生手数料、予算現額33万3,000円、調定額、収入済額ともに32万4,440円。

次のページをお願いいたします。

4目農林水産手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

5目商工手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

6目土木手数料、予算現額2万6,000円、調定額、収入済額ともに2万6,750円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、予算現額1億1,108万8,000円、調定額、収入済額ともに1億1,201万159円。

2目衛生費国庫負担金、予算現額36万円、調定額、収入済額ともに8万8,020円。

3目土木費国庫負担金、予算現額3,639万5,000円、調定額3,355万2,000円、収入済額507万5,000円、収入未済額2,847万7,000円。収入未済額につきましては、1節の公共土木施設災害復旧費国庫負担金でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、予算現額3,126万4,000円、調定額、収入済額ともに3,172万7,415円。

次のページをお願いいたします。

2目民生費国庫補助金、予算現額2,736万4,000円、調定額、収入済額ともに3,173万2,139円。

3目衛生費国庫補助金、予算現額88万2,000円、調定額、収入済額ともに83万2,000円。

4目農林水産業費国庫補助金、予算現額1,297万円、調定額、収入済額ともに1,295万3,600円。

5目土木費国庫補助金、予算現額7,632万9,000円、調定額7,632万9,000円、収入済額6,072万8,000円、収入未済額1,560万1,000円。こちらは、令和2年度へ繰り越すものでございます。こちら1節の社会資本整備総合交付金でございます。

6目教育費国庫補助金、予算現額4,346万3,000円、調定額、収入済額ともに7,455万9,000円。

次のページをお願いいたします。

7目消防費国庫補助金、予算現額146万7,000円、調定額、収入済額ともに143万7,000円。

8目労働費国庫補助金、予算現額437万4,000円、調定額、収入済額ともに437万5,000円。

9目商工費国庫補助金、予算現額196万円、調定額、収入済額ともに195万9,000円。

3 項委託金、1 目総務費委託金、予算現額21万6,000円、調定額、収入済額ともに21万6,000円。

2 目民生費委託金、予算現額137万1,000円、調定額、収入済額ともに187万6,844円。

16款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、予算現額7,421万8,000円、調定額、収入済額ともに7,458万5,883円。

次のページをお願いいたします。

2 目衛生費県負担金、予算現額18万円、調定額、収入済額ともに4万1,418円。

3 目土木費県負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4 目消防費県負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2 項県補助金、1 目総務費県補助金、予算現額9万円、調定額、収入済額ともに9万4,000円。

2 目民生費県補助金、予算現額5,083万9,000円、調定額、収入済額ともに4,936万2,304円。

次のページをお願いいたします。

3 目衛生費県補助金、予算現額2億8,389万1,000円、調定額、収入済額ともに2億5,863万703円。

4 目農林水産業費県補助金、予算現額3億5,106万2,000円、調定額3億5,065万3,347円、収入済額2億5,118万6,667円、収入未済額9,946万6,680円。収入未済額につきましては、2 節農業費補助金の翌年度繰越分であります。

次のページをお願いいたします。

3 節林業費補助金の収入未済額8,883万1,680円、こちらにつきましては、治山施設森林再生事業等の繰越分になります。また、4 節国土調査費補助金973万5,000円、こちらにつきましても、国土調査の翌年度繰越分でございます。

5 目商工費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

6 目消防費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

7 目教育費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

8 目災害復旧費県補助金、予算現額1億1,383万7,000円、調定額1億591万7,221円、収入済額550万5,000円、収入未済額1億41万2,221円、収入未済額につきましては、1 節の農地・農業用施設災害復旧費補助金等の令和2年度への繰越しでございます。

9 目労働費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

10目土木費県補助金、予算現額522万8,000円、調定額、収入済額ともに522万8,000円。

3 項委託金、次のページをお願いいたします。

1 目総務費委託金、予算現額2,923万8,000円、調定額、収入済額ともに2,903万3,249円。

2 目農林水産業費委託金、予算現額400万2,000円、調定額、収入済額ともに400万2,000円。

3目土木費委託金、予算現額484万円、調定額、収入済額ともに479万392円。

4目教育費委託金、予算現額1,410万円、調定額、収入済額ともに1,544万3,552円。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1,440万2,000円、調定額、収入済額ともに1,440万3,875円。

次のページをお願いいたします。

2目利子及び配当金、予算現額20万7,000円、調定額、収入済額ともに17万9,005円。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに59万8,010円。

2目物品売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4目除雪車売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、予算現額2,500万円、調定額、収入済額ともに2,661万6,461円。

2目教育費寄附金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3目民生費寄附金、予算現額ゼロ円、調定額、収入済額ともに5万円。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目湯本財産区特別会計繰入金、予算現額146万3,000円、調定額、収入済額ともに146万3,694円。

次のページをお願いいたします。

2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、予算現額2,500万円、調定額、収入済額ともに2,500万円。

3目風力発電事業特別会計繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4目国保（事業勘定）特別会計繰入金、予算現額19万3,000円、調定額、収入済額ともに19万3,000円。

5目後期高齢者医療特別会計繰入金、予算現額7万4,000円、調定額、収入済額ともに7万4,000円。

6目介護保険特別会計繰入金、予算現額882万円、調定額、収入済額ともに882万863円。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額1億5,200万円、調定額、収入済額ともに1億5,200万円。

2目人材育成基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3目減債基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4目地域福祉基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

次のページをお願いいたします。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、予算現額3,940万円、調定額、収入済額ともに3,940万

円。

6目東日本大震災復興基金繰入金、予算現額566万円、調定額、収入済額ともに340万円。

7目こども未来基金繰入金、予算現額442万1,000円、調定額、収入済額ともに98万円。

8目公共施設整備基金繰入金、予算現額1億1,200万円、調定額、収入済額ともに1億1,200万円。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額1億8,286万9,000円、調定額、収入済額ともに1億8,286万9,689円。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算現額4万円、調定額、収入済額ともに12万5,327円。

2目加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

3目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2項村預金利子、1目村預金利子、予算現額7,000円、調定額、収入済額ともに7,021円。

3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、予算現額8万9,000円、調定額、収入済額ともに7万9,696円。

4項雑入、次のページをお願いします。

1目弁償金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに621万165円。こちら原子力災害損害賠償金でございます。

2目雑入、予算現額2,213万2,000円、調定額、収入済額ともに2,325万4,553円。

次のページをお願いいたします。

3目過年度収入、予算現額295万9,000円、調定額、収入済額ともに312万6,623円。

4目滞納処分費、調定額、収入済額ともに6万5,016円。

22款村債、1項村債、1目総務債、予算現額1億981万3,000円、調定額、収入済額ともに9,271万3,000円。

2目教育債、予算現額2億6,620万円、調定額、収入済額ともに2億2,320万円。

3目土木債、予算現額970万円、調定額、収入済額ともに970万円。

4目災害復旧事業債、予算現額4,760万円、調定額、収入済額ともに1,420万円。

23款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、予算現額167万円、こちらにつきましては、令和元年10月から導入されたものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入合計、予算現額50億2,158万8,000円、調定額50億6,804万8,238円、収入済額47億411万3,028円、不納欠損額75万8,048円、収入未済額3億6,317万7,162円でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましては、順次所管課長より支出額がゼロ、または不用額がおおむね10万円を超えた節、さらにその目における特徴的な支出などについてご説明をさせていただきます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、予算現額7,105万円、支出済額7,080万9,916円、不用額24万84円でございます。不用額につきましては、各節の積上げによるもので、おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額2億5,542万4,000円、支出済額2億5,198万9,112円、不用額343万4,888円。不用額でございますが、3 節職員手当等の中で一般職退職手当組合負担金など各手当の積上げによるものでございます。また、それぞれ年度末の額の確定により見込みを下回ったものでございます。また、7 節賃金につきましては、臨時職員の勤務日数が少なかったため見込みを下回ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

8 節報償費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、予定した職員研修が開催できなかったため、講師謝礼の支出が見込みを下回ったものでございます。

9 節旅費につきましては普通旅費、11 節需用費につきましては例規集の追録代、12 節役務費につきましては郵便料、15 節工事請負費では防犯灯設置工事が、それぞれ見込みを下回ったものでございます。

次に、主な支出内容でございますが、19 節負担金、補助及び交付金のうち、次のページをお願いいたします。上から9 番目の集会施設整備事業補助金につきましては、湯本集会所、また今坂集会所等の修繕並びに沖内消防施設の改修等に関する補助でございます。

[企画政策課長 熊田典子君登壇]

○企画政策課長（熊田典子君） 2 目文書広報費、予算現額428万2,000円、支出済額427万9,220円、不用額2,780円、こちらは、毎月の村広報紙発行費用であります。ほぼ予算どおりの執行でございます。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 3 目財政管理費、予算現額648万1,000円、支出済額642万8,702円、不用額5万2,298円。おおむね予算どおりの執行でございます。

4 目会計管理費、予算現額50万8,000円、支出済額41万9,717円、不用額8万8,283円。おおむね予算どおりの執行でございます。

5 目財産管理費、予算現額1億6,983万円、支出済額1億6,742万3,978円、不用額240万6,022円。不用額につきましては、11 節需用費でございますが、ガソリン代、施設修繕費、車輛修繕費など見込みを下回ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

また、12節では電話料、損害保険料、14節では複写機使用料が見込みを下回ったものでございます。

次に、主な支出でございますが、15節工事請負費の羽鳥湖高原建物解体工事費で857万5,200円。

次のページをお願いいたします。

羽鳥湖高原駐車場整備工事請負費で640万4,400円。

次に、25節の積立金でございますが、財政調整基金積立金としまして7,600万円を積み立てております。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） 6目企画費、予算現額1億2,398万4,000円、支出済額1億2,348万164円、不用額50万3,836円、不用額の主なものにつきましては、14節使用料及び賃借料の上段に光ケーブル電柱添架料、こちらと次のページの19節負担金、補助及び交付金の地域活力交付金が見込みを下回ったものでございます。

前のページに戻りまして、こども未来応援事業につきましては、73件の応募があり11件のチャレンジを応援いたしました。8節報償費と19節負担金、補助及び交付金で合計65万円ほど支出しております。

13節委託料の中段でございますが、天栄村高齢者タクシー利用助成事業、こちらにつきましては、5名の利用がありました。

次のページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金の地域活力交付金ですが、こちらは13件で191万5,000円支出いたしました。それから高齢者バス利用補助金は、17名の利用がありました。そのほか、庁内の高度情報化にのせる経費を企画費で支出しております。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 続きまして、7目支所及び出張所費、予算現額2,145万4,000円、支出済額2,107万5,812円、不用額37万8,188円、不用額の主な理由としましては、ガソリン代、電気代が見込額より下回ったためであります。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 8目交通安全対策費、予算現額163万円、支出済額146万8,369円、不用額16万1,631円。不用額でございますが、各節の積上げにより生じたものでございます。そのほか、おおむね予算どおりの執行でございます。

次に、主な支出につきましては、15節工事請負費のカーブミラー設置工事を4か所、大里中部、飯豊、湯本、田良尾地区に設置を行いました。また、19節負担金、補助及び交付金に

おきましては、次のページでチャイルドシート購入補助金 9 万 1,100 円を支出しました。そのほか、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） 9 目地方創生費、予算現額 1,034 万 7,000 円、支出済額 980 万 2,593 円、不用額 54 万 4,407 円。不用額の主なものにつきましては、短期滞在住宅に関する経費、主に需用費が見込みを下回ったものであります。19 節の負担金、補助及び交付金の空き家改修事業等補助金につきましては、家財処分が 1 件、改修が 2 件の支出となっております。

10 目ふるさと納税費、予算現額 3,498 万 2,000 円、支出済額 3,487 万 7,277 円、不用額 10 万 4,723 円。不用額につきましては、各節の積上げによるもので、ほぼ予算どおりの執行となっております。

〔税務課長 櫻井幸治君登壇〕

○税務課長（櫻井幸治君） 続きまして、2 項徴税費、1 目税務総務費、予算現額 7,386 万 5,000 円、支出済額 7,325 万 4,615 円、不用額 61 万 385 円。税務事務に要する経費でございます。不用額の主なものでございますが、3 節職員手当等で時間外勤務手当等が見込みを下回ったことによるもの、23 節償還金利子及び割引料におきまして、年度末に確定する法人村民税などの過年度還付金が見込みより少なかったことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2 目賦課徴収費、予算現額 852 万 1,000 円、支出済額 829 万 2,547 円、不用額 22 万 8,453 円。村税の賦課徴収事務に要する経費でございます。不用額につきましては、各節の積上げによるものでございます。

○議長（服部 晃君） 説明の途中でございますが、暫時休議いたします。

11 時 5 分まで。

（午前 10 時 49 分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 11 時 05 分）

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北畠さつき君） 68 ページをお願いいたします。

3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、予算現額 2,431 万 8,000 円、支出済額 2,420 万 8,728 円、不用額 10 万 9,272 円。こちらは主に窓口業務に係る経費であります。不用額につきましては、各節の積上げによるものであり、ほぼ予算どおりの執行であります。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費、予算現額72万1,000円、支出済額69万1,898円、不用額2万9,102円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2目参議院議員通常選挙費、予算現額872万2,000円、支出済額871万2,751円、不用額9,249円。こちらも、おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

3目福島県議会議員一般選挙費、予算現額775万4,000円、支出済額774万6,285円、不用額7,715円。こちらも、おおむね予算どおりの執行でございます。

4目天栄村長選挙費、予算現額188万5,000円、支出済額188万1,903円、不用額3,097円。おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

5目天栄村議会議員選挙費、予算現額878万円、支出済額278万2,770円、不用額599万7,230円。不用額でございますが、村議会議員選挙の投票を行わなかったことから、それぞれ不用額が生じたものでございます。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） 5項統計調査費、1目統計調査総務費、予算現額2万7,000円、支出済額2万2,500円、不用額4,500円。

2目総務統計費、予算現額163万8,000円、支出済額158万9,415円、不用額4万8,585円。主に農林業センサス調査に係る費用でございます。おおむね予算どおりの執行であります。

次のページをお願いいたします。

3目商工統計費、予算現額4万6,000円、支出済額3万9,748円、不用額6,252円。工業統計に係る経費であります。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 6項監査委員費、1目監査委員費、予算現額61万4,000円、支出済額61万3,161円、不用額839円。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算現額6,202万6,000円、支出済額5,993万3,647円、不用額209万2,353円。主な不用額の内訳ですが、3節職員手当等の中で、時間外勤務手当が見込みを下回ったこと、11節需用費及び13節、次のページになりますが、委託料におきまして、消費税増税に伴いますプレミアム商品券発行事業に係る経費が見込みを下回ったこと、また、20節扶助費におきまして、行旅死亡人の対応の経費が見込みを下回ったものであります。

2目老人福祉費、予算現額1億3,980万6,000円、支出済額1億3,888万7,299円、不用額91万8,701円。

主な不用額の理由ですが、次のページになります。

14節使用料及び賃借料における福祉バスの借上げにつきまして、老人クラブや介護予防教室での利用が見込みを下回ったこと、また、20節扶助費におきまして、各種事業に該当する高齢者が見込みを下回ったことにより生じております。その他の節におきましても、各事業ごとの積上げにより不用額が生じているものであります。主な事業としましては、13節、前のページになりますが、高齢者いきがい活動支援で910万9,000円ほど、15節工事請負費では、天栄村のデイサービスセンター内の厨房のエアコンの改修工事で99万円ほど支出しております。

3目老人福祉施設費、予算現額414万8,000円、支出済額390万7,267円、不用額24万733円。この目は、老人福祉センター及び高齢者コミュニティセンターの維持管理に係る費用になります。主な不用額の理由ですが、11節需用費におきまして、施設修繕費が見込みより少なかったことによりまして、その他の費用につきましては、おおむね予算どおりの執行であります。

4目福祉医療費、予算現額7,902万5,000円、支出済額7,897万1,871円、不用額5万3,129円。この目につきましては、後期高齢者医療に係る費用であり、おおむね予算どおりの執行であります。

5目障害対策費、予算現額1億2,127万9,000円、支出済額1億1,858万7,093円、不用額269万1,907円。こちらは障害者サービスに要する経費となります。主な不用額の内訳ですが、20節扶助費におきまして、重度心身障害者医療費、地域生活支援事業、障害者自立支援給付などが見込みを下回ったものでありまして、その他の節につきましては、ほぼ予算どおりの執行であります。

次のページをお願いいたします。

6目放射能対策費、予算現額553万3,000円、支出済額552万1,186円、不用額1万1,814円。ほぼ予算どおりの執行であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、予算現額7,405万2,000円、支出済額6,887万3,856円、不用額517万8,144円。主な不用額の理由ですが、7節賃金におきまして、天栄幼稚園預かり保育と保健センターにおけるわんぱく広場での保育士の賃金が見込みを下回ったこと、また、次のページになりますが、20節扶助費、28節繰出金におきまして、ともに子どもの医療費が見込みを下回ったことによるものでございます。主な支出内容としましては、児童クラブの運営に係る経費や12節委託料で児童福祉システムの改修、20節扶助費では子宝祝い金を17組に支出したところであります。

2目児童措置費、予算現額7,468万2,000円、支出済額7,467万7,231円、不用額4,769円。こちらは児童手当支給に関する経費でございまして、ほぼ予算どおりの執行であります。

3目保育所施設費、予算現額6,317万6,000円、支出済額6,232万2,322円、不用額85万3,678円。

次のページをお願いいたします。

こちらは天栄保育所運営に係る経費であります。主な不用額につきましては、7節臨時職員の賃金、11節需用費では、灯油代が暖冬の影響により、また、賄い材料費が見込みを下回ったものであります。その他の節につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

4目放射能対策費、予算現額40万7,000円、支出済額38万298円、不用額2万6,702円。保育所の子どもの食の安全・安心を確保するため、測定を実施しているものであり、おおむね予算どおりの執行でございます。

3項国民年金費、1目国民年金費、予算現額595万5,000円、支出済額587万5,454円、不用額7万9,546円。不用額につきましては、各節の積上げによるものであります。

4項災害救助費、1目災害救助費、予算現額763万1,000円、支出済額763万円、不用額1,000円。こちらは昨年の台風19号の被害によりましてお亡くなりになられた方々への弔慰金と床上浸水となられた1件の給付金となっております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、予算現額4,635万6,000円、支出済額4,597万904円、不用額38万5,096円。不用額の主な内訳ですが、3節職員手当等において、時間外勤務手当が見込みを下回ったことと、各節の積上げによるものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

2目予防費、予算現額2,614万6,000円、支出済額2,519万5,954円、不用額95万46円。不用額につきましては、次のページをお願いいたします。

13節委託料におきまして、母子保健事業の妊婦健診が対象者の減により見込みを下回ったことと、各種予防接種の件数が同じく見込みを下回ったものであり、その他の節につきましては、おおむね予算どおりの執行であります。

3目環境衛生費、予算現額5,396万5,000円、支出済額5,346万7,719円、不用額49万7,281円。不用額につきましては、28節繰出金において、国保の一般管理費等が見込みを下回ったことにより繰出金が減となったものでありまして、その他の節につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

4目健康増進事業費、予算現額1,295万2,000円、支出済額1,266万5,329円、不用額28万6,671円。不用額につきましては、13節委託料において、施設検診の受診者が見込みを下回ったことによるものでございます。その他の節につきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

5目保健センター施設費、予算現額1,736万2,000円、支出済額1,702万5,507円、不用額33万6,493円。主な不用の内容ですが、11節需用費の灯油代が見込みを下回り、また、水道光熱等の不用額の積上げによるものでございまして、その他の節につきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いします。

6目墓地公園施設費、予算現額76万6,000円、支出済額69万2,494円、不用額7万3,506円。11節需用費におきまして、各費用が見込みを下回ったものでありますが、おおむね予算どおりの執行であります。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） 7目放射能対策費、予算現額2億8,372万4,000円、支出済額2億5,778万5,793円、不用額2,593万8,207円。不用額の主な理由としましては、12節役務費、放射性物質測定機器の校正手数料が見込みを下回ったものであります。13節委託料は、設計委託料等の請け差によるもの、15節工事請負費は、今坂地区仮置場原形復旧工事を前年度から繰り越した際の不用額によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

主な事業としまして、13節除染事業進捗管理委託及び除染土壌等仮置場管理委託として、除染土壌等の仮置場の管理をしているものであります。15節除染土壌等仮置場原形復旧工事では、今坂地区、中屋敷地区、下松本地区の仮置場において、原状回復を行いました。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北島さつき君） 2項清掃費、1目ごみ処理費、予算現額5,743万5,000円、支出済額5,380万4,473円、不用額363万527円。不用額でございますが、19節の負担金、補助及び交付金におきまして、最終処分場に係る分担金について、変更が生じたことにより負担となったものでございます。

2目し尿処理費、予算現額1,602万8,000円、支出済額1,602万8,000円、不用額ゼロ。予算どおりの執行であります。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、予算現額22万9,000円、支出済額21万9,000円、不用額1万円であります。合併処理浄化槽の普及整備に係る費用としまして、1件の補助金の支出をしております。おおむね予算どおり執行いたしました。

3項上水道費、1目上水道施設費、予算現額6,703万3,000円、支出済額6,703万3,000円、不用額ゼロ。水道事業への出資金、繰越金であります。予算どおりの執行でございます。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算現

額9,000円、支出済額9,000円。予算どおりの執行でございます。

続きまして、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算現額1,342万円、支出済額1,295万3,028円、不用額46万6,972円でございます。

次のページをお開きください。

こちらにつきましては、農業委員会の運営経費でございます。不用額につきましては、1節の報酬にて、農業委員それから最適化推進委員の活動日数が当初計画より減少したため、能率給が減少となりました。それ以外については、おおむね予算どおりの執行でございます。

2目農業総務費、予算現額5,878万6,000円、支出済額5,825万4,609円、不用額53万1,391円。こちらは生産組合長の報酬及び職員の人件費等でございます。不用額につきましては、職員の時間外勤務手当が見込みより少なかったための不用となったものです。それ以外については、おおむね予算どおりの執行でございます。

続きまして、3目農業振興費、予算現額1億8,198万4,000円、支出済額1億8,185万3,594円、不用額13万406円。

次のページをお開きください。

不用額につきましては、光熱費等の積み上げたものということでございます。11節需用費の施設修繕については、オートキャンプ場のコテージのガス給湯器修繕や羽鳥公衆トイレの加圧ポンプ等の修繕費用でございます。また、15節工事請負費におきましては、ふるさと公園の造成の第1期工事を実施しております。それから、次のページをご覧ください。中ほどの新規農産物栽培実証事業補助金については、昨年から始めましたマカの栽培に係る施設整備補助金及び資材費の補助でございます。22節の補償、補填及び賠償金については、季の里天栄の拡張工事に伴う電柱の移転の補償料でございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、多面的機能支払交付金に係る施設長寿命化の取組に際して、余剰のございました5地区の精算返納金が40万840円でございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

4目畜産業費、予算現額44万9,000円、支出済額32万7,150円、不用額12万1,850円。不用額につきましては、畜産振興組合補助金のうち子牛の購入費用に係る補助が見込みを2頭下回りまして、不用になったものでございます。それ以外については、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） 5目農業施設費、予算現額1億7,636万4,000円、支出済額1億7,443万2,226円、繰越明許費100万円、不用額93万1,774円。不用額につきましては、19節負担金、補助及び交付金において、各行政区からの協働の里づくり交付金事業の申請が見込みより下回ったものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でござ

ございます。主な事業としましては、15節村単による農道整備事業工事、用排水路整備事業工事を実施、農道や用排水路の維持のため適切な管理に努めました。19節行政区協働の里づくり交付金におきましては、12行政区に対しまして交付金を交付しております。13節委託料につきましては、ため池ハザードマップ整備事業としまして、北小屋池、下池のハザードマップ作成委託を翌年度へ繰り越したものであります。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 次のページをお開きください。

6目水利施設管理費、予算現額1,634万5,000円、支出済額1,616万2,927円、不用額18万2,073円。こちらは龍生ダムの維持管理費でございます。不用額につきましては、燃料費、それから電気料及びダム管理車両の車検の際の修繕費が見込みより少なくなったものでございます。19節負担金、補助及び交付金においては、県営で実施しております防災ダム事業負担金の村負担金ということで256万円を支出しております。そのほかについては、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔税務課長 櫻井幸治君登壇〕

○税務課長（櫻井幸治君） 7目国土調査費、予算現額2,821万5,000円、支出済額1,584万733円、繰越明許費1,219万3,000円、不用額18万1,267円。繰越明許費につきましては、13節委託料における牧本第26地区地籍調査業務委託分でございます。不用額につきましては、各節の積上げによるものでございまして、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 8目水田農業構造改革対策費、予算現額463万円、支出済額462万9,500円、不用額500円。こちらは、水田利活用推進助成金として飼料用米45.6ヘクタールに対しての232万9,500円の支出でございます。また、経営所得安定対策等推進交付金として230万につきましては、地域農業再生協議会への運営補助金の支出でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

続きまして、9目地域農政特別対策推進活動費、予算現額2,613万6,000円、支出済額2,613万2,291円、不用額3,709円。19節において、農業次世代人材投資事業補助金としまして新規認定就農者7名に対する補助金、それから担い手づくり総合支援事業補助金については、担い手農業の形態に対する農業機械の購入補助、それから農業経営規模拡大支援事業につきましては、農地の集積を図った担い手11経営体に対する機械の購入補助でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

10目開発センター費、予算現額118万7,000円、支出済額114万8,540円、不用額3万8,460円。

次のページをお開きください。

こちらにつきましては、11節施設修繕費について、従来視聴覚室として利用しておりました部屋を執務室に修繕して、現在は岩瀬福祉会にて利用しております。おおむね予算どおりの執行でございます。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、予算現額690万9,000円、支出済額680万1,188円、不用額10万7,112円。不用額につきましては、電気料、ガス代、それから光熱費等の不用額の積上げによるものです。こちらについては、羽鳥の交流促進センターの運営に係る経費でございます。11節の需用費で屋根の雨漏りの修繕に45万8,010円。13節委託料で、一昨年整備しました多目的広場の芝生の管理委託で79万9,013円、15節工事請負費で、公衆無線LAN、こちらの設置工事費に45万2,304円を支出しております。それ以外については、おおむね予算どおりの執行でございます。

続きまして、12目放射能対策費、予算現額2,089万1,000円、支出済額2,086万9,852円、不用額2万1,148円。こちらについては、13節において、ため池放射性物質除去のための設計委託と、それから放射能物質の除去事業として小川地区の1か所のため池の除染を実施しました。

次のページをお開きください。

また、19節負担金、補助及び交付金においては、東日本大震災農業生産対策交付金といたしまして、村内飼料生産組合に対して、ミニホイローダー等の導入に対する補助を実施しました。おおむね予算どおりの執行でございます。

2項林業費、1目林業総務費、予算現額2億8,376万5,000円、支出済額1億8,739万7,488円、繰越明許費繰越額9,582万2,000円、不用額54万5,512円。不用額につきましては、雪不足の影響でスキー場のリフトの点検回数が減少したため及び年度末における電気柵の購入補助の申請者が見込みより少なかったための不用でございます。こちらにつきましては、まず、13節の委託料において、ふくしま森林再生の前年度繰越事業として、上松本字所観山地区の森林整備と、牧之内字東矢中入地区の年度別実施計画及び同意取得業務を実施いたしました。また、19節負担金、補助及び交付金において、イノシシ捕獲管理事業として59頭に対し135万7,000円、また有害鳥獣防止緊急捕獲等対策補助金として、イノシシ134頭、ツキノワグマ16頭、鹿16頭に対して332万3,000円の補助を交付しております。あわせて、電気柵購入補助金を70件、443万9,000円を交付いたしました。それ以外につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） 2目林業振興費、予算現額2,614万7,000円、支出済額808万7,400円、繰越明許費1,800万円、不用額5万9,600円。おおむね予算どおりの執行であります。

次のページをお願いいたします。

主な事業としまして、小規模治山事業として、飯豊地区の測量設計委託、小川地区の法面工事を実施、林道、治山の適切な維持管理に努めたところであります。繰越事業は、13節委託料、15節工事請負費を二俣地区の補助治山事業としまして翌年度へ繰り越したものであります。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、3項水産業費、1目水産業総務費、予算現額15万4,000円、支出済額15万4,000円。予算どおりの執行でございます。こちらは、南会東部漁協組合及び阿武隈川漁協に対する補助金の支出でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、予算現額1万2,000円、支出済額5,450円、不用額6,546円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2目商工業振興費、予算現額504万9,000円、支出済額504万7,011円、不用額1,889円。こちらについては、19節負担金、補助及び交付金において、商工会の活動補助金、各種利子補給事業などを行っております。おおむね予算どおりの執行でございます。

3目観光費、予算現額1,648万円、支出済額1,625万1,213円、不用額22万8,787円。こちら不用額につきましては、年度末の新型コロナウイルス感染症により本来首都圏で予定したイベントの中止に伴い、9節の旅費、それから11節の消耗品などが不用になったものでございます。

次のページをご覧ください。

13節の委託料において、広域観光推進事業委託料244万8,930円を支出いたしました。この事業は、東北観光復興対策交付金を用いまして、那須白河会津観光振興協議会加盟市町村による周遊ガイドマップの作成及びホームページの作成をしたものでございます。また、19節負担金、補助及び交付金においては、昨年実施しましたオートキャンプ世界大会に補助金として500万円を支出しております。

続きまして、4目地域開発費、予算現額533万、支出済額521万6,817円、不用額11万3,183円。こちらについては、主に地域おこし協力隊の活動費等でございます。不用額については、光熱水費、電話料等の積上げによるものでございます。従来いました地域振興部門の1名に加え、1月より有害鳥獣部門で1名を採用いたしました。それ以外につきましては、おおむね予定どおりの執行でございます。

次のページをご覧ください。

5目緊急雇用創出費、予算現額897万9,000円、支出済額897万9,000円、予算どおりの執行でございます。こちらについては、13節、観光産業振興事業委託料として緊急雇用で1名を採用したところでございます。また、23節の精算返納金につきましては、23年度分に係る1名分の精算返納金がございました。

続きまして、6目放射能対策費、予算現額1,020万円、支出済額1,020万円、予算どおりの執行でございます。こちらは、風評被害対策に要した経費で、商品券の発行事業の補助、それからサポーター事業の補助、それから合宿誘致の補助でございます。合宿誘致に関しましては、昨年は104団体、延べ4,368人泊の実績となっております。

以上です。

[建設課長 塚目弘昭君登壇]

○建設課長（塚目弘昭君） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、予算現額1,035万5,000円、支出済額1,026万1,890円、不用額9万3,110円。

次のページをお願いいたします。

各期成同盟会や協議会等に要する費用でありまして、おおむね予算どおりの執行でございます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、予算現額1億1,015万2,000円、支出済額9,818万1,495円、不用額1,197万505円。不用額の主な理由としましては、暖冬により降雪がなかったため、11節需用費の軽油代、車輛修繕費、次のページをお願いいたします。13節委託料の除雪委託料、16節原材料費の凍結防止剤が見込みより下回ったものであります。また、15節工事請負費においては、台風19号の災害復旧事業と相まって維持工事費に不用額が生じたものであります。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行であります。主な事業としましては、除雪事業、側溝入替え工事、舗装打ち換え工事、道路区画線やカラー舗装工事を実施、交通安全施設や生活関連道路の整備に努めました。

2目道路新設改良費、予算現額2億110万5,000円、支出済額1億6,180万538円、繰越明許費3,200万円、不用額730万4,462円。不用額の主な理由としましては、3節職員手当等が見込みより少なかったものであります。

次のページをお願いいたします。

15節工事請負費につきましては、胡桃沢橋橋梁補修工事を前年度から繰り越した際の不用額によるもの、舗装補修工事、道路改良工事等の請け差によるものであります。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行であります。主な事業としましては、橋梁補修工事、舗装打ち換え工事、落石防護柵設置工事、道路改良工事等を実施、主要村道の整備を図りました。社会資本整備総合交付金事業におきまして、中小川橋、母子沢橋、布引4号橋の橋梁補修工事を翌年度へ繰り越したものであります。

3項河川費、1目河川費、予算現額348万9,000円、支出済額343万8,484円、不用額5万516円。河川の除染工事等を実施、河川の浄化に努めたところであります。おおむね予算どおりの執行でございます。

4項住宅費、1目住宅管理費、予算現額692万8,000円、支出済額438万1,164円、不用額

254万6,836円。不用額の理由としましては、19節、新生活・住まいづくり応援助成金につきまして、3月申請予定でありました2件分が新居の完成遅れにより翌年度の申請となったためであります。令和元年度におきましては、3件の助成金を交付しております。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行であります。

◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

説明の途中であります。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

(午前11時46分)

9 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和2年9月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年9月10日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 5号 令和元年度天栄村一般会計決算認定について
日程第 2 議案第 6号 令和元年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について
日程第 3 議案第 7号 令和元年度牧本財産区特別会計決算認定について
日程第 4 議案第 8号 令和元年度大里財産区特別会計決算認定について
日程第 5 議案第 9号 令和元年度湯本財産区特別会計決算認定について
日程第 6 議案第10号 令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について
日程第 7 議案第11号 令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について
日程第 8 議案第12号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について
日程第 9 議案第13号 令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について
日程第10 議案第14号 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について
日程第11 議案第15号 令和元年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について
日程第12 議案第16号 令和元年度天栄村介護保険特別会計決算認定について
日程第13 議案第17号 令和元年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について
日程第14 議案第18号 令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第15 議案第19号 令和元年度天栄村水道事業会計決算認定について
日程第16 議案第20号 令和2年度天栄村一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
6番	揚 妻	一 男 君	7番	渡 部	勉 君
8番	熊 田	喜 八 君	9番	大須賀	溪 仁 君

10番 服部 晃 君
欠席議員（1名）

5番 廣瀬 和吉 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	揚 妻 浩 之 君
教 育 長	久 保 直 紀 君	参 事 兼 総務課長	内 山 晴 路 君
企 画 政 策 課 長	熊 田 典 子 君	産 業 課 長	黒 澤 伸 一 君
住 民 福 祉 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	櫻 井 幸 治 君
建 設 課 長	塚 目 弘 昭 君	湯 本 支 所 長	星 裕 治 君
教 育 課 長	関 根 文 則 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	小 山 富 美 夫	書 記	石 井 大 輔
書 記	森 步		

◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

5番、廣瀬和吉君より病氣療養中のため欠席の届出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第5号～議案第19号の説明

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第5号 令和元年度天栄村一般会計決算認定についてから日程第15、議案第19号 令和元年度天栄村水道事業会計決算認定についてまで、一括議題となっておりますので、昨日に引き続き議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） おはようございます。

126ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、予算現額1億2,996万7,000円、支出済額1億2,996万7,000円、不用額ゼロ。

次のページをお願いいたします。

2目非常備消防費、予算現額2,993万9,000円、支出済額2,890万7,062円、不用額103万1,938円。不用額でございますが、3節職員手当で消防団員の出勤手当が見込みを下回ったものでございます。また、11節需用費では、車輛修繕費、またガソリン代等が見込みを下回ったものでございます。また、18節備品購入費では、消防団員の被服、はっぴ、盛夏服など、これらの購入が見込みを下回ったものでございます。

なお、主な支出につきましては、11節需用費の中でございますが災害備蓄用資材、また18節の災害備蓄用資材でございますが、まず11節につきましては、マジックライス、レトルトのご飯、こういったものです。そのほか粉ミルク、マスクなどの購入費でございます。また、

18節につきましては、間仕切りパーテーション、また冷風機、段ボールベッドなど、こういったものを購入しております。また、13節の委託料でございますが、防災マップをインターネットから確認できるウェブ版の作成委託としまして、委託料を支出しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

一番下になりますが、火災警報器設置補助金につきましては、補助23世帯、無償設置28世帯に対して補助を出しております。そのほかおおむね予算どおりの執行でございます。

3目消防施設費、予算現額2,544万円、支出済額2,525万9,342円、不用額18万658円。不用額でございますが、19節負担金、補助及び交付金で、水道事業会計のほうに負担金を出しておりますが、こちらは消火栓工事としまして3か所、安養寺、飯豊、西郷地区を行いました。その負担金が見込みを下回ったものでございます。

また、主な支出でございますが、15節工事請負費で、牧本地区の火の見やぐら7基の撤去工事、上松本地区、児渡地区の防火水槽の有蓋工事、蓋の設置を実施したものでございます。また、18節の消防ポンプ自動車につきましては、沖内地区の小型動力ポンプ付積載車を購入したものでございます。

4目水防費、予算現額6,000円、支出済額1,300円、不用額4,700円。普通旅費でございます。

5目防災行政無線管理費、予算現額1,459万2,000円、支出済額1,448万5,878円、不用額10万6,122円。おおむね予算どおりの執行でございます。

なお、主な支出につきましては、13節で防災行政無線の老朽化のために、運用管理サーバー改修としまして264万円ほど支出しております。

また、18節備品購入費では、消防隊へ配置するためのデジタルトランシーバー、こちら60台、431万2,000円ほど支出しております。

6目災害対策費、予算現額1,713万8,000円、繰越明許費1,713万8,000円、不用額ゼロ。こちらにつきましては、避難所空調設備整備事業としまして、集会所へのエアコンの設置でございますが、翌年度へ繰越ししたものでございます。なお、9月完了を予定しております。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 続きまして、10款教育費、132ページをご覧ください。

1項教育総務費、1目教育委員会費、予算現額119万円、支出済額103万2,442円、不用額15万7,558円。こちらにつきましては、教育委員会の諸活動運営に係る経費でございます。不用額につきましては、各節の積み上げによるものであり、おおむね予算どおりの執行でございます。

2目事務局費、予算現額1億39万7,000円、支出済額9,893万1,491円、不用額146万5,509

円。こちらにつきましては、小・中学校のあり方検討会を開催し、学校規模のあり方について検討し、答申をいただいたほか、学校運営が円滑に進むよう、事務局において管理運営に要した費用でございます。

3節職員手当等につきましては、それぞれの積み上げによる不用額でございます。

7節賃金におきましては、スクールソーシャルワーカー活用事業を行いました。

次のページをお願いいたします。

11節需用費の不用額につきましては、各小・中学校からの学校公用紙の購入数量、帳票印刷費でございますが、見込みより少なかったことによるものでございます。

13節委託料におきましては、話せる英語教育などの推進をするため、民間の外国語指導助手2名を派遣の形で誘致し、幼稚園、小・中学校の外国語指導の充実に引き続き努めました。不用額につきましては、新型コロナウイルス感染症による臨時休業に伴い、スクールバスの運行日数が少なくなったことによるもので、へき地児童・生徒遠距離通学バス委託料が減額となっております。

19節負担金・補助及び交付金におきましては、次のページをお願いいたします。

子育て支援として、10月から全国で幼児教育・保育の無償化が開始されたことに併せ、幼稚園児の給食費の無償化を実施し、一番下段の記載になりますが、幼稚園等給食費補助金及び幼稚園給食費負担金を支出しております。不用額につきましては、一人暮らし高校生生活支援金受給者が、年度途中で一人暮らしをやめたことにより、見込みより給付額が少なくなったものによるものでございます。

3目放射能対策費、予算現額43万4,000円、支出済額43万3,808円、不用額192円。こちらにつきましては、安全・安心な学校給食の提供のため、食材のモニタリングに係る経費でございます。各節ともに予算どおりの執行でございます。

2項小学校費、1目学校管理費、予算現額4,522万2,000円、支出済額4,369万1,663円、不用額153万337円。こちらにつきましては、小学校の管理運営に係る経費でございます。

不用額の主なものでございますが、7節賃金におきまして、小学校に配置しております用務員等臨時職員の勤務日数が確定したことによるものでございます。

11節需用費におきまして、灯油代、電気代、水道料の見込みを下回った各学校の積み上げによる不用でございます。

次のページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料におきまして、新型コロナウイルス感染症により、学校間交流事業が中止になり、自動車借り上げをしなかったことによる不用でございます。

2目教育振興費、予算現額1,105万4,000円、支出済額1,046万6,927円、不用額58万7,073円。こちらにつきましては、小学校における教育活動に係る経費でございます。

11節需用費の不用額につきましては、緊急を要する備品の修繕がなかったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

13節委託料におきまして、英語になれ親しむとともに、コミュニケーション能力の向上を図るため、オンライン個別英会話レッスンの実施と、異文化に触れ、他国の文化を理解することにより国際的視野を養うため、異文化体験授業を引き続き実施いたしました。また、新型コロナウイルス感染症による臨時休校により、英会話レッスンの実施回数が減になったことにより、不用額が出ております。

14節使用料及び賃借料の不用額につきましては、雪不足によるスキー大会の中止により、自動車借り上げをしなかったことによるものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費、予算現額2,407万7,000円、支出済額2,291万8,306円、不用額115万8,694円。こちらにつきましては、中学校の管理運営に係る経費でございます。不用額の主なものでございますが、11節需用費におきまして、電気代、灯油代など光熱水費の見込みを下回った各学校の積み上げによるもの。

12節役務費におきまして、電話料が見込みより少なかったことと、卒業式など、3月の式典行事の規模縮小により、クリーニング代がかからなかったことによる不用。

13節委託料におきまして、年度末に行った機械設備点検において、見込みより部品交換等の保守費用がかからなかったことによる不用。

次のページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料におきまして、新型コロナウイルス感染症により各種事業が中止になり、自動車借り上げをしなかったことによる不用が出ております。

2目教育振興費、予算現額1,138万3,000円、支出済額1,070万3,038円、不用額67万9,972円。こちらにつきましては、中学校における教育活動に係る経費でございます。

支出におきましては、13節委託料におきまして、「英語の村てんえい」を柱とした話せる英語教育を推進するため、オンライン個別英会話レッスンを実施するとともに、生の英語に触れることで英会話能力やコミュニケーション能力の向上を図り、異文化の理解を深めるため、ブリティッシュヒルズでの異文化体験授業を引き続き実施いたしました。

また、19節負担金、補助及び交付金におきまして、天栄中学校吹奏楽部、女子特設駅伝部及び女子テニス部が東北大会に出場するなど、輝かしい成績を収め、これらの大会出場への補助も行いました。

不用額の主なものでございますが、11節需用費におきましては、卒業式など3月の式典行事の規模縮小により、機材等の購入費がかからなかったことによるもの。13節委託料におきましては、新型コロナウイルス感染症による臨時休校による英会話レッスンの実施回数が減

になったことによる不用が出ております。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、予算現額9,238万6,000円、支出済額9,163万1,221円、不用額75万4,779円。こちらにつきましては、幼稚園の管理運営に係る経費でございます。

不用額の主なものでございますが、次のページになります。

3節職員手当等におきまして、それぞれの積み上げによるものでございます。7節賃金におきまして、臨時職員の勤務日数の確定による不用、11節需用費におきまして、電気代、灯油代など、光熱水費の見込みを下回ったことによる不用でございます。

主な支出につきましては、13節委託料におきまして、天栄幼稚園の園児の利便性と安全確保を図るため、通園バスを引き続き運行いたしました。

次のページをお願いいたします。

15節工事請負費におきましては、ネットフェンス改修工事等を行いました。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、予算現額4,271万円、支出済額4,258万1,878円、不用額12万8,122円でございます。放課後子ども教室事業及び地域学校協働活動事業などによる支出でございます。各節とも、ほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

2目生涯学習費、予算現額445万6,000円、支出済額423万9,285円、不用額21万6,715円でございます。各種講座を開催する経費及び文化祭による支出でございます。

14節使用料及び賃借料におきまして、新型コロナウイルス感染症により3月の各種事業が中止になり、自動車借り上げをしなかったことによる不用額が出ております。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 次のページをご覧ください。

3目湯本公民館費、こちらの経費につきましては、各種講座、文化祭に関する経費でございます。予算現額196万2,000円、支出済額178万9,160円、不用額17万2,840円。

不用額の主な理由としましては、車輛の修繕費が少なく、見込額よりも少なかったためとなっております。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりでございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 続きまして、4目文化財保護費、予算現額69万7,000円、支出済額69万3,339円、不用額3,661円でございます。こちらは文化財保護に要する経費でございますが、各節とも、ほぼ予算どおりの執行でございます。

5目伝統文化施設費、予算現額626万6,000円、支出済額625万3,547円、不用額1万2,453円でございます。こちらは、ふるさと文化伝承館の管理運営に要する経費でございます。

次のページをご覧ください。

15節工事請負費では、貯水槽水位調整弁修繕及び浄化槽修繕工事を実施しております。各節とも、ほぼ予算どおりの執行でございます。

6目生涯学習センター費、予算現額840万1,000円、支出済額837万6,432円、不用額2万4,568円でございます。こちらは、生涯学習センターの管理運営に要する経費でございますが、各節とも、ほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをご覧ください。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、予算現額999万7,000円、支出済額963万2,213円、不用額36万4,787円でございます。こちらはマラソン大会や体育協会補助など、各種体育事業に要する経費でございます。主な不用額でございますが、東京オリンピック聖火リレーが中止になったことにより、8節報償費におきまして、トーチを購入予定でありましたが、不用となりました。

また、次のページになりますが、19節負担金、補助及び交付金におきましては、聖火リレー連携事業負担金が大幅に減になったことにより不用額が出ております。そのほかは、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 続きまして、2目湯本保健体育費、こちらの経費はバレーボール大会、地区運動会、体育館に要する経費でございます。予算現額87万9,000円、支出済額81万1,622円、不用額6万7,378円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 3目学校給食センター費、予算現額4億7,942万2,000円、支出済額4億7,807万709円、不用額135万1,291円でございます。こちらは、学校給食センターの管理運営に係る経費でございます。

11節需用費におきまして、灯油代及び施設修繕費が見込みを下回ったことにより不用額が出ております。

次のページをお願いいたします。

13節委託料におきまして、給食調理業務を民間業者へ委託し、学校給食を提供しました。また、給食センター改築工事監理業務委託を発注しましたが、請負差額により不用額が出ております。

15節工事請負費におきましては、給食センター改築工事及びイントラネット移設工事を実施いたしまして、請負差額により不用額が出ております。

18節備品購入費におきまして、給食センターの改築に伴い、施設管理用器具を購入いたしました。また、給食運搬車の入替えも行いました。

続きまして、4目天栄体育施設費、予算現額1,024万5,000円、支出済額1,021万5,435円、

不用額 2 万 9,565 円でございます。こちらは、運動広場や体育館など、体育施設の維持管理に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

15 節工事請負費におきまして、運動広場への防犯照明設置工事及び屋内スポーツ運動場の人工芝の維持工事を実施いたしました。そのほか各節とも、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

- 建設課長（塚目弘昭君） 続きまして、11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、1 目農業施設災害復旧費、予算現額 1 億 8,910 万円、支出済額 6,937 万 7,391 円、繰越明許費 1 億 1,900 万円、不用額 72 万 2,609 円。不用額の理由としましては、3 節職員手当等において、時間外勤務手当が見込みを下回ったもの。

15 節工事請負費において、農地等小災害復旧事業に係る請け差によるものであります。昨年の台風 19 号における災害におきまして、村内各地に甚大な被害をもたらしたものであり、農地等小災害復旧事業で 12 件、応急工事で 14 件の復旧工事を行い、春の作付に間に合うよう努めました。農地等災害復旧事業におきましては、沖田第 1 地区、ほか 19 件の復旧工事を翌年度へ繰り越したものであります。

2 目林業施設災害復旧費、予算現額 2,107 万 9,000 円、支出済額 603 万 200 円、繰越明許費 1,500 万円、不用額 4 万 8,800 円。林道におきましても被害を受け、応急工事、2 件の復旧工事を行いました。林道施設災害復旧事業におきましては、仲丸線、竹ノ内線、クルミ立線の復旧工事を翌年度へ繰り越したものでございます。

2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁災害復旧費、予算現額 1 億 236 万 1,000 円、支出済額 4,712 万 6,420 円、繰越明許費 5,500 万円、不用額 23 万 4,580 円。

次のページをお願いいたします。

不用額の理由としましては、3 節職員手当において、時間外勤務手当が見込みを下回ったものであります。公共土木におきましては、公共土木施設災害復旧事業で 1 件、応急本工事で 1 件、単独災害復旧工事で 23 件の復旧工事を実施、村道等の通行等を確保しました。

公共土木施設災害復旧事業におきましては、戸ノ内・丸山線ほか 7 件の復旧工事を翌年度へ繰り越したものであります。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

- 教育課長（関根文則君） 3 項文教施設災害復旧費、1 目学校施設災害復旧費、予算現額 1,000 円、支出済額ゼロ、不用額 1,000 円。こちらにつきましては、学校施設の災害復旧に係る経費でございますが、災害がなく、支出がなかったものでございます。

2 目社会教育施設災害復旧費、予算現額 1,000 円、支出済額ゼロ、不用額 1,000 円。こちら

につきましても災害がなく、支出がなかったものでございます。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 12款公債費、1項公債費、1目元金、予算現額3億3,246万9,000円、支出済額3億3,246万7,979円、不用額1,021円。

2目利子、予算現額……

失礼いたしました。4項その他公共・公用施設災害復旧費、予算現額68万2,000円、支出済額68万2,000円、不用額ゼロ円。

12款公債費、1項公債費、1目元金、予算現額3億3,246万9,000円、支出済額3億3,246万7,979円、不用額1,021円。

2目利子、予算現額2,544万2,000円、支出済額2,544万492円、不用額1,508円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

次のページをお願いいたします。

2目建物取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額214万2,000円、支出済額ゼロ円、不用額214万2,000円。

歳出合計50億2,158万8,000円、支出済額45億5,838万1,850円、繰越明許費3億6,515万3,000円、不用額9,805万3,150円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額47億411万3,028円、歳出総額45億5,838万1,850円、歳入歳出差引額1億4,573万1,178円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額7,620万4,000円、実質収支額6,952万7,178円。

一般会計の説明は以上でございます。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） 176ページをお願いいたします。

議案第6号 令和元年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、予算現額1億2,808万円、調定額1億7,557万4,089円、収入済額1億2,997万7,158円、収入未済額4,559万6,931円。収入未済の内訳でございますが、1から3節までの現年度分につきましては54世帯分、4から6節までの滞納繰越分につきましては89世帯でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、予算現額39万2,000円、調定、収入済額ともに39万5,743円。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、予算現額5万円、調定、収入済額ともに4万8,860円。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

次のページお願いいたします。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、予算現額5億2,664万5,000円、調定、収入済額ともに5億1,651万9,998円。

2節の特別交付金のうち、特別調整交付金でございますが、前年度と比較しまして2,900万円ほど増となっております。こちらにつきましては、東日本大震災以降、市町村国保に財政負担の影響が認められた医療費増に対する交付金に該当したことにより、増となったものでございます。

2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、予算現額111万1,000円、調定、収入済額ともに111万1,942円。

2項財政安定化基金交付金、1目財政安定化基金交付金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。存目計上です。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子および配当金、予算現額1万1,000円、調定、収入済額ともに8,745円。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額4,699万3,000円、調定、収入済額ともに4,307万956円。こちらは、一般会計繰入金と保険基盤財政安定繰入金となっております。

2項基金繰入金、1目国保基金繰入金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。存目計上です。

7款繰越金、次のページをお願いいたします。

1項繰越金、1目その他繰越金、予算現額4,692万4,000円、調定、収入済額ともに4,692万4,647円。前年度の繰越金でございます。

8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、予算現額3万9,000円、調定、収入済額ともに18万34円。

2目退職被保険者等延滞金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。

3目一般被保険者加算金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。

4目退職被保険者等加算金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。

5目過料、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。2目から5目について存目計

上です。

2 項村預金利子、1 目村預金利子、予算現額1,000円、調定、収入済額ともに38円。

5 項雑入、1 目滞納処分費、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。存目計上です。

2 目一般被保険者第三者納付金、予算現額9,000円、調定、収入済額ともに9,800円。第三者行為の損害賠償は1件ございました。

3 目退職被保険者等第三者納付金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。

次のページお願いいたします。

4 目一般被保険者返納金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。

5 目退職被保険者等返納金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。4 目、5 目ともに存目計上です。

6 目雑入、予算現額1,000円、調定、収入済額ともに1,400円。

9 款市町村債、1 項財政安定化基金貸付金、1 目財政安定化基金貸付金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

歳入合計、予算現額 7 億5,026万8,000円、調定額 7 億8,384万6,252円、収入済額 7 億3,824万9,321円、収入未済額4,559万6,931円。

歳出、次のページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額478万6,000円、支出済額454万3,225円、不用額24万2,775円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

2 目連合会負担金、予算現額61万9,000円、支出済額61万8,100円、不用額900円。予算どおりの執行でございます。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費、予算現額275万6,000円、支出済額274万6,618円、不用額9,382円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費、予算現額13万2,000円、支出済額 7 万8,246円、不用額 5 万3,754円。国保運営協議会を 2 回開催しておりまして、関連経費の計上でございます。おおむね予算どおりの執行であります。

4 項趣旨普及費、次のページをお願いいたします。

1 項趣旨普及費、予算現額 9 万7,000円、支出済額 9 万4,983円、不用額2,017円。ほぼ予算どおりでございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、予算現額 4 億2,802万1,000円、支出済額 4 億897万221円、不用額1,905万779円。

2 目退職被保険者等療養給付費、予算現額181万円、支出済額109万8,790円、不用額71万

1,210円。

3目一般被保険者療養費、予算現額255万2,000円、支出済額226万1,579円、不用額29万421円。

4目退職被保険者等療養費、予算現額14万5,000円、支出済額1万5,987円、不用額12万9,013円。1から4目までの不用額につきましては、医療費が見込みを下回ったものでございます。

5目審査支払手数料、予算現額149万1,000円、支出済額140万6,739円、不用額8万4,261円。同様に見込みを下回ったものであります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、予算現額5,639万5,000円、支出済額5,236万9,575円、不用額402万5,425円。該当者が見込みを下回ったものでございます。

2目退職被保険者等高額療養費、予算現額35万5,000円、支出済額ゼロ、不用額35万5,000円。該当者がおりませんでした。

次のページお願いいたします。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、予算現額4万7,000円、支出済額6,836円、不用額4万164円。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、予算現額、支出済額、不用額ともにゼロ。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

2目退職被保険者等移送費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。1目、2目ともに該当者がおりませんでした。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、予算現額42万円、支出済額42万円、不用額ゼロ。1件分でございました。

2目支払手数料、予算現額1,000円、支出済額210円、不用額790円。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、予算現額65万円、支出済額50万円、不用額15万円。葬祭費10件分でございます。

次のページお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、予算現額1億692万5,000円、支出済額1億692万4,553円、不用額447円。

2目退職被保険者医療給付費分、予算現額51万6,000円、支出済額51万5,592円、不用額408円。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、予算現額4,054万6,000円、支出済額4,054万5,791円、不用額209円。

2目退職被保険者後期高齢者支援金等分、予算現額19万4,000円、支出済額19万3,672円、不用額328円。

3 項介護納付金分、1 目介護納付金分、予算現額1,378万4,000円、支出済額1,378万3,328円、不用額672円。

3 款につきましては、県から提示されました納付金となり、予算どおりの執行でございます。

次のページお願いいたします。

4 款保険事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、予算現額749万3,000円、支出済額681万2,655円、不用額68万345円。不用額の主な理由といたしまして、13節委託料において、特定健康診査の受診者が見込みを下回ったものでございます。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、予算現額73万5,000円、支出済額58万5,994円、不用額14万9,006円。各節の積み上げによるものでございます。

2 目疾病予防費、予算現額392万2,000円、支出済額375万1,497円、不用額17万503円。人間ドックの委託料85名分ではありますが、見込みより若干下回ったものでございます。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目国保基金積立金、予算現額3,001万6,000円、支出済額3,000万8,745円、不用額7,255円。国保基金への積立金でございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、予算現額100万円、支出済額96万5,995円、不用額3万4,005円。

次のページお願いいたします。

2 目退職被保険者等保険税還付金、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

3 目償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ。存目計上です。

4 目小切手支払未済償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上です。

5 目一般被保険者還付加算金、予算現額3万円、支出済額1万800円、不用額1万9,200円。3件分でございます。

6 目退職被保険者等還付加算金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上です。

7 目保険給付費等交付金償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上です。

2 項延滞金、1 目延滞金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円存目計上です。

3 項繰出金、1 目一般会計繰出金、予算現額19万3,000円、支出済額19万3,000円、不用額ゼロ。

2 目診療施設勘定繰出金、予算現額1,307万6,000円、支出済額1,307万6,000円。こちらは、特別調整交付金の診療所分を診療施設勘定へ繰り出ししたものでございます。

次のページお願いいたします。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額3,152万6,000円、支出済額ゼロ、不用額3,152万6,000円。

歳出合計、予算現額7億5,026万8,000円、支出済額6億9,249万8,731円、不用額5,776万9,269円。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額7億3,824万9,321円、2、歳出総額6億9,249万8,731円、3、歳入歳出差引額4,575万590円、5、実質収支額、同額でございます。

次のページお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明の途中でございしますが、暫時休議いたします。11時5分まで。

(午前10時49分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時05分)

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北島さつき君） 200ページお願いいたします。

診療施設勘定。

歳入、1 款診療収入、1 項外来収入、1 目国民健康保険診療報酬収入、予算現額260万円、調定、収入済額ともに258万6,193円。

2 目社会保険診療報酬収入、予算現額148万円、調定、収入済額ともに150万5,864円。

3 目後期高齢者診療報酬収入、予算現額1,220万7,000円、調定、収入済額ともに1,170万1,889円。

4 目一部負担金収入、予算現額272万円、調定、収入済額ともに276万4,014円。

5 目その他の診療報酬収入、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。存目計上です。

2 項その他の診療収入、1 目その他の診療収入、予算現額38万円、調定、収入済額ともに51万8,627円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目手数料、予算現額15万1,000円、調定、収入済額ともに7万5,080円。

3 款寄附金、1 項寄附金、1 目寄附金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。存目計上です。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額766万9,000円、調定、収入済額ともに783万8,132円。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、予算現額1,307万6,000円、調定、収入済額ともに1,307万6,000円。こちらは、特別調整交付金の診療所分を事業勘定より繰入れしたものでございます。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、予算現額5万1,000円、調定、収入済額ともに1万2,960円。こちらは、介護特会より認定調査の手数料を繰入れしたものでございます。

次のページをお願いいたします。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額402万2,000円、調定、収入済額ともに402万2,171円。前年度繰越金であります。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額60万円、調定、収入済額ともに63万8,070円。歳入合計、予算現額4,495万8,000円、調定、収入済額ともに4,473万9,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額3,282万8,000円、支出済額3,256万3,975円、不用額26万4,025円。こちらは、診療所運営に係る経費でございます。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項研究研修費、1目研究研修費、予算現額27万6,000円、支出済額8万1,442円、不用額19万4,558円。不用額の主な理由といたしまして、9節旅費において、医師の研修が取りやめになるなどして残ったものであり、その他につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、予算現額24万8,000円、支出済額20万1,650円、不用額4万6,350円。主な不用の理由といたしまして、14節使用料及び賃借料におきまして、酸素器具の使用者1名分、1か月を見込んでおりましたが、最終的には使用しなかったため、残となったものでございます。

2目医療用消耗器材費、予算現額18万3,000円、支出済額9万2,637円、不用額9万363円。

3目医薬品衛生材料費、予算現額852万円、支出済額798万5,850円、不用額53万4,150円。こちらは、薬剤購入費が見込みを下回ったものでございます。

4目委託料、予算現額20万円、支出済額18万9,300円、不用額1万700円。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額270万3,000円、支出済額ゼロ、不用額270万3,000円。

歳出合計、予算現額4,495万8,000円、支出済額4,111万4,854円、不用額384万3,146円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額4,473万9,000円、2、歳出総額4,111万4,854円、3、歳入歳出差引額362万4,146円、5、実質収支額、同額でございます。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 214ページをお願いいたします。

議案第7号 令和元年度牧本財産区特別会計決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2項県委託金、1目県委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1,000円。

2目利子および配当金、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに2,751円。

3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額9万9,000円、調定額、収入済額ともに9万9,005円でございます。前年度の繰越金の確定によるものでございます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額56万円、調定額、収入済額ともに56万円。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに88万1,006円。こちらにつきましては、東京電力送電線下の接近樹木の伐採補償料としまして36万4,658円。ふくしま緑の森づくり公社造林契約地補償でございますが、こちらは契約の一部解除に伴いまして、その補償料としまして51万6,348円でございます。ともに高圧線下の木の伐採に係るものでございます。

歳入合計、予算現額66万7,000円、調定額、収入済額ともに154万3,762円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額23万5,000円、支出済額19万5,855円、不用額3万9,145円。委員の報酬でございます。

2目財産管理費、予算現額33万2,000円、支出済額3,000円、不用額32万9,000円。不用額につきましては、7節の賃金でございますが、台風19号により下刈り、現地確認等ができなかったため、見込みを下回ったものでございます。また、13節におきましては、支障木の除去がなかったため、不用となったものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額10万円、支出済額ゼロ円、不用額10万円。

歳出合計、予算現額66万7,000円、支出済額19万8,855円、不用額46万8,145円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額154万3,762円、歳出総額19万8,855円、歳入歳出差引額134万4,907円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、224ページをお願いいたします。

議案第8号 令和元年度大里財産区特別会計決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

2目利子および配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1,038円。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額8万6,000円、調定額、収入済額ともに8万6,649円でございます。こちらは額の確定による繰越金でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額19万5,000円、調定額、収入済額ともに19万5,000円。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

歳入合計、予算現額28万5,000円、調定額、収入済額ともに28万2,687円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額21万3,000円、支出済額19万3,441円、不用額1万9,559円。委員の報酬等の費用でございます。

2目財産管理費、予算現額6万2,000円、支出済額ゼロ円、不用額6万2,000円。不用額につきましては、こちらも台風の影響によりまして、下刈り等、現地確認等ができなかったため、不用となったものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額1万円、支出済額ゼロ円、不用額1万円。

歳出合計、予算現額28万5,000円、支出済額19万3,441円、不用額9万1,559円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額28万2,687円、歳出総額19万3,441円、歳入歳出差引額8万9,246円、実質収支額、同額でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 234ページをご覧ください。

議案第9号 令和元年度湯本財産区特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細

書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに3,720円でございます。こちらにつきましては、電柱用地の貸付収入でございます。

2 目利子および配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに3円でございます。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

2 目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに17万8,288円でございます。こちらは、支線の伐採補償料でございます。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

2 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額167万4,000円、調定額、収入済額ともに167万4,000円でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額10万5,000円、調定額、収入済額ともに10万5,586円でございます。

歳入合計、予算現額178万7,000円、調定額、収入済額ともに196万1,597円でございます。

次のページをお開きください。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額20万円、支出済額19万1,003円、不用額8,997円でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2 款事業費、1 項財産造成費、1 目造林振興費、予算現額3万9,000円、支出済額2万8,000円、不用額1万1,000円でございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

3 款諸支出金、1 項繰出金、1 目繰出金、予算現額146万4,000円、支出済額146万3,694円、不用額306円でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額8万4,000円、支出済額ゼロ円。不用額8万4,000円でございます。

歳出合計、予算現額178万7,000円、支出済額168万2,697円、不用額10万4,303円でございます。

次のページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額196万1,597円、歳出総額168万2,697円、歳入歳出差引額27万8,900円、実質収支額、同額でございます。

以上でございます。

[産業課長 黒澤伸一君登壇]

○産業課長（黒澤伸一君） 244ページをご覧ください。

議案第10号 令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目商工費補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 款財産収入、1 項財産収入、1 目土地売却収入、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。

2 項財産運用収入、1 目財産運用収入、予算現額2,937万4,000円、調定額、収入済額ともに2,937万4,000円。こちらにつきましては、工業団地内企業への土地の貸付けの収入でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額588万8,000円、調定額、収入済額ともに588万8,782円。こちらは、前年度の繰越金でございます。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

歳入合計、予算現額3,526万6,000円、調定額、収入済額ともに3,526万2,782円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額3,139万5,000円、支出済額3,100万7,327円、不用額38万7,673円。こちらについては、工業団地の管理等の費用でございます。13節においては、団地内の企業の新工場設置に係る地質調査委託料として374万円を支出いたしました。不用額につきましては、その地質調査が年度末の発注であったための請け差でございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額387万1,000円、支出済額ゼロ、不用額387万1,000円。

歳出合計、予算現額3,526万6,000円、支出済額3,100万7,327円、不用額425万8,673円。

次ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額3,526万2,782円、2、歳出総額3,100万7,327円、3、歳入歳出差引額425万5,455円、5、実質収支額、同額でございます。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） 254ページをお願いいたします。

議案第11号 令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目加入分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額949万2,000円、調定額1,319万7,477円、収入済額1,070万8,370円、収入未済額248万9,107円。収入未済額の内訳につきましては、現年度使用料26万1,580円、過年度使用料222万7,527円でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算現額2万円、調定額、収入済額ともに2万416円。基金利子になります。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額289万5,000円、調定額、収入済額ともに289万5,268円。前年度からの繰越金でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに2万3,760円。原子力災害の損害賠償金でございます。

歳入合計、予算現額1,241万円、調定額1,613万6,921円、収入済額1,364万7,814円、収入未済額248万9,107円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額1,191万円、支出済額980万2,190円、不用額210万7,810円。不用額につきましては、11節需用費の施設修繕費において、緊急を要する修繕がなかったものであります。12節役務費のし尿・汚泥汲取り料において、見込みより少なかったものであります。13節委託料、施設管理委託料の請け差であります。15節工事請負費において、緊急を要する工事がなかったことから不用額が発生したものであります。28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への職員人件費分として、按分により支出しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額50万、支出済額ゼロ、不用額50万。

歳出合計、予算現額1,241万円、支出済額980万2,190円、不用額260万7,810円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額1,364万7,814円、歳出総額980万2,190円、歳入歳出差引額384万5,624円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、264ページをお願いいたします。

議案第12号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林水産使用料、予算現額6,093万9,000円、調定額7,751万8,981円、収入済額6,407万8,251円、収入未済額1,344万730円。収入未済額の内訳につきましては、現年度使用料170万3,360円、過年度使用料1,173万7,370円でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農林水産業費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに1億4,016万1,000円。一般会計からの繰入金でございます。

2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに158万6,000円。大山排水特別会計からの繰入金でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額1,438万2,000円、調定額、収入済額ともに1,438万2,508円。前年度からの繰越金でございます。

6款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

7款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに170万6,980円。

次のページをお願いいたします。

雑入につきましては、原子力災害の損害賠償金、共済金については、台風19号による広戸第2処理場の地下室が水没したことによる災害共済金でございます。

2項加入金、1目加入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに24万円。2件分の加入金でございます。

8款村債、1項村債、1目事業債、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

歳入合計、予算現額2億1,707万4,000円、調定額2億3,559万5,469円、収入済額2億2,215万4,739円、収入未済額1,344万730円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額1億601万9,000円、支出済額9,665万6,378円、不用額936万2,622円。不用額につきましては、11節需用費においては、

緊急を要する施設修繕がなかったことや、薬剤費及び電気料が見込みより少なかったことによるものでございます。12節役務費のし尿・汚泥汲取り料において、見込みより少なかったものであります。13節委託料においては、各処理施設の管理委託及び一般廃棄物収集運搬業務委託、放射性物質検査委託の請け差によるもの、清掃・警備委託は、見込みより下回ったものであります。15節工事請負費においては、緊急を要する工事が少なかったことから不用額が発生したものであります。23節償還金利子及び割引料は、事業債の利子償還金であります。

次のページをお願いいたします。

27節公課費は、消費税及び地方消費税の支払いであります。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費、予算現額1億1,058万1,000円、支出済額1億1,057万9,594円、不用額1,406円。事業債の元金償還金であります。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額47万4,000円、支出済額ゼロ、不用額47万4,000円。

歳出合計、予算現額2億1,707万4,000円、支出済額2億723万5,972円、不用額983万8,028円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額2億2,215万4,739円、歳出総額2億723万5,972円、歳入歳出差引額1,491万8,767円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、278ページをお願いいたします。

議案第13号 令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額71万5,000円、調定額72万6,433円、収入済額59万3,442円、収入未済額13万2,991円。収入未済額の内訳につきましては、現年度使用料4万6,159円、過年度使用料8万6,832円でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに60万円。一般会計からの繰入れでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額121万円、調定額、収入済額ともに121万349円。前年度からの繰越金でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに7,643円。原子力災害の損害賠償金でございます。

歳入合計、予算現額252万7,000円、調定額254万4,425円、収入済額241万1,434円、収入未済額13万2,991円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額241万4,000円、支出済額153万1,862円、不用額88万2,138円。不用額につきましては、11節需用費において緊急を要する施設修繕がなかったことによるものであります。13節委託料において、臨時の水質検査が見込みより下回ったものであります。15節工事請負費において、漏水等の緊急を要する工事がなかったことから不用額が発生しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額11万3,000円、支出済額ゼロ、不用額11万3,000円。

歳出合計、予算現額252万7,000円、支出済額153万1,862円、不用額99万5,138円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額241万1,434円、歳出総額153万1,862円、歳入歳出差引額87万9,572円、実質収支額、同額でございます。

288ページをお願いいたします。

議案第14号 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額623万6,000円、調定額630万3,371円、収入済額620万8,879円、収入未済額9万4,492円。収入未済額の内訳につきましては、現年度使用料1万482円、過年度使用料8万4,010円でございます。

2項手数料、1目施設手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに37万1,000円。一般会計からの繰入金でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額709万9,000円、調定額、収入済額ともに709万9,223円。前年度からの繰越金でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額ゼロ、調定額、収入済額ともに1万7,582円。原子力災害の損害賠償金でございます。

7 款村債、1 項村債、1 目事業債、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

歳入合計、予算現額1,371万円、調定額1,379万1,176円、収入済額1,369万6,684円、収入未済額9万4,492円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、予算現額961万3,000円、支出済額763万3,454円、不用額197万9,546円。不用額につきましては、11節需要費において、緊急を要する施設修繕がなかったことによるものであります。13節委託料においては、水質検査委託等の請け差や臨時の水質検査が見込みより下回ったものであります。15節工事請負費において、漏水等の緊急を要する工事が少なかったことから、不用額が発生してございます。

2 款事業費、1 項簡易水道事業費、1 目簡易水道事業費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額409万6,000円、支出済額ゼロ、不用額409万6,000円。

歳出合計、予算現額1,371万円、支出済額763万3,454円、不用額607万6,546円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額1,369万6,684円、歳出総額763万3,454円、歳入歳出差引額606万3,230円、実質収支額、同額でございます。

○議長（服部 晃君） ただいま議案説明の途中であります。昼食のため、1時30分まで休みます。

(午前 1 1 時 4 6 分)

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1 時 3 0 分)

[建設課長 塚目弘昭君登壇]

○建設課長（塚目弘昭君） 300ページをお願いいたします。

議案第15号 令和元年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目施設使用料、予算現額61万3,000円、調定額、収入済額ともに62万8,380円。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額73万8,000円、調定額、収入済額ともに73万8,961円。前年度からの繰越金でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに107万4,000円。一般会計からの繰入金でございます。

4 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1万1,880円。原子力災害の損害賠償金でございます。

歳入合計、予算現額242万6,000円、調定額、収入済額ともに245万3,221円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額178万8,000円、支出済額114万7,803円、不用額64万197円。不用額につきましては、11節需用費の施設修繕費において、緊急を要する修繕がなかったものであります。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額63万8,000円、支出済額ゼロ、不用額63万8,000円。

歳出合計、予算現額242万6,000円、支出済額114万7,803円、不用額127万8,197円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額245万3,221円、歳出総額114万7,803円、歳入歳出差引額130万5,418円、実質収支額、同額でございます。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） 310ページをお願いいたします。

議案第16号 令和元年度天栄村介護保険特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、予算現額1億3,996万円、調定額1億3,726万4,110円、収入済額1億3,333万9,050円、収入未済額392万5,060円。収入未済につきましては、現年度分が20名、滞納繰越分が30名でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。存目計上です。

2 目督促手数料、予算現額2万円、調定、収入済額ともに1万4,640円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、予算現額1億551万5,000円、調定、収入済額ともに1億5,511万5,000円。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、予算現額3,952万7,000円、調定、収入済額ともに3,585万2,000円。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額553万4,000円、調定、収入済額ともに532万3,665円。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額311万4,000円、調定、収入済額ともに314万1,985円。

4目保険者機能強化推進交付金、予算現額82万3,000円、調定、収入済額ともに82万3,000円。

次のページ、お願いいたします。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、予算現額1億5,826万1,000円、調定、収入済額ともに1億5,826万1,000円。

2目地域支援事業支援交付金、予算現額551万6,000円、調定、収入済額ともに551万6,184円。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、予算現額9,513万2,000円、調定、収入済額ともに9,513万2,000円。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額254万6,000円、調定、収支済額ともに254万6,013円。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額157万円、調定、収入済額ともに157万992円。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。存目計上です。

2目利子及び配当金、予算現額1万円、調定、収入済額ともに1,759円。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。

2目物品売払収入、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。1目、2目ともに存目計上です。

次のページ、お願いします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、予算現額7,597万8,000円、調定、収入済額ともに7,597万8,000円。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額274万3,000円、調定、収入済額ともに274万3,988円。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額157万円、調定、収入済額ともに157万円。

4目低所得者保険料軽減繰入金、予算現額346万4,000円、調定、収入済額ともに346万5,000円。

5目その他一般会計繰入金、予算現額639万円、調定、収入済額ともに639万円。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。存目計上です。平成31年度は基金の取崩しはございませんでした。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額1,204万8,000円、調定、収入済額ともに1,204万8,839円。前年度の繰越金でございます。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。

次のページ、お願いいたします。

2目第1号被保険者加算金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。

3目過料、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。1から3目は存目計上です。

2項預金利子、1目預金利子、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。存目計上です。

3項雑入、1目滞納処分費、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。

2目第三者納付金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。

3目返納金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。

4目雑入、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。1から4目は存目計上です。

歳入合計、予算現額6億5,976万1,000円、調定額6億5,315万8,175円、収入済額6億4,923万3,115円、収入未済額392万5,060円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額146万4,000円、支出済額138万6,935円、不用額7万7,065円。不用額につきましては、各節の積上げによるものでございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費、予算現額16万7,000円、支出済額15万8,368円、不用額8,632円。おおむね予算どおりの執行であります。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、予算現額248万7,000円、支出済額241万4,300円、不用額7万2,700円。認定審査会に係る経費でございます。負担金が見込みを下回ったものでございます。

2目認定調査等費、予算現額221万円、支出済額203万2,940円、不用額17万7,060円。不用額の内訳ですが、12節役務費におきまして、主治医の意見書が見込みを下回ったものでございます。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、予算現額6万2,000円、支出済額5万9,806円、不用額2,194円。予算どおりの執行であります。

2款保険給付費、次のページ、お願いします。1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、予算現額1億5,652万円、支出済額1億5,651万9,949円。

2目特例居宅介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上です。

3目地域密着型介護サービス給付費、予算現額5,141万5,000円、支出済額5,141万4,732円、不用額268円。

4目特例地域密着型介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上です。

5目施設介護サービス給付費、予算現額3億751万円、支出済額3億333万6,429円、不用額417万3,571円。施設入所に係る介護サービス費が見込みを下回ったものであります。

6目特例施設介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額ゼロ。存目計上です。

次のページ、お願いいたします。

7目居宅介護福祉用具購入費、予算現額55万円、支出済額48万340円、不用額6万9,660円。

8目居宅介護住宅改修費、予算現額130万円、支出済額126万2,233円、不用額3万7,767円。住宅改修、15件分であります。

9目居宅介護サービス計画給付費、予算現額2,710万円、支出済額2,699万2,311円、不用額10万7,689円。ケアプラン作成の件数が見込みを下回ったものであります。

10目特例居宅介護サービス計画給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、予算現額180万円、支出済額151万1,433円、不用額28万8,567円。介護予防サービス費が見込みを下回ったものであります。

2目特例介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上であります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上であります。

次のページ、お願いいたします。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上です。

5目介護予防福祉用具購入費、予算現額20万2,000円、支出済額11万7,702円、不用額8万4,298円。介護予防福祉用具購入、3件分でございます。

6目介護予防住宅改修費、予算現額56万円、支出済額39万6,956円、不用額16万3,044円。住宅改修、6件分でしたが、見込みを下回ったものであります。

7目介護予防サービス計画給付費、予算現額65万5,000円、支出済額52万7,210円、不用額

12万7,790円。ケアプランの作成件数が見込みを下回ったものであります。

8目特例介護予防サービス計画給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上です。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、予算現額42万円、支出済額39万8,924円、不用額2万1,076円。

次のページ、お願いいたします。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、予算現額1,500万円、支出済額1,467万738円、不用額32万9,262円。高額介護サービス費が見込みを下回ったものであります。

2目高額介護予防サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上です。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、予算現額180万円、支出済額172万4,115円、不用額7万5,885円。

2目高額医療合算介護予防サービス等費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上です。

6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、予算現額25万5,000円、支出済額25万5,000円。こちらは、紙おむつの給付費になります。85件分です。

7項特定入所者介護サービス等費、次のページをお願いします。1目特定入所者介護サービス費、予算現額3,434万円、支出済額3,402万6,915円、不用額31万3,085円。こちらは施設入所に係る経費でありまして、居住費、食事代など減額された分を公費で負担するもので、見込みを下回ったものでございます。

2目特例特定入所者介護サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上です。

3目特定入所者支援サービス費、予算現額10万1,000円、支出済額3万5,756円、不用額6万5,244円。

4目特例特定入所者支援サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上です。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上であります。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、予算現額1万円、支出済額1,759円、不用額8,241円。準備基金の利子分の積立てでございます。

次のページ、お願いいたします。

5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援

サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援分）、予算現額1,812万円、支出済額1,777万3,335円、不用額34万6,665円。こちらは、総合事業対象者の通所介護、訪問介護に係る経費であり、利用の見込みを下回ったものであります。

2目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援分）、予算現額243万1,000円、支出済額241万6,980円、不用額1万4,020円。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費、予算現額590万円、支出済額590万円、不用額ゼロ。

2目権利擁護事業費、予算現額60万円、支出済額60万円、不用額ゼロ。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、予算現額80万円、支出済額80万円、不用額ゼロ。1目から3目まで地域包括支援センターへの委託業務で行っているものでございます。

次のページ、お願いいたします。

4目任意事業費、予算現額3,000円、支出済額ゼロ、不用額3,000円。

5目在宅医療・介護連携推進事業費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上です。

6目生活支援体制整備事業費、予算現額50万円、支出済額50万円、不用額ゼロ。こちらは、社会福祉協議会への委託で行っておりまして、支え合いの地域づくりを進める事業であり、地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成などを行っているものであります。

7目認知症総合支援事業費、予算現額35万7,000円、支出済額28万8,500円、不用額6万8,500円。こちらは、認知症初期集中支援チームの活動や自立支援地域ケア会議に係る経費となっております。おおむね予算どおりの執行です。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、予算現額7万5,000円、支出済額7万1,282円、不用額3,718円。

4項高額総合事業サービス費、1目高額総合事業サービス費、予算現額3万円、支出済額2万6,030円、不用額3,970円。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、予算現額1,229万5,000円、支出済額1,229万3,808円、不用額1,192円。過年度分、国・県への償還金であります。

2目第1号被保険者保険料還付金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上です。

次のページ、お願いいたします。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額882万1,000円、支出済額882万863円、不用額137円。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額388万6,000円、支出済額ゼロ、不用額

388万6,000円。

歳出合計、予算現額 6 億5,976万1,000円、支出済額 6 億4,921万5,649円、不用額1,054万5,351円。

次のページ、お願いします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額 6 億4,923万3,115円、2、歳出総額 6 億4,921万5,649円、3、歳入歳出差引額 1 万7,466円、5、実質収支額、同額であります。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 342ページをご覧ください。

議案第17号 令和元年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款国庫補助金、1 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算現額 9 万4,000円、調定額、収入済額ともに 8 万1,109円。こちらは基金利子でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額921万3,000円、調定額、収入済額ともに 921万3,063円。

4 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額4,677万5,000円、調定額、収入済額ともに 4,534万7,212円でございます。こちらについては、風力発電の売電収入でございます。

歳入合計、予算現額5,608万3,000円、調定額、収入済額ともに5,464万2,384円。

次ページをご覧ください。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額5,282万3,000円、支出済額5,239万4,696円、不用額42万8,304円。こちらは、昨年度まで運転しておりました風力発電施設の運転等の費用でございます。不用額につきましては、設備の保守点検委託料が見込みより少なくなったためのものの不用でございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額326万円、支出済額ゼロ、不用額326万円。

歳出合計、予算現額5,608万3,000円、支出済額5,239万4,696円、不用額368万8,304円。

次のページをご覧ください。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額5,464万2,384円、2、歳出総額5,239万4,696円、3、歳入歳出差引額224万7,688円、5、実質収支額、同額でございます。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北島さつき君） 352ページをお願いいたします。

議案第18号 令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、予算現額2,817万円、調定、収入済額ともに2,805万1,700円。

2目普通徴収保険料、予算現額664万円、調定額652万6,750円、収入済額646万980円、収入未済額6万5,770円。こちらの未済額につきましては、現在、完納済みでございます。

2款手数料、1項手数料、1目証明手数料、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。存目計上です。

2目督促手数料、予算現額3,000円、調定、収入済額ともに4,970円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、予算現額53万4,000円、調定、収入済額ともに53万4,000円。

2目保険基盤安定繰入金、予算現額1,417万2,000円、調定、収入済額ともに1,417万2,056円。

3目広域連合分賦金、予算現額28万6,000円、調定、収入済額ともに23万7,000円。

4目保健事業費繰入金、予算現額78万3,000円、調定、収入済額ともに78万2,026円。こちらは、特定健診の村負担分と村独自で取り組んでおります人間ドックの健診分を一般会計から繰り入れているものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額8万1,000円、調定、収入済額ともに8万1,543円。前年度の繰越金でございます。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。存目計上です。

次のページ、お願いいたします。

2目過料、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。存目計上です。

2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、予算現額75万円、調定、収入済額ともに75万48円。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算現額10万円、調定、収入済額ともに6万9,100円。過年度分の還付金になります。

2目還付加算金、予算現額1万円、調定、収入済額ともにゼロ。

4項預金利子、1目預金利子、予算現額1,000円、調定、収入済額ともにゼロ。存目計上です。

5項雑入、1目雑入、予算現額18万円、調定、収入済額ともに18万1,427円。こちらは、人間ドック健診に対し、広域連合でその費用の一部を負担するものであり、約20名分でございます。

歳入合計、予算現額5,171万3,000円、調定額5,139万620円、収入済額5,132万4,850円、収入未済額6万5,770円。

次のページ、お願いいたします。

歳出、1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、予算現額19万1,000円、支出済額18万2,065円、不用額8,935円。

2目徴収費、予算現額34万3,000円、支出済額33万9,911円、不用額3,089円。1目、2目ともにおおむね予算どおりの執行であります。

2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額4,898万3,000円、支出済額4,862万2,036円、不用額36万964円。不用額につきましては、納付金の額が見込みを下回ったためであります。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、予算現額196万9,000円、支出済額191万4,515円、不用額5万4,485円。こちらは、健診と人間ドックの委託料になります。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算現額10万円、支出済額6万9,100円、不用額3万900円。保険料の過年度還付金であります。

2目還付加算金、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。該当者なしでありました。

次のページ、お願いいたします。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額7万4,000円、支出済額7万4,000円、不用額ゼロ。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額4万3,000円、支出済額ゼロ、不用額4万3,000円。

歳出合計、予算現額5,171万3,000円、支出済額5,120万1,627円、不用額51万1,373円。

次のページ、お願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額5,132万4,850円、2、歳出総額5,120万1,627円、3、歳入歳出差引額12万3,223円、5、実質収支額、同額でございます。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） 議案第19号 令和元年度天栄村水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

別冊の6ページをお願いいたします。

令和元年度天栄村水道事業損益計算書によりご説明申し上げます。

1、営業収益、給水収益8,854万5,510円、受託工事収益308万7,440円、その他営業収益11万3,200円、合計9,174万6,150円。

2、営業費用、原水及び浄水費385万7,139円、配水及び給水費1,120万4,386円、受託工事費284万8,000円、総係費1,563万9,133円、減価償却費8,441万222円、資産減耗費13万6,613円、その他営業費用14万7,153円、合計1億1,824万2,646円、営業損失2,649万6,496円であります。

3、営業外収益、受取利息及び配当金5,681円、他会計補助金2,703万3,000円、雑収益4万5,003円、長期前受金戻入2,220万2,975円、合計4,928万6,659円。

4、営業外費用、支払利息及び企業債取扱費1,678万7,930円、雑支出23万9,440円、合計1,702万7,370円。

営業外利益3,225万9,289円であります。経常利益576万2,793円、当年度純利益同額でございます。前年度繰越利益剰余金2億2,139万7,933円、当年度未処分利益剰余金2億2,716万726円でございます。

続きまして、令和元年度天栄村水道事業貸借対照表についてご説明申し上げます。

資産の部、1、固定資産、有形固定資産としまして、土地1,266万3,356円、建物58万8,734円、構築物20億1,725万2,000円、機械及び装置2,043万5,430円、車両及び運搬具208万2,800円、工具器具及び備品33万2,196円、建設仮勘定ゼロでございます。有形固定資産合計20億5,335万4,516円、無形固定資産としまして、電話加入権38万3,300円、無形固定資産合計、同額でございます。固定資産合計20億5,373万7,816円であります。

2、流動資産、現金預金1億3,775万2,023円、未収金1,906万9,950円、貸倒引当金△462万2,200円、未収金合計1,444万7,750円、貯蔵品15万8,580円、流動資産合計1億5,235万8,353円であります。

資産合計22億609万6,169円でございます。

次のページをお願いいたします。

負債の部でございます。3、流動負債、未払金としまして、営業未払金53万1,802円、営業外未払金23万8,300円、未払金合計77万102円。企業債としまして、建設改良費等の財源に充てるための企業債8,270万2,178円、企業債合計、同額でございます。引当金としまして、賞与引当金86万1,956円、法定福利費引当金16万2,731円、引当金合計102万4,687円、流動負債合計8,449万6,967円でございます。

4、固定負債、企業債としまして、建設改良費等の財源に充てるための企業債7億3,075万2,945円、固定負債合計、同額でございます。

5、繰延収益、長期前受金としまして、国庫補助金1億7,921万2,795円、他会計補助金1,480万円、その他長期前受金7億8,984万7,496円、長期前受金合計9億8,386万291円であります。

長期前受金収益化累計額としまして、国庫補助金△8,753万3,483円、他会計補助金△905

万7,600円、その他長期前受金△3億2,118万4,878円、長期前受金収益化累計額合計△4億1,777万5,961円、繰延収益合計5億6,608万4,330円であります。

負債合計13億8,133万4,242円でございます。

資本の部になります。6、資本金、自己資本金としまして、固有資本金2,551万1,489円、出資金3億3,823万261円、組入資本金4,607万3,608円、自己資本金計3億981万5,358円、資本金合計、同額でございます。

7、剰余金、資本剰余金としまして、国庫補助金7,596万6,200円、他会計補助金ゼロ、その他資本剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億188万129円でございます。

利益剰余金としまして、減債積立金7,890万5,714円、建設改良積立金700万円、当年度未処分利益剰余金2億2,716万726円、当年度純利益576万2,793円、利益剰余金合計3億1,306万6,440円、剰余金合計4億1,494万6,569円であります。

資本合計8億2,476万1,927円でございます。

負債・資本合計22億609万6,169円でございます。

次のページをお願いいたします。

令和元年度天栄村水道事業剰余金計算書についてご説明申し上げます。

初めに、資本金の当年度末残高でございますが、自己資本金4億981万5,358円、借入資本金ゼロでございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金の当年度末残高でございますが、国庫補助金7,596万6,200円、他会計補助金ゼロ、その他資本剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億188万129円になります。

利益剰余金の当年度末残高でございますが、減債積立金7,890万5,714円、建設改良積立金700万円、未処分利益剰余金2億2,716万726円、利益剰余金合計3億1,306万6,440円であります。

令和元年度天栄村水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

未処分利益剰余金が出ておりますので、これを減債積立金として576万2,793円を積み立てたくご提案させていただくものでございます。

18ページをお願いいたします。

令和元年度天栄村水道事業収益費用明細書によりご説明申し上げます。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、予算現額9,609万1,000円、決算額9,619万8,643円、増減額10万7,643円の増。水道使用料、水道加入金であります。水道使用料が見込みより多かったものでございます。

2目受託工事収益、予算現額325万2,000円、決算額308万7,440円、増減額16万4,560円の減。消火栓の受託工事の請け差分が減となっております。

3目その他営業収益、予算現額10万1,000円、決算額11万3,200円、増減額1万2,200円の増。設計審査手数料の見込み増となっております。

4目負担金、予算現額2,000円、決算額ゼロ、増減額2,000円の減。存目計上であります。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、予算現額3万円、決算額5,681円、増減額2万4,341円の減。預金利子の見込み減であります。

2目他会計補助金、予算現額、決算額ともに2,703万3,000円、増減額ゼロ。一般会計からの補助金になります。

3目雑収益、予算現額4万3,000円、決算額4万5,003円、増減額2,003円の増。原子力災害の損害賠償金でございます。

4目消費税還付金、予算現額1,000円、決算額ゼロ、増減額1,000円の減。存目計上であります。

5目長期前受金戻入、予算現額2,220万2,000円、決算額2,220万2,975円、増減額975円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、予算現額891万2,000円、決算額417万6,632円、不用額473万5,368円。不用額の理由としましては、4節委託料において臨時の水質検査が発生しなかったためであります。5節修繕費においては、漏水等の緊急を要する工事が少なかったものであります。そのほかについては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2目配水及び給水費、予算現額1,656万6,000円、決算額1,217万1,289円、不用額439万4,711円。不用額の理由としましては、1節賃金については、緊急を要する際の人件費でありましたが、緊急を要することがなかったため不用となっております。6節修繕費において、漏水等の緊急を要する工事が少なかったものであります。そのほかについては、おおむね予算どおりの執行でございます。

3目受託工事費、予算現額325万4,000円、決算額308万7,440円、不用額16万6,560円。不用額の理由としましては、4節修繕費において、消火栓の受託工事4件の請け差によるものであります。

4目総係費、予算現額1,663万4,000円、決算額1,597万8,819円、不用額65万5,181円。不用額の理由としましては、11節委託料において、水道料金システム委託料が見込みより少なかったものであります。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

5目減価償却費、予算現額8,441万2,000円、決算額8,441万222円、不用額1,778円。有形固定資産の減価償却費であります。

6目資産減耗費、予算現額13万8,000円、決算額13万6,613円、不用額1,387円。石綿管の除却費であります。

7目その他営業費用、予算現額20万6,000円、決算額15万9,916円、不用額4万6,084円。口座振替手数料でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、予算現額1,678万9,000円、決算額1,678万7,930円、不用額1,070円。企業債利息になります。

2目雑支出、予算現額1万2,000円、決算額ゼロ、不用額1万2,000円。過年度使用料の還付がなかったものであります。

3目消費税、予算現額95万円、決算額88万6,600円、不用額6万3,400円。消費税、地方消費税であります。

3項特別損失、1目固定資産売却損、予算現額1,000円、決算額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

2目過年度損益修正損、予算現額1,000円、決算額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

4項予備費、1目予備費、予算現額88万円、決算額ゼロ、不用額88万円でございます。

次のページをお願いいたします。

令和元年度天栄村水道事業資本的収入支出明細書によりご説明申し上げます。

収入、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、予算現額、決算額とも5,300万円、増減額ゼロ。石綿セメント管更新事業に伴う起債でございます。

2項負担金、1目負担金、予算現額1,000円、決算額ゼロ、増減額1,000円の減。存目計上でございます。

3項補償費、1目補償費、予算現額1,000円、決算額ゼロ、増減額1,000円の減。存目計上でございます。

4項国庫補助金、1目国庫補助金、予算現額1,000円、決算額ゼロ、増減額1,000円の減。存目計上でございます。

5項出資金、1目出資金、予算現額、決算額ともに4,000万円、増減額ゼロ。一般会計からの出資でございます。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、予算現額6,458万8,000円、決算額5,968万3,000円、不用額490万5,000円。不用額の理由としましては、1節工事請負費において、工事費の圧縮や請け差によるものであります。主な事業としましては、石綿セメント管の布設替え工事1件、舗装復旧工事3件等であります。

2目固定資産購入費、予算現額9万3,000円、決算額3万7,800円、不用額5万5,200円。水道メーター12戸分でございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、予算現額8,192万3,000円、決算額8,192万2,796円、不用額204円。企業債の元金償還になります。

説明は以上でございます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりました。

ここで暫時休議いたします。

2時40分まで休議いたします。

（午後 2時23分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時40分）

◎議案第5号の質疑

○議長（服部 晃君） これより各会計決算ごとに質疑、討論、採決を行います。

日程第1、議案第5号 令和元年度天栄村一般会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 21ページ、お願いします。

1節保健体育使用料、屋内運動場使用料1,400円について、これの利用状況、説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

屋内運動場の使用料1,400円につきましては、8月にサッカーの利用で村内の方が利用している使用料でございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 令和元年度は、そうすると1件の使用ということなんでしょうか。

あと、もともとゲートボール場ということで設置したと私、認識しているんですけども、今現在、天栄村でゲートボールを行っている方というのはどのぐらいいるのか、分かっているでしょうか、お願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

屋内運動場の利用者なんですけど、使用料がかかった件数が1件だけございまして、実際

の利用者数に関しましては、令和元年度で申し上げますと、屋内運動場で合計で828人の利用がございます。

そのほとんどがゲートボール協会で使用している利用となっております、今現在はゲートボール協会、実は令和元年度で解散いたしまして、7名程度で一応活動はしていたんですが、実際、高齢化ということと人数が集まらないという、増えないということで元年度で解散しまして、令和2年度からは一応使用の予定はないということでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） それでは、今までは村内のゲートボールやっている方は無料ということで、今後、そうしたら、こういった活用、利用する考えがあるのか、その施設の考えがあればお願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

先ほど、失礼しました、先ほど828名のうち、ほとんどゲートボールと申し上げましたが、失礼しました、冬場については、野球もグラウンドを使用できない時期に野球の方も利用しております、そういった方の利用は今後もあるのかなと。あと、梅雨の時期もやはり雨でグラウンドが使えないときには屋内運動場も使っている状況でございます。

今後は、ゲートボールの使用頻度が少なくなることで、中にゲートボール用に線、ひもをライン代わりにひもを設置してあるんですが、そちら、サッカーとか野球やるとどうしてもバウンドが変わってしまうということで使いづらい点もあるものですから、そのラインも取りまして、サッカーとか野球でも使用できやすいようにして利用者の使用頻度を上げていきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） あの建物、結構窓が多いような感じだと思うんですけども、例えば、その野球なりサッカーのスポ少が使用するに当たって、それがその利用が増えるとなれば上手に改修してもいいのかなと私は思うんですけども、そういった改修面含めて、今、耐用年数も結構たっていますよね。改修の計画なんかはあるんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

屋内運動場につきましては、平成5年に建てられまして、おおよそ27年ぐらい経過しております。その間、大規模改修等は行っておりませんので、確かに老朽化もしております。

ご指摘ありましたとおり、今後も改修につきましては、今のところ計画はしてございませ

んが、老朽化も今後も見据えて、その辺は状況等踏まえまして考えていきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、27ページ、1節教育費補助金、へき地児童生徒援助費補助金10万4,000円とありますが、中身伺います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

へき地児童生徒援助費補助金につきましては、湯本の小中学校の学校の児童生徒の健康診断に係る経費でございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、79ページ、13節委託料、プレミアム付商品券発行事業委託料とありますが、これは住民福祉課での事業を行ったということなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北島さつき君。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北島さつき君） お答えいたします。

昨年度のプレミアム付商品券発行事業につきましては、住民福祉課で行っております。

内容についてご説明させていただきます。こちらにつきましては、昨年度、消費税増税に伴いまして、住民税の非課税者及び子育て世帯に対しまして、額面2万5,000円の商品券に対して2万円で購入ができるといった内容であったんですが、当村におきましては、非課税者、子育て世帯合わせまして856件を見たところでありましたが、そのうち引換券というものを交付させていただいた件数がそのうち239件でありました。

その中で、実際に購入できるのが50枚、5,000円単位で購入ができたんですが、最終的に枚数でいいますと4,990枚の交付ということで、総体的にその対象者から見ますと、皆さんが2万5,000円までということで購入しますと1万1,950枚の枠があったんですが、それに対しまして4,990枚というところで実質半分以下というところの購入でございました。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） その消費税増税のための対策と申しますか、そういう感じでやったんですよね。もうこれはこの単年度で終わりということよろしいでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北島さつき君。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北畠さつき君） お答えいたします。

昨年度で終了いたしました。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、129ページ、18節備品購入費、災害備蓄用資材でベッドを購入したということですが、何床購入したのか伺います。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

30床分を購入しております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） ちょっと令和2年度の当初予算ちょっと忘れてしまったんですが、令和2年度の当初予算には、この分は計上していませんでしたか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

令和2年度の予算のほうにも、こちらの段ボールベッドのほうは計上しております。こちらのほうもう購入をしておりまして、15床ほど購入していたかと思えます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今現時点では45床ということですが、今後さらに増やしていく考えがあるのか。また、段ボールのベッドですよね、これって何かその耐用年数とかあったりするんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、段ボールベッドのほうでございますが、避難所のほうで利用するというのもございますので、避難所のほうの利用状況、そういったところも加味していきたいというふうに考えております。

また、段ボールベッドのほうでございますが、基本的には四、五年かとは思いますが、ただ利用状況によっては雨に弱いということもございますので、その辺は考慮していきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

以上で終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございますか。

2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） まず最初に、19ページをご覧くださいませ。

毎年、決算の時期になると指摘を受けるんですけども、住宅使用料の収入未済額132万2,792円の中身、明細、どういうふうな何人がいて、何人分のやつでの中身をちょっとお聞きしたいと思いますので。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

村営住宅使用料の収入未済額なんですけど、まず村営住宅、小丸山のほう、こちらにつきましては、現年分1名、12か月で6万1,200円となっております。過年度分で2名、18か月分、11万5,400円となっております。

定住促進住宅でございますが、現年分3名、22か月、86万4,196円、過年度分2名で8か月分、28万1,996円となっております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） その合計金額で132万2,792円なんですけれども、これは前年度よりは少なくなっているんですか、これは。少なくなっています。ただ、向こうにある村営住宅はその家賃は安いだろうけれども、定住促進は毎月4万幾らだか取られますよね。その4万幾らの家賃を徴収いただくよりも少ない入金では金額が増えるかと思うんです。

だから、どのような徴収方法が滞納者と話をして、いつまでに完納するというような、その話合いはしているのか、そこら辺ちょっとお尋ねします。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

定住促進住宅の使用料でございますが、今現在、8月いっぱいまでの収入の確認をしているところでございますが、現年度のものについては9か月分、35万4,196円が納入されてございます。それと過年度分については、4か月分、12万1,996円が納入されてございます。

今後も納付されてない方、滞納されている方については、計画的に納付の依頼をしているところでございますし、3か月、4か月と住宅使用料が滞った場合、そちらについては退去予告通知を出して、納付の相談なりをしているところでございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 納入をされているという話なんですけれども、130万も年に残るとい

うことは、納入するよりも納入してないほうが多い人が多いんじゃないですか、やっぱり。確かに納入はされているかもしれないけれども、何か月もたまると多分1か月4万5,000円でしたか、あれ。

〔「4万」の声あり〕

○2番（円谷 要君） 4万ですと、8回だね。8回だったら30何万も出ちゃうものですから、だからその中で今月は2万にしてくださいとか、そういうふうな徴収の仕方では、減るんじゃないくて増える一方になるんじゃないですか。でも、今は辛うじて減っている段階なんですか、今の段階では。前年度の決算から比べれば、これ下がってるみたいですけども。

ただ、そういう流れでやっぱり家賃より多く徴収していかないと、この未収額というのは減っていかないものですから、だからそういうのをやっぱり率先して、やっぱり足を多く運ぶということです。足を多く運んでなるべく穏やかに話をして、幾らでも毎月2回でも3回でもと納入していただくような話合いを持って、なるべく完済していただくようにご助力をお願いしたいと思います。

次は、105ページ、株式会社開発公社に補助金出していますよね、委託契約で。羽鳥湖のキャンプ、ここ450万、あとはスキー場900万、この委託契約で金を払っているんですけども、これ開発公社からもらったこのちょっと書類ちょっと見たんですけども、損益計算書の中にキャンプ指定管理料412万8,787円、スキー場指定管理料825万7,575円、これ金額が合わないんだけど、何か説明受けました。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

指定管理料につきましては、消費税込みの金額がこの450万なり、900万というようなことでありまして、こちらに計上する場合には、消費税を抜いて上げるというようなことで振興公社さんのほうに確認しましたらば、税務署さんのほうの指導だというようなことでございました。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） だから、その900万と450万から消費税を差し引いた金額を上げていると、だと消費税は何%でやっているんですかね、これ、端数は5円とか何円とかと出てくるんですけども。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

消費税に関しましては、昨年中、消費税の改正がございましたので、9月までは8%、そ

れ以降は1.1%というようなことでございます。10月以降は1.1%というようなこと。

ごめんなさい、1%じゃない。ごめんなさい、失礼しました。1%です。失礼しました。

〔「10%でしょう」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） 10%です。ごめんなさい。失礼しました。すみません、10%です。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、消費税のこれ差っ引いた、その抜かれた金額は管理委託業者の収入に入るというわけですね。その金額が入っているのかな、ここさ。後でこれ、課長のほうで調べてくれないかな、その消費税除いたやつの収益はどこの項目に入っているのだから、ちょっと、今調べると時間かかっちゃうから、よろしくをお願いします。

あと、その下の、今のやつはそれでよろしくをお願いします。

次に、天栄ブランド化推進事業補助金のこの234万3,834円、これは予算で計上したのは150万でしたよね、私の記憶で間違いなければ。その差額は何の項目が出て増えたのか、どのような事業にかかったのか、その差額教えてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ブランド化推進協議会への補助金については当初150万でしたが、こちらのほうは、84万3,834円については補正させていただいております。

こちらの内容につきましては、国のほうの事業の山村活性化支援交付金事業というようなことで、今、マカの6次化等をやっております、その事業を行うがためにこちらのほうのブランド化推進協議会のほうに補正いたしまして、その事業を行っております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、そのマカのブランド化推進事業に対しての補助ということで、その80万のお金はどういうふうな使用をしているんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらについては、マカをブランディング化するというようなことで、そういった製品のデザインであったり、それから展示会への出展したり、そして試作品を作ってPRしたりというようなことを行っております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、そういういろいろPR活動とか、いろんなそういうのに費用がかかるということですから、じゃ、マカを取りかかるのに補助金出していますよね。

それは、最初は、最初の方は150万でしたっけか、幾らだっけか。それ金額ちょっと忘れ
ましたけれども、それは面積とかそれに応じてその補助金が違うんでしたっけか。それはま
あ、金額はいいです。だから、その個人に出す補助金は、あくまでも自分のところの設備投
資がメインということだよ。メインということで。

種、種関係は、あれに何割かの補助を出すということで、その中身ちょっと、じゃ説明し
てください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

決算書の107ページをちょっとご覧いただきたいんですが、107ページの中に新規農産物栽
培実証事業補助金、これが別途上がってございまして、こちらについては、施設の設置に係
る部分の補助金、それから今おっしゃられましたような種子等の購入の補助金でございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、今年の決算は234万3,834円でこれ上がっていますが、来年、令
和2年の予算は201万7,000円しか取ってないで、これで間に合うんですか。試算したんだろ
うと思うんですけども、それは……じゃ、それはいいです。令和2年度の決算終わらませ
んから。じゃ、分かりました。じゃ、次いきます。

前にも私、一般質問でしたんですけども、113ページ、施設の管理費、交流センターの
前にも90万円の補助金の中身はちょっと聞いたんですけども、何かちょっと理解できない
部分があったから、この中身、どういうふうなその委託契約をしているのか。あと、79万
9,013円の多目的広場の多分、これは芝生管理だろうとは思うんですけども、どのような
内容で契約しているのか、ちょっと説明お願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、90万の施設管理業務委託料というところについてですが、こちらについては、交流
促進センター及びその付近にある公衆トイレ、そちらのほうの管理を委託しているという内
容でございます。

内容につきましては、使う場合についての交流促進センターの申込みがあった場合の鍵の
開け閉めであったり、それから使ったたびの清掃であったり、それから消耗機材等の補充で
あったり、水道施設の消耗品の補充であったりというようなこと、それからトイレの清掃に
ついても行っているというようなことでございます。

それから、もう一つが多目的広場の管理ということで、おっしゃるとおり、こちらに関し

ましては芝の管理を行っておりまして、昨年ですと6月から12月までの間、定期的な芝刈り、それから施肥、それから除草剤の散布、それから散水、それから土の剥げているところを盛ったりというような作業をして管理していただいております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 確かに、委託料は90万で、多目的広場の委託料は79万9,013円、確かにこの芝生はこの委託料の中に除草剤とか肥料とか、それは全部一括で入った契約ですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらにつきましては、除草剤であったり、肥料であったりを込みの金額でございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） いろいろ資材関係、農薬肥料関係の込みの委託契約で79万9,013円と。施設管理は鍵の開け閉め、トイレの掃除、あとどこまで掃除やるのか分からないけれども、逆にこっちのほうが率がいいような気がしますよね。芝生の管理のほうが容易じゃないと思いますよ。そこら辺は、もう一度、また委託契約書をちょっと後で見せていただきたいと思います。その中でもう一回検討してみたいと思います。

次に、159ページ、お願いします。

学校給食センターの給食業務委託料1,504万2,000円の金額の中には、食材も全部含まれた委託料ということでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

こちらの委託料には、食材費は入っておりません。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 食材入っていない、入っていないの。それは食材費はどういうふうな扱いしていますか。お願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

食材費等に関しましては、保護者負担でこちらの一般会計ではなくて給食の別会計で保護者から負担をいただき、そちらのほうから支出をしております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、食材はそれ父兄の方、PTAの方が子どもの食材費として徴収

して、その中で食材を購入するという中身ですね。

前に私は質問したときに、今、給食センターが活動しているんですから、天栄村の地産地消を兼ねて、私が前に質問したおいしい米を食べさせてあげなさいということで質問しました。コシヒカリを食べさせるようになりました。それも今は継続してやっておりますか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今ほどご質問あったとおり、お米とあと野菜も道の駅の食材を使いまして地産地消のほうを進めております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） ありがとうございます。

ちょっとその中身についてちょっと要望したいんですけれども、今それ多分、天栄米でコシヒカリ、給食はコシヒカリでよろしいんですか。そこまではちょっと……。

前の担当者からは、コシヒカリをちゃんと出すようになりましたというのは聞いていたから、多分それかと思うんですけれども、それに加えて、今、この天栄村の三大ブランドで天栄米ということで、村長をはじめ、筆頭になって関東とかでPR活動をやっていますけれども、そういう中身で天栄でやっぱり出すんならば、今度はもうちょっとワンランク上げて特別栽培米でも出したらいんじゃないかなと、予算をちょっと見ていただいて、そういうふうなちょっと子どものためにおいしい米を、おいしい米を作っているんですから村で、だからそういうおいしい米を食べさせるようにやっぱり村も考えて、子どもたちのためにそういうふうな考えで少し検討していただきたいなと思います。

では、以上、私の質問はこれで終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はございますか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 71ページの19節の個人番号カード関連事務負担金77万5,800円というのありますけれども、これはその内容を最初お聞きいたします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

こちらの個人番号カード関連事務負担金につきましては、市町村ごとに個人番号カードを作った枚数に応じて負担金を支払うものになっておりまして、こちらにつきまして、すみません、枚数はちょっと確認してこなかったんですが、そちらを県のほうに納めるような流れになっておるものです。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これはマイナンバーカードとは別なんですか。マイナンバーカードとは。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

こちらの個人番号カードというのは、マイナンバーのことでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、これ14節にもその賃貸料ですか、13節ですか、69ページにも委託料というのは、これはみんなマイナンバー関係の委託料、賃貸料、今度は負担金というのがありますけれども、これはその個人ナンバー持っていた場合に、どのように活用すればよろしいですか。そのマイナンバーというのは、よくテレビなんかで報道してはいますが、結局はマイナンバーを持っている場合はどのように活用していいんだか、その辺をお聞きいたします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

マイナンバーカードの活用につきましては、現在のところ、交付のほうも皆さん、交付の申請においていただいていることが増えてきておりますが、それは来年の3月からマイナンバーカードで健康保険証ということで利用できるように今進めているところもございまして、現在のところ、マイナンバーで何か今すぐ証明とかで使えるかというところではないんですが、これからそういったものに向けまして国のほうでも整備をするということで、そちらの関してもととのシステムのほうは整備しておりまして、そちらの委託の部分もございまして。

今後につきましては、健康保険証として利用できるように改修を進めてはおりますが、それがこれからになりまして、その全部が全部、医療機関のほうで使えるかということ、まだ全部ではないんですが、2023年の3月末までには、おおむね全ての医療機関や薬局での導入を国のほうで目指しているというところで、今はその途中段階でございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、今現在、マイナンバーカード、私、持っていますよね。そうすると、今、実質的、そのマイナンバーをここに使うとか、そういうふうな別に今はまだないということですね。

何か9月からそのマイナンバーでポイントカードがつくとか何かという、マスコミが報道でやっていますけれども、そのことがよく分からなかったのも、だからその辺がどういうシステムになっているんだかお聞きしようと思ったんですけれども。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

9月からというお話の件ですが、そちらにつきましては、マイナポイントといいまして、マイナンバーカードを持っている方が、キャッシュレスとか、あとチャージしたりとか、カードで現金払いとか、そういったときにポイントがつくという、お買物するときに有利になるということで、今、広報等では宣伝されているのがマイナポイントという事業になります。

前の議会のときに、マイナポイントの事業の説明は一旦させていただいたんですけれども、そのときにも申しましたが、具体的な例で申しますと、マイナンバーカードを取得している方はマイキーIDというものを番号を取得していただいて、それを基にnanaoカード、セブンで使っているよくあるnanaoカードですが、それにひもづけをすることでカードでチャージした場合に、2万円チャージしたときに最高の25%の2万5,000円分のお買物ができるという特典のついている事業になります。

○議長（服部 晃君） 熊田議員、ちょっと着席してから質問してください。すみません。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） まだのみこめないもので、後でゆっくり聞きに行きます。これ長くなるみたいなので。

では、129ページ、13節のホームページ用防災マップ作成委託料209万2,750円というのありますけれども、これはどのような内容になっているのだから説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

防災マップを昨年改定しておりまして、その地図の情報をインターネットを通じてウェブ上で公開しています。それを危険箇所であるとか、土砂災害危険箇所、そういったところを明示しておりますので、それがインターネット上、例えば携帯とかで見られる、ウェブ上で利用できる地図を策定したというふうなことでございます。村のホームページ上から見られるようになっております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ防災マップということは、ハザードマップなんでしょう。実際に言うと。ハザードマップというの前にも、天栄村に15年ぐらい前にハザードマップ、15年ぐ

らい前だったかな、私も一般質問でやったことあるんですけども、できているのかと。ハザードマップは天栄村にありますよね。新しくこんな、新規にこの今の集中豪雨とか、そういう場合とか、台風とかの場合に、このハザードマップが前のハザードマップと変わっているはずですよ。

そうすると、私から言うと、スマートフォンとかインターネットで調べる人はいいかもしれないけれども、お年寄りの場合はそれを見ないと分からないと思うんですよ。だから、そのハザードマップを各家庭に配布するとか、そういうことは考えているのか、今後。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

防災マップにつきましては、改定ごとに各ご家庭に配布しております。今回のウェブ版は、その配布している地図と同じもの、同等のものをインターネット上から見られるというふうなものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

すみません、お答えをいたします。

このウェブ版の防災マップにつきましては、より細かいといえますか、住宅地図に重ねた情報ですので、より細かい情報が確認できるということなので、今後、そういった情報を住民の方に提供できるように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） では、このホームページと同じようなやつを各家庭にお年寄りにも見られるような、同じようにそのハザードマップを家庭にも配るようにいたしますということによろしいんですね。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

高齢者世帯のほうにお配りしたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 大丈夫ですか。

○8番（熊田喜八君） いいです。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 11ページの不納欠損75万8,048円、これ令和元年度ありますが、これについて具体的にどういう物件が何件とか、教えていただけますか。

○議長（服部 晃君） 税務課長、櫻井幸治君。

〔税務課長 櫻井幸治君登壇〕

○税務課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

不納欠損についてでございますが、昨年度は4件でございます。

内容につきましては、相続放棄により相続人不存在のために執行停止をかけたもの、これが3年経過したものでございまして、そちらのほうを欠損したというものが2件、それから生活保護受給者ということがございまして、そちらのほうで1件。あと……

〔「金額を言わないと」の声あり〕

○税務課長（櫻井幸治君） 金額ですか、すみません。

まず、相続放棄のほうで不納欠損したものが2件ございまして、金額にして7万6,800円。それから、生活保護受給者につきましては、9万1,000円。

それからもう一件が、本人死亡しておりまして相続人も放棄しているというところで、この1件につきましては、財産管理人の下、滞納処分を進めてまいりましたが、法定納期限から5年経過したものがございまして、そちらのほうが該当しないということで、59万248円不納欠損しております。

いずれのものを足しますと75万8,048円ということになります。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 了解しました。

続きまして、81ページ、81ページの19節負担金の中で、天栄村老人クラブ育成事業補助金、これは老人会への補助金だと思いますが、これの具体的に何老人会に幾ら、あと連合会に幾らとかという明細あると思うんですが、それを教えてください。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

こちらの補助金につきましては、連合会で48万4,500円……

〔「すみません、ゆっくり大きい声でお願いします」の声あり〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） はい。

連合会につきましては、1件ですが、48万4,500円、単位老人クラブにつきましては、4件で21万5,540円でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それで、この単位老人クラブ及び連合会への補助金の給付の要件、大事なところだけでいいですけども、要件を私、知らないんで教えてもらいたいです。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

こちらの老人クラブ等補助金交付要綱によりまして支給しておりますが、まず、補助金の交付対象者でございますが、こちらは単位老人クラブ及び老人クラブ連合会とするということになっております。

老人クラブの会員としましては、年齢は60歳以上ということと、会員の規模は1単位老人クラブは10人以上ということが主な要件となっております、また老人クラブの人数ごとに基本額がありまして、10人以上ですと3万円に500円掛ける会員数、25人以上ですと基本額4万円に500円掛ける会員数ということで出しております。

連合会のほうの補助につきましては、助成額が基本割がございまして、12万5,000円、そこに会員の数と500円を掛けた分、あとは事務局運営研修分で32万円が一応、助成額の基本となっているところでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） その単位老人クラブ、今の話ですと10人以上、最低10人以上という規定があるんですが、あと活動内容については、各単位老人会からの報告等は求めているんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

年度当初に実施計画を出していただいております、その中で1年間のスケジュールは立てていただくんですが、その内容は精査しております、あと最後に実績を出して、3月終わりました4月以降に実績を出していただくんですが、その中で活動の内容は精査させていただいております、やはりこのクラブの内容に沿った事業を行っているかどうか、あと金額についても細かいところも領収書をつけていただきながら、チェックはしているところでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） では、その単位老人クラブの活動の内容の中で、連合会に入っていないくはならないという規則はあるんですか。対象要件には入っているんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

今ほどのお話のとおり、入っているのは要件かということですが、そちらについては入っていることが要件とはしておりません。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 了解しました。

続きまして、105ページ、105ページの14節使用料及び賃借料、地産地消システム使用料65万4,000円、これについて令和元年度の運用の状況、どういう内容で運用したか説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらにつきましては、両道の駅のほうにシステムがございまして、そのシステムに事業者様のほうから注文していただいて、そうしたものを天栄村の農産物を作る農家さんのほうと橋渡しをしていただいて販売をすると、注文販売をするというシステムでございまして、元年度につきましては、実績としては174万928円の分の利用ということで伺っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今、174万928円の利用というのは、どういう意味なんですか。利用料なんですか、利用手数料なんですか、それともこのシステムを売って販売した総額ということですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

このシステムを使って販売した金額でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） これシステム使用料ということで65万4,000円上がっていますけれども、これは今、両道の駅にこのシステムが入って、多分インターネットを利用したパソコンがあるんだと思いますが、これは年間の使用料、システム利用料だと思うんです。

この売上げの174万928円、これって多分、前に聞いた話では、このシステムというのは、旅館とか使う業者の皆さんがこれこれこういうものが欲しいと道の駅のパソコンに来たと、多分、生産者の人にタブレットを渡して、今こんなものがあるよというようなことを道の駅で、両道の駅で両双方向でその情報を受け取ってマッチングして売り上げるというようなことだったと思うんですが、その生産者へのタブレットの配付状況というのは何台になっていきますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

生産者へのタブレットの貸与というのは行っていないと聞いております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 私、2年前にこのシステムでのことを質問したときに、多分、生産者と消費者、消費業者のマッチングをサポートするためのこれシステムだということで、補助金ももらって、村でも金を出してやっているということだったと思うんですが、これ恐らくこれ見てみたら、これ令和2年度、今年度もこのシステムで通算5年目だよ、5年目。

5年もやっていて、まだタブレットとかって利用していない。じゃ、ということは、じゃどういうふうにして、この174万円の売上げってどういうふうにしてやったのかという疑問が残るんですよ。

だってそうでしょう。生産者のほうの方向とは通信が遮断しているわけですから、このシステム使っていないわけですから、もしかしたら旅館でこういうものを欲しいからって携帯電話でやったかも分からない。これはこのシステムじゃないでしょう。私はそう思うんです。だったら、このシステムを利用している意味がない。5年間も何で年間60万、70万も出してまだやっているのかなと思うんですけれども、この174万の利益、これどういうふうにして出したのか、どういうふうなシステムで出したのか、もうちょっと詳しくお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほどの売上げはどのようにして出しているかというようなことだと思いますが、こちらにつきましては、基本的に旅館さんのほうについてはパソコン、それから携帯電話、自分のタブレットというようなことで申込みができるというようなことと、道の駅にはそのマザーとなるパソコンとそれをつなぐサーバー、そちらがございまして、そこに注文が入ったものをまた今度、道の駅のほうから生産者のほうに流してやるというようなことだと思っています。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今、課長は生産者のほうに道の駅から流す、流すというのはどういう方法で流しているんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

発注の方法については、パソコンもしくはファクス、もしくは電話連絡というような形になっていると思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） こういう注文がありましたよと流すのは、それはパソコン、携帯、そういうような方法だと思うし、もしかしたら今、その場に道の駅にある品物だったら、あ、

注文来た、これやっぺで終わっていると思います。

やっぱりこれね、本当にもう5年もこれやっていて、タブレットまだ生産者に配付してない。これ2年前の予算でもこれタブレットの経費も上がっていますよというふうな話だったと思いますよ。これやってないって、ということは、私、そのときもこれ意味ないんじゃないのと、わざわざお金使ってやる意味あるのかというふうに質問しましたけれども、これまだやっていると。

はっきり言って、お上のほうからこういうシステムがあるよと言って、持ってこられたやつでやっているのかも分からないですけども、でもこれ無駄ですよ、はっきり言って。こんなのシステム料で毎年60万もどこの会社か分かんないのに払っているというのは、これもっと考えてくださいよ。

令和2年度もこれ予算上がっていますけれども、恐らく5年で終わりでしょうけれども、今年で。でも、もうこういう無駄なことはやらないでほしいです。村長、どうですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

このシステム構築して始まった経緯の中で、議員もそこに出席して、これからこういう取組で発展させていきますよというようなことで進めてまいりました。

議員、今ご指摘のように、なかなか農家の方々にスムーズにいかない。ただ、今の現状といたしましては、道の駅で生産したものを道の駅で納めて、どうしても売れ残ってしまう、その早いその情報ほしいとかというそういうお話もあったんです。

それがうまく回っていけば、宿泊施設なり、そこでも格安でそれが引受けできるというようなことで、それができないかというようなことで今、模索もしてはいるんです。ただ単に何もできないんじゃないなくて、もっとそこを利活用できるような方法でというようなことで取り組んではきましたが、生産者の方々、自分がやっぱり畑に行ったり、その環境がなかなかやれないのご高齢になっている、使いこなせないというのは実際ありました。

ただ今後、こういったものをどこまで見て、では5年間、今言ったように、5年間実証実験としてやってきて、なかなか皆さんになじまないんであれば、そこは判断させていただき、まだまだその活用の仕方というのはやり方によってはあるんですが、皆さんがやっぱりなじめるもの、そしてその利便性、今どうしてもその道の駅に納めた農産物、売れ残ったものがただ単に無駄になっていると、宿泊施設はそれがその情報が早く入れば、それを使って格安でうまく利用できると、そんなことできないですかというのを提案もいただいていますので、その方向性について、今年が最後になりますので、そこはしっかりと検証してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今、村長がこのシステムの利用、今後、売れ残りとか今、旬なものとか、その情報をいち早く消費者に、業者に伝えたいんだということ、でも、それはこのシステム使わなくても方法はいっぱいあると思うんですよ。

とにかく今後こういった事業、これはもう多分終わりになるかと思うんですけれども、ほかに多分いろいろあるかと思うんですけれども、こういった単にシステム業者にお金だけ払うような、そういうのはよく精査してやっていただきたいというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございますか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 昨年、実施されました世界大会のオートキャンプの世界大会、これについて村長にお尋ねしたいと思います。

この事業は、本当に1年前以上から準備をされて、天栄村の一大イベントというようなことで実施されたわけでございます。

その中で、実行委員長からは議員の皆さんにもみんな行ったと思うんですが、令状が来ました。ただ、私、レセプションといいますか、あのときに所用があって参加できなくて、出席できなくて内容等は全然分かりませんでした。

その後、誰もこの世界オート大会のことについて、よくも悪くも言う人が誰もいないんですよ。あれほど金をかけてやった大きなイベント、村長はこの世界オート大会、どのように終わった後、どのように感じておるかお聞かせください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

このオートキャンプ世界大会につきましては、この福島県でやっぱりやる意義、東日本大震災、そして原発事故があった中で、この福島の復興状況、そして天栄村のこの震災、原発事故からの復興状況、天栄村のこの自然、そしてこの環境、そしておいしい食材、農産物、地場産品、そういうものをPRする絶好の機会であるというようなことの認識の下、そして、今年にはコロナのウイルスで感染拡大がしてオリンピックも中止になりましたが、オリンピック前に世界にこの情報発信をするいい絶好のチャンスだったなど、いいPRもできたなどというようなことで、参加された方々からまた福島、そして天栄村に行ってみたいという声も寄せられました。

今後、あの当時は、インバウンドをどんどん外国人の旅行者の方々に来ていただけるPRする絶好のチャンスだったものですから、その役目はしっかりと私は果たせたなど。しかし

ながら、この新型コロナウイルス感染拡大によりまして、このインバウンドが今、外国人も呼ぶこともできない、このような状況になっていますので、これがまた収束した中では、こういったイベントをやったことが成果が徐々に徐々に現れるものと認識しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村長は盛会裏に実行委員長と同じく盛会裏に終了したというようなお話ですが、まずこの世界大会で羽鳥湖に何人その集客というか、参加者を含めて何人の参加者を望んでおったんですか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午後 3時58分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時06分）

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お時間をいただき、ありがとうございました。

お答えいたします。

当初の目標につきましては、キャンプ愛好者、キャンパーと呼んでおりますが、1,200人の参加を目標としておりました。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは期間中通して1,200人ということですか、それとも1日の人数ですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

期間中を通して1,200人のキャンパーが来ていただきたいというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ10日間、何、1週間だけか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

開催期間は、9月28日から10月6日までの9日間でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 1,200人はないでしょう。何千人でしょう、あのとき最初の頃説明していたのは。9日間、10日にしたって、あれでしょう、1日100人くらいでしょう。そうしたら全然かけ離れているんじゃないですか。ちょっと私も確定的な話はできないんですが、こんな1,200人のためのイベントだったんですか、村長。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

当初は9日間開催で1万人、延べですよ、延べ1万人ということで私も話は聞いておりました。その中で、いろいろとPRをしたりしてきて、実数は今ほど話した内容になったわけでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 私も今、何千人と言ったけれども、あのときは万という数字は俺ちょっと耳に残っていたんだけど、ちょっとあまりにもこの数字とかけ離れていたから今何千人と言ったんですが、相当の数だったと思ったのですよ。これどうするんだと、そうしたら延べだというような話だったから、それにしてもこんなに人が来られるのかなというような感じはしていました。

恐らくこれ1日の数でこのくらいの数の話はしていたと思いますよ。それが実際に9日間で1,200人、これで成功と言えるんですか、村長。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

参加国14か国で延べで4,000人が、延べで4,000人参加しております。多いときで1,200、少ないときで800、そのくらいかな、500、500くらいか、そうですね。大体そのくらいの人数で参加をしておりました。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 私は聞いているのは、当初の計画より相当少ないわけで、村長が大分、盛会裏に終わったという予想どおりの世界大会だったというようなことを言っているから、これでも村長は盛会裏で有意義な大会だったということを使うんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 議員おっしゃるように、当初は先ほども話しましたが1万人と私も聞いて、皆さんにもそういうお話をさせていただきました。

実際、1万人規模、あの面積、あの中でそこまでは入れない、だから実数でいくと延べや

っぱり4,000人というのが、だんだんいろいろ話をさせていただいた中で、その規模で持っていきたいというようなことで予算立ててもその後してきましたので、その後、当初は1万人というようなお話をいただきましたが、どうしても受け入れるそのキャパを見ると、それはもう無理なんじゃないかというような話も私も実際見てきて、テントも張ってそのスペース、トイレから何からどんどんそのリースして、どんどん今度借りるものが出てきますので、このやれる範囲内、予算の規模で行けばその人数が妥当であるし、その中で14か国参加してPRは十分にできたというふうな思いでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村長は台湾なりドイツまで行って、その世界大会の視察をしてきているわけですよ。ほかの国の状況を見ながら、自分らのこの天栄村の羽鳥湖のキャパの問題も出ましたが、どうなんですか、外国はどのくらい集まって、どのくらいの規模でやっていたんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私が出席した台湾については、これ2017年になりますが、18か国650人参加になっております。延べ人数でいくと、これがその開催期間になってきます。多少前後しますが、今度、ドイツの大会については、26か国1,660人が参加しております、そこが10日間なり、多少の前後はしますが、掛けるその開催期間というような算定の仕方になってきております。

だから、ほぼほぼこのキャパ、受入れの体制から見れば4,000人規模で十分だったかという思いでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると、村長はドイツなり台湾で見えてきているわけですよ。どれだけのキャンプ場でどのくらいの人数が入るか、もう既に分かっているわけでしょう、この段階で。これだけの1,600、ドイツは1,600人入るところを見たときに、天栄村がその4分の1しか入らないわけですから、400人でしたっけか、平均、1,200だからいいのか。1,200、延べで1,200だもんね。

既にある程度分かっていたわけでしょう。それをなぜ、その早くキャパの問題があるというのをなぜ早く言わなかったんですか、議会に。だってもうあのあれでしょう、芝張る頃は分かっていたでしょう、このキャパの問題は。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） 私がドイツが行ったのが1年前になりますので、そのときドイツの規

模を見てきて、うちのほうだとなかなかこれだけのスペースを確保するのはちょっと厳しいなど、いろいろ実行委員の方々とも相談してきたのは、元乗場の駐車場であるとか、そういったところまでトレーラーハウスとか、これを新たにまた借りて、その人数になればそのような進め方もするかというような、当時は相談もしておりました。

実際、そういったものを借りるとまたかかる予算がもっとまた費用負担が出るというようなことで、ある程度、村の中でやれる規模というようなことで人数のほうも制限したところ、あともう一つの参加者が少なくなった要因というのが、当時、政治的な要因がありまして、中国と韓国が若干、人数のほうはやっぱり減ったと、参加人数が減ったというような状況もございます。

それで先ほど言った人数よりも多くなったんでは、なかなか採算的にも厳しい状況もあったかというような思いでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それはある程度分かっていて、ずっと今まで終わるまで、終わっても何もしゃべんないというような状況ということは、でも当初はそれほど入るという数字、1万人も入るということは、実行委員長から村長は聞いていて真に受けていたんでしょう、これ。そのときのキャパの問題は考えなかったんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私もその人数とその当時のスペース、どの程度かというのまでは、そこまでは私も認識はできなかったのが正直なところでございます。

台湾にも行って参加したときには、台湾は民間のキャンプ場をまだ工事中だったものから、その大きさもいろいろつかめなかったのが正直なところなんです。その後もいろいろPRをしながら、その目標に向けた人数を確保したいということは私も聞いてはおりました。ドイツ大会を見て、この会場とあとはその予算規模、なかなか予算的なものもあって、それだけ今度はシャワールームとか風呂場、トイレ、人数が増えればもっとそれがかさむというようなことも1年前にはそれは分かっていたんです。その中での調整をしてきたところでございます。

その後、議会議員の皆様方にその報告はしなかったのは私の責任でございますが、状況的にはそのような流れで来ましたこと、当時、皆さんにご説明できなかったことはおわび申し上げますが、その流れで来たというようなことでご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） いや、今そんなことより、今、村長が分かっているながら言わなかった

ということを申し訳ないという言葉を受け、素直に私も下りるんだっただけけれども、それが盛会裏に終わって当たり前だというようなことを今、話しされたから、だからこっちもこんなふうになったわけなんです、やはりこれだけのイベントをあれだけ1年も前以上からでっかく宣伝しながら、既に村長も実行委員長も全て海外まで行って、現地を見ながら当然、そういうキャパの問題なんかも当然、あれでしょう、話し合っ、そういう聞き取りなんかもしてきたんでしょ、やっぱり。

ここでは、それだけの大規模な1万人も集めるような規模できないということは、既に分かっていたわけなんです。そうでしょう。その中で、集めんだ、集めんだって言って、そして芝生だって無理やりやって、芝、会場の芝張りまでというか、芝生までちょっと盛ったような金まで使ってやったわけですね。

でも、何とか我々もこの天栄村のために、そのオートキャンプの世界大会が少し世に広まって幾らでも天栄村に来ていただければいいなと思って、今、本心はあれほどの金使うというのにはちょっと反対だったんですが、やむを得ず私は了解しました。了承しました。

その中で、やはり物事やり終わった後、既に分かっていたら、そのことをやはり皆さんにちゃんと議員の皆さんに言うなり、終わった後、やっぱり駄目だったと、当初の目的と違ったということを素直に反省して、やはり伝えるべきじゃないんですか。

それはこちらから言われるまで何も言わないで、はい、盛会裏に終わりましたと。今年はそれ、このコロナの問題がありまして、なかなかインバウンドの問題は難しいとは思いますが、だからと言って、これあれですよ、普通だった、コロナがなくなつて、そんなにどこまで日本、世界の人に知れ渡って、どれだけキャンプ場が人が集まってきてくれたかというのは疑問が残るわけなんです。

たまたまコロナがあったから、入れたら、入れたらと言っただけけれども、いやコロナの問題で無理やり入れないんだというような説明して、いかにも天栄村のキャンプ場は素晴らしいんだけど、遠慮しているような話まで村長はしていたわけですから、だからそういう話ではいかんですよ。

やはり駄目なもの、やはり終わった後、やはり反省会なり、当然、実行委員長とも話はしたんでしょ、そういったこと、無理だったことは素直に報告してください。我々に何ももう終われば、金使って終われば終わり、という問題じゃなくて、これからはいろんなイベントをやるかもしれません。やっぱりさきにやったイベントについてもどうだったかという検証はきちんとやって、報告してくださいよ。やっぱりそうしないと村長の言うこと、誰も信じなくなりますよ。ぜひ、この事業についてはそういったことをよろしくお願いたいと思います。

以上です。

◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

議案審議の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

皆様に申し上げます。明日の本会議は午後1時30分から開催いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時25分）

9 月 定 例 村 議 会

(第 4 号)

令和2年9月天栄村議会定例会

議事日程（第4号）

令和2年9月11日（金曜日）午後1時30分開議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 5号 | 令和元年度天栄村一般会計決算認定について |
| 日程第 2 | 議案第 6号 | 令和元年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第 3 | 議案第 7号 | 令和元年度牧本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 4 | 議案第 8号 | 令和元年度大里財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 5 | 議案第 9号 | 令和元年度湯本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第 6 | 議案第10号 | 令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第11号 | 令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第12号 | 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第13号 | 令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について |
| 日程第10 | 議案第14号 | 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第11 | 議案第15号 | 令和元年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について |
| 日程第12 | 議案第16号 | 令和元年度天栄村介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第13 | 議案第17号 | 令和元年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について |
| 日程第14 | 議案第18号 | 令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第15 | 議案第19号 | 令和元年度天栄村水道事業会計決算認定について |
| 日程第16 | 議案第20号 | 令和2年度天栄村一般会計補正予算について |
| 日程第17 | 議案第21号 | 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第18 | 議案第22号 | 令和2年度牧本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第19 | 議案第23号 | 令和2年度大里財産区特別会計補正予算について |
| 日程第20 | 議案第24号 | 令和2年度湯本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第21 | 議案第25号 | 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について |
| 日程第22 | 議案第26号 | 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について |
| 日程第23 | 議案第27号 | 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について |

- 日程第24 議案第28号 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について
 日程第25 議案第29号 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について
 日程第26 議案第30号 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について
 日程第27 議案第31号 令和2年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
 日程第28 議案第32号 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について
 日程第29 議案第33号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について
 日程第30 議案第34号 令和2年度天栄村水道事業会計補正予算について
 日程第31 陳情審査報告
 日程第32 各委員会閉会中の継続審査申出
 日程第33 招集者あいさつ
 日程第34 発議案第1号 地方財政の充実及び地方税財源の確保を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	北 嶋	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
6番	揚 妻	一 男 君	7番	渡 部	勉 君
8番	熊 田	喜 八 君	9番	大須賀	溪 仁 君
10番	服 部	晃 君			

欠席議員（1名）

5番 廣 瀬 和 吉 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君
企 画 政 策 課 長	熊 田	典 子 君	産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君
住 民 福 祉 課 長	北 嶋	さ つ き 君	税 務 課 長	櫻 井	幸 治 君

建設課長 塚 目 弘 昭 君 湯 支 所 本 長 星 裕 治 君

教育課長 関 根 文 則 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 小 山 富 美 夫 書 記 星 千 尋
事 務 局 長

書 記 森 歩

◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

5番、廣瀬和吉君より、病気療養中のため欠席の届出がありました。

(午後 1時30分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第5号 令和元年度天栄村一般会計決算認定について、昨日に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 11ページをお願いしたいんですが、村税運営なんですが、村税の中で収入未済額が1億1,789万7,000円と上がっています。そのうち個人分が1,037万1,000円、あと固定資産税の中が1億501万1,000円とこうなっていますが、これについて、職員の皆さん方が滞納整理で歩いていると思うんですけども、これから今後この未済額についてどういうふうに考えるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 税務課長、櫻井幸治君。

[税務課長 櫻井幸治君登壇]

○税務課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

未済額についてでございますが、今までも職員、全職員を対象として、滞納整理推進本部ということで存在しますが、そちらのほうでも、臨戸訪問なり電話での催告なりということで、引き続き実施してまいりたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、個人分から一つ例言いますと、去年の決算額と比較すると500万円ほど増えているのですね、あと固定資産税、これについては1,300万、去年の決算額より増えています。だから毎年毎年1,800万ずつ増えていったらば、滞納整理やっても遅いので、どうなのかなと思って疑問に思うんですけども、だからその他、何かいろいろ

工夫とかあるのかどうか。お願いします。

○議長（服部 晃君） 税務課長、櫻井幸治君。

〔税務課長 櫻井幸治君登壇〕

○税務課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

まず、固定資産税の、昨年度と比べての差額が増えているということなんです。大きな一つの要因としましては、ある事業者なんですけれども、新たな滞納があったんですが、新たな滞納はつくらないということで、現年分を納付しながら滞納のほうの額も納付されておりましたけれども、今般、コロナウイルスによって業績が思うようにいかずに、現年分のほうが残ってしまったという経緯がございまして、それが一つの要因となっております。なお、この業者につきましては、出納閉鎖後、現在までに400万円ほどの納入はされている状況でございます。

それから、民税のほうですが、こちらのほうも一つの要因といたしまして、ある個人事業者なんですけれども、昨年、税務署における査察を受けられまして、過去における所得のほうに修正されたために、村税においても課税分となったものが納付されなかったというところが大きな要因となっております。こちらのほうも納税相談はさせていただいておまして、新しい滞納はつくらないということで、そちらを納めながら、分納で過去のものも納めるということで、誓約はいただいております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） その部分で努力されているのは分かるんですが、やっぱりこれから、前やってみたいな差押えの競売とか、そういうふうな方法も、考えていくのも一理あるんじゃないんですけれども、そういうのは、これからどうなんでしょうかね。

○議長（服部 晃君） 税務課長、櫻井幸治君。

〔税務課長 櫻井幸治君登壇〕

○税務課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

滞納額の圧縮に努めるために、実態調査等も毎年やっております。その中で、処分停止ができるものについては処分停止をしたり、議員おっしゃるように公売という形にもなるかと思いますが、そちらのほうも視野に入れて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 分かりました。じゃ、毎年1,800万ずつも増えていくようなことでは困るので、そういうふうなことではあるんことを工夫して、滞納、収入未済額が減るように努力していただきたいと思っております。

あと、次にもう1点お願いしたいと思うんですが、137ページの中で、小学校の学校管理費、この中の需用費、電気料が553万上がっています。あと中学校の管理費、これは141ペー

じなんですけれども、これも601万3,000円、電気料上がっています。何を聞きたいかという
と、これ太陽光やっていますよね。それで、文化の森の屋根に上げたやつでは、余剰電力売
電収入といって94万9,000円ほど昨年計上されました。だから各小学校中学校で太陽光上げ
てあると思うんですけれども、実際それで節電している電気料の料金なんていうの分かるの
かなと、そういうふうに思ったものですから、メーターか何かで換算して分かればお願いし
たいと思いますが。節電分です。多分売電はされていないと思うんで。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

各学校と幼稚園に7か所、太陽光の発電機がついております。ご質問のありました節電に
関しては、どのくらい節電されているかというものは、すみません、ちょっと手元に資料が
ないんですが、太陽光の売電なんですが、決算書の43ページ、ご覧いただきたいんですが、
43ページの下から10行目ぐらいに、太陽光発電余剰電力売電収入ということで94万9,536円、
こちらは学校分で89万9,952円の収入です。生涯学習センターで4万9,584円の収入になって
おります。ですので学校分、幼稚園と小中学校を合わせて、7校分で約90万の収入というこ
とになっております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 了解しました。

○議長（服部 晃君） 次に質疑ありませんか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっと特別会計のほうなのですけれども……

○議長（服部 晃君） 渡部さん、まだ今一般会計ですから。

ほかに質疑ございませんか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 33ページの備考で、イノシシ捕獲管理事業補助金、これありますが、
内訳はどのように内容になっているのでしょうか。お願いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今の補助額135万7,000円、こちらにつきましては、失礼しました。こちらは、猟期間中に
県のほうから1万3,000円いただけるというようなことで、それを59頭掛けていただいた数
でございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 続きまして、61ページの高齢者バス利用補助金となっておりますが、この高齢者バス利用補助金の内容はどのようになっていますか。お願いします。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

バスの補助金の事業内容でございますが、対象者は65歳以上の方が対象となります。それで、NORUCAパスというものを、NORUCAパスの65とNORUCAパスの75というものがありますので、そちらを購入していただいて、補助金の申請を村のほうにさせていただくというふうな流れになっております。1か月で2,000円の補助額、3か月で6,000円の補助額、6か月で1万1,000円の補助額、12か月で2万2,000円の補助額というふうな事業になっております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 以上で質問を終わります。すみません、もう一つあると思っていたんですが。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第6号 令和元年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定についてを質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第7号 令和元年度牧本財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第8号 令和元年度大里財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第9号 令和元年度湯本財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第10号 令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第11号 令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 前にも質問したことあるんですけども、大山団地の排水の使用料の未済額、これ若干は前に質問してから減っているんですけども、一番最高額、何年ぐらい滞納しているんだか、あと何名の滞納者がいるんだかお聞きしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

大山排水の使用料の滞納額でございますが、ちょっと年度ごとの資料は持ってきていなかったんですが、過年度の滞納額の合計額で申し上げますと、過年度の使用料で人数は10名で

す。10名で一番多い方で39万9,660円になります。何年度からの滞納かというのはちょっと資料を持ってきていなかったものですから、大変申し訳ございません。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 前にも質問したんですけれども、結局、何年滞納しているか。39万9,000円何がしになっていきますけれども、私の聞きたいのは、滞納者が何年も滞納しているわけですから、それを前にも監査のときも指摘したんですけれども、結局は村のほうの対応の仕方を何度も、監査のときに指摘したんですけれども、それをどのように進んでいるかお聞きしたかったので、その一番、何年滞納しているかそれをはっきりお聞きしたかったんです。進んでいるか進んでいないか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午後 1時53分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時02分）

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お時間を取っていただき、ありがとうございます。

昨年の資料から見ますと、9年前から14万9,470円ほど分納していただいている方がおります。その方が最高の滞納者であります。1年間で14万9,470円。約15万円の分納をいただいております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ前にも質問してあと監査のときにも指摘したんですけれども、その当時はやっぱり5年ぐらいためていたんですよね。その当時。9年ということはまた4年増えたということですよ。

ここで村長にお聞きしますけれども、これはもう、何ていうんですかその、5年も9年も払わないということが通用するということがあってはならないので、後で、私はそのときに人数も聞いたんですけれども、その当時にはたしか14名いたんですよ。今回は11名ということは3名減ったということみたいなんですけれども、やっぱりその、私の言いたいのは、真面目に払っている人もいるのに、5年も9年も滞納させておくということが、私は納得が、その辺は、村長これからどのように滞納者に対して取り扱っていくのか、村長の答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今、議員ご指摘のことをございますが、今ほど担当課長が答えたように、分納して、全く払わないんじゃないじゃなくて分納して納めているというようなことをございますので、今後も、ここは臨戸訪問しながら、しっかりとまた分納して納めていただけるように取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） はっきり言ひますけれども、払えなくて払わないんじゃないんですよ。生活はちゃんとしているんですよ。その辺もちゃんと確認しているのかしてないのか。普通の一般の生活をしているんですよ。その方はこれだけではないんですよ、よその滞納もしているわけですよ。だからそういうこともちゃんと、税務課もそうですけれども、よく連携して。

前に、これは別な話なんですけれども、総額で400万も500万も滞納していた人もいたんですよ。そのときに、兼子村長とその当時の代表監査委員と、そのうちに行ったことありましたが、実際に、なぜ払わないんだか。そうすると、村長が嫌いだから払わないんだというんですよ。そんなばかな話ないでしょうとその本人には言ったんですけれどもね。だからそういうのもよく確認して、なぜ払わない理由、払うだけの財産もあるしそういったふうな生活もしていても払わないという、そういうふうな考えを持っている人もいますので、その辺はどのような対応するんだか。

私は、監査のときには、車止めというのあるんですよ。車が動けなくなるように。それを返納するまでは車を車止めでそれを止めてきなさい、やりなさいまで、監査のときに言ひましたけれども、そこまではできなかったみたいなんですけれども。だから、そのぐらい徹底しないと。簡単に言うと、それで通用するならばそのまま通用する。だから、実際に困っていて、もう家庭が困っていて払わないんだったら分かるんですよ。一般の生活してちゃんと生活していて払わないというから、私は、そういったふうな対応しなさいと、すぐ村のほうは対応しなかったんですけれども、その辺は村長は知っていますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

そこまで詳細には私も把握はできなかったのは事実をございますが、今後はその生活なども各課連携しながら、実態把握しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） とにかくその真面目に払っている人がばかを見るようなシステムにな

らないように村のほうもちゃんと、その辺はよくお調べをして、そしてちゃんと対応するようにしてください。終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 同じく255ページの大山地区排水処理施設事業特別会計の一番下の諸収入、雑入ですね。原子力災害賠償金2万3,760円。これ大山だけじゃなくて、村の排水処理、それから、簡易排水、上水、全部これ出てくるんですけれども、上水、水道の場合は、たしか私の聞いたところではこれは、いわゆる水道水を毎月ですか、何か月か1回か、いわゆる検査に持っていくんだと、保健所に。そのときのガソリン代とか手数料としてこれが支給されるというふうなことを聞いたんですが、この排水の場合も同じようにこの検査のためにかかった費用を賠償金として払っているのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり水質検査の手数料、こちらを請求して賠償金としていただいているものでございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今この原子力災害という言葉が出てきたんで、関連でちょっと質問させていただきますが、今朝の新聞に、各市町村の原子力の災害賠償に対する東京電力からの賠償金の額が載っていました。天栄村は3億何千万かの請求に対して、千何百万ぐらいしか払ってもらっていない。県の市町村の中で一番低いわゆる賠償額なんですね。率にしまして4%ですか。お隣の鏡石でさえ7%、多いところでは70%もその請求額に対して払われていると。これはどうしてそんな差が出てくるのか。それから、ちゃんと村はまともに請求しているのかどうか、どんな方法で請求されているのか。前にも私これ質問したんで、ちょっと答弁をお願いします。

総務課長、副村長、村長、どなたか詳しい方。どなたでもいいですよ。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、まだまだ請求に関して東電からの収入がかなり少ないという状況でございます。

請求の内容なんですけど、まず入金になった賠償額についてなんですけど、入湯税のいわゆる損害分が、請求したところ、それは満額入ってきたというところで、その合計額が約620万

円が入っております。もう一つ、約500万円、それで今の入金額1,000万円になるんですけども、それが原子力災害対策室、そこを設けた際の職員の超過勤務手当分、これは請求どおり入ってきております。

一番請求で大きいのが、職員人件費の原発以降の原子力災害対策室分の職員の、いわゆる本俸ですね、給料とその他の手当、それから、原子力災害対策室以外の職員のいわゆる超過勤務手当、これを請求しております。それが約1億3,000万円。しかしながら、今入金になっているもの以外の人件費については、これはどこの市町村についても同じなんですけれども、東電のほうではいまだ支払いがされていない。これはどこの市町村も同じでございます。これにつきましても、粘り強く請求をしてまいりたいというふう考えております。

それから、それ以外の項目につきましては、農林水産の復興費として、例えばゼオライトの散布をした際の経費ですとか、それからモニタリングの経費、それから、観光のほうでは合宿誘致の経費ですとか、そういった部分も原子力損害に当たるということで、賠償請求はしているんですが、こちらについてもまだ収入されていないという状況でございます。

引き続き東電のほうには粘り強く請求をして、収入の確保に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 人件費の部分が払われていないということなんですけど、各町村一緒のようなことの答弁なんですけれども、それにしても各市町村の中でも一番低いんですね。70%も出ているところは請求額にして70%も出ているんですよ。とにかくこの差は何なんだというふうな、びっくりするような額なんです。だから、詳細については私は知りませんが、もう少し本腰を入れて、何か原子力の紛争、災害紛争センターですか、そういったものなり何なりに問合せをして、せつかくこれ請求して、大いに迷惑しているわけですから、いろんな手だてを考えてですね、少しでももらうべきことはもらうという姿勢で徹底してやってほしいと思っております。以上お願いしておきます。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 同じく255ページの繰越金、289万5,268円となっておりますが、ちょうど10年ぐらいになりますかね、私が議員のときに、排水処理が、月額排水処理ですね。1世帯当たりですよ、1世帯当たり。それがちょっと高いということで質問したことがあります。当時の課長さんが言うには、機械の取替えに1,000万ですね。約10年ぐらいで機械がやっぱり悪くなるから、取り替えるのに1,000万ぐらいかかると言っていたんですね。

前年度繰越金がこれ289万5,268円あるんで、これ1,000万の取替え時期になるのに、もう

その任期というか、来ているのかどうか。それをお願いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

機械の更新関係なんですけど、今現在も点検等、適切に検査等してございますので、更新の時期は、ちょっと今手元に資料なかったんですけど、適切に管理しておりますので、今のところ、更新の時期を迎えているというふうには思っておりません。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 以前は、金額的に3,600円ぐらいですかね、月ね。今現在、今年は3,875円ぐらいになっていますよね。1か月ね、世帯割でいくと。やはりほかの当時、もう何年前ですが、ほかの須賀川とか白河のほうから来ていた方の話では、ちょっとこちらに来たら下水道がすごく高いということで、当時ですね。そのときの当時の課長さんがそういう説明で、答弁で、こういう時期があるからそのためにためておくんだという、そういう話を伺ったもんですから。

時期はまだだということであれば、ちょっとね、金額的には、これ積立ても必要かなとは思っているんですけど、それで、現在は、これには載っていないんですけど、どれくらいの積立金、このためにあるんでしょうか。分かればお願いします。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

大山排水処理施設の今年度末の、令和元年度末の積立金の残高でございますが、7,902万2,000円でございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、もうちょっとで1,000万円に近いということですね、何年かたてばね。そうすれば更新、新しく機械の取替えをするということで、機械の取替えをした場合には、下水道排水処理の金額というのはちょっと安くなるんだか、先のことからね、ちょっとそこまでは考えていないかもしれないんですけど、その点はどのように考えておりますか。新しく機械を、その時点で更新した場合の後、後のことね。そうすればもし、現在、1か月、私ら3人なんですけど、世帯割ですると今のところ3,875円でしたか、それくらい毎月払っているんですけど、それ、もうちょっと安くなれば少しでも、滞納者が相当出ているという話を聞いていますので、やはりそういう点もどのように考えているかお聞きしたい。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

[建設課長 塚目弘昭君登壇]

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

機械の更新等を行った場合でも、本管等に入っている管ですね、マンホールなり、そういった損傷も出てきておりますので、それを修理するとか、管路の漏水とか、そういったものに充てていかななくてはならないというふうに思っておりますので、引き続き積立てのほうはしていかななくてはならないというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第12号 令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 先ほどと同じ質問なんですけれども、265ページ、これも1,344万730円。これもほとんど減っていないんですね。もう六、七年前。これも、そして今年度に関しては、前に聞いたときよりも今年度の未済額のほうが多いんですね。前のときに聞いたときには135万3,240円だったのですね。3年ぐらい前ですかね、聞いたときに。今年度は170万3,360円、今年度に対しては約40万ぐらい未納者が多いんですね。ということは、これもやっぱり、何年間も、一番最高額の人が幾らで何年で、何名の方が滞納しているのだから、今すぐ答弁できますか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

今、手元に来た資料ではちょっと何年からといったものではなかったものですから、後ほど提出させていただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） あのねこれ村長ね、これも監査委員のときに私も何度も指摘したんですけれども、何年も払わない人がいるんですよ。恐らく5年、10年払わない人がいるんですよ。これ金額が1,300万超えているんですよ。だから、一番最高額の滞納者は分からないですか。一番最高の滞納者は、それだけは知っていますか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

一番の滞納額でございますが、145万3,460円になります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうするとこの人はもう恐らく、その当時でも七、八年払っていなかったからもう10年以上ぐらい払っていないということですね。

今現在この人の、名前は言われなからですけども、この人のところに行ったことあるんですよ、実際に。何聞いても耳に入らない人ですけども、でも払う能力はあるんですよ。あと、実際に払う能力のある人なんです。財産もあります。差押えしろまで私は言いました。でも村のほうは差押えもしません。この人はこのほかに、たしか400万ぐらいの滞納していると思うんです。それに対して、この排水処理ばかりじゃないと思いますよ。これに対して村長はこのいきさつとかその内容をご存じですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私もある程度は把握をしております、議員がおっしゃったように、公共の下水道料金だけじゃないというようなことで、水道とかそういったものについては給水停止をしたり、最低限の、本当に水をちよろちよろ、完全に止めてしまうわけにはいかないものですから、そのような対応をしながらお支払いを分割していただいたりと、ただ、なかなか難しいのは、下水についてどんな作業ができるのかというようなことで、何度もそこに足を運んで、全庁挙げてやっているというようなことで進めてきております。

また今後も、このようなまた長く続く方々については、もう少し多めに足を運びながら、

支払いをしていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私は天栄村に対してここずっと、監査も2回ほどやりましたけれども、まずその集金に対して甘いというか、他の市町村、村の場合はどうだか分からないけれども、大きいところなんかは村の職員じゃなくて、そういう専門家を雇って、滞納者に対してね、そういうふうな自治体があるということは村長ご存じですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

割と大きな市では、議員がおっしゃったような、第三者の方に委託してやっているというようなことは聞いております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 天栄村は人口が少ないし、まして金額が1,300万、この人はこのほかに四、五百万の滞納もしていますけれども、これを外部から雇ってやるほどの金額ではないですけれども、もう少し村のほうもある程度の対応をしないとまずいと思うんですけれども。あまり村が小さいもので、あまりそこまで、身内のところは差押えしたり競売かけたりしたということ一例もないし、そういうことまでは村のほうはしたくないというの分かっていますけれども、やっぱり根気強く、そして、真面目に払っている人が損をするような村では困りますので、今後これに十分気をつけて、また村長のほうも徴収に、このほかにも固定資産税とかいろいろありますけれども、そういうものに対して目配りをして、今後ともこの金額を幾らでも減らすように努力してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それでは、私、質問させてください。269ページ、ここにですね、天栄村農集排の人件費が、職員の人件費が載っております。職員の給与、手当。それでですね、この給料、職員の手当等についてはですね、これは担当者が水道のほうも兼務している状況であります、恐らく案分で載っていると思うんですが、どのような形で職員の給料載っているんだが、そこをちょっと教えていただきたい。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

[建設課長 塚目弘昭君登壇]

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

農集排事業では1人の職員が対応しておりますが、これと併せて大山の排水処理、こちら
も案分によって、その1人が対応しているといったことでございます。水道は水道で1人の
給与を支払いしております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 1人の分上げておると。これは天栄村ばかりじゃなくて大山の分も入
っておると。150幾らという、来ているやつがそうなんです。分かりましたが、ただです
ね、1人にしてはこの人、時間外勤務手当が98万1,000円ももらっているんですよ。

それでね、これ当然残業ということなんだろうが、これほどの残業するほど忙しいんで
すか。収納、料金の収納だけじゃなくて督促も歩いているんでしょうけれども、1人の職員
がこんなにするんですか。400万の給料のほかに100万以上の時間外もくれるんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

[建設課長 塚目弘昭君登壇]

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

この職員については、この農集排、大山排水だけではなくて、水道事業も、漏水があった
とか、そういったときには一緒に手伝ったり等しておりますので、そういったことで、こち
らから時間外手当等も出ていたというふうに思っております。

失礼いたしました。季節によっては忙しい時期等もございますし、年末とか、そういった
際には徴収等、出ている部分がございますので、若干多くなっているのかというふうに思っ
ております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 若干多いというのは、若干、これは大いに多いんですよ。すごく多い
ですよ。98万。だから、そんなに忙しいんですかと聞いている。98万ってことはどのくら
いの残業やっているんですか、時間的に。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

55分まで休みます。

(午後 2時39分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時50分)

○議長（服部 晃君） 先ほどの答弁で、建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お時間を取らせていただき、ありがとうございました。

先ほど私の答弁の中で、時間外手当について、水道のほうからも、水道のほうのお手伝いをしてそれで超過勤務手当がついたと言ったことにつきましては、私の勘違いでございました。おわびして訂正させていただきます。

それと、今ほどの超過勤務の額が上がったものにつきましてはですが、30年度の決算上で時間外手当は50万程度でございました。今年度の決算額が98万といったことではございますが、台風19号で広戸第2処理場が水没したといったことで、災害の対策に時間を要したものが主な要因となっております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 災害の台風で残業手当が増えたということなんですけれども、この方、何したんですか、この台風のその災害、ほとんど職務分掌見ますとですね、それはまた別な人が担当しているんじゃないんですか。恐らく収納事務とそのほかのそういうあれは、職務分掌を見ますとですね、分かっているんじゃないんですか。それはちゃんと分かっていると私は見たんですが、分かれていなくても、どのような仕事なされたんですか、台風の来たおかげで。これ、今の塚目課長については後から来たので、総務課長、内山課長、あなたが担当課長だったからあなたがよく分かっているわけだ。あんた答弁してください。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

広戸第2処理場が夜間に水没したということで、こちらのほうの対応に当たっていたというのもありますし、現実的には、農集排担当者が1人で対応できるものではございませんので、ほかの係のものと交代で対応したり、あとは、処理場ですので電気関係、こういったものが漏電ないように電気等を止めたり、あとは水道の、処理場にたまった水、こういったものの排水、これも長時間にかけて排出したり、そういった作業にかなりの時間を要したということもございますので、また、処理場の復旧に当たりまして、電気関係のショートとかなないように、機器設備関係をチェックしながら業者さんと一緒に夜間まで作業していたということもございますので、これだけの超過勤務が発生するようなことになったのが原因かと思われまます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 大分かかってやっているんですが、はっきりしていただきたいんですが、何日で何時間の残業手当出たんですか、その台風のとときに。見れば分かると思います。何日かかって何時間残業手当出したんだか、調べてください。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

大変申し訳ございませんが、今手元にそこまでの資料を持っておりませんので、後ほど回答をさせていただければというふうに考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 恐らくね、月分かって台風の日にち分かっているんだから、その月の日にち見ればすぐ残業手当何ぼというのは出てくるわけだと思うんです。じゃ待ってますからすぐ調べてください。

じゃ、ちょっと、質問変えます。

村の農集排の組合数ですか、本管に1つ入れると、本管につなぐ、排水溝をつないだ場合には、やっぱり1戸の戸数として見るわけですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

本管にですね、本管から出ている取り出し桝、公共桝、これにつなぐものが1件としてカウントされます。ですので、蛇口から1つ、宅内の一つ一つの桝、これが増えても、公共桝につなぐのが1つであれば、それは1件として扱います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると同じ敷地内であれば1つの桝で済むから、1戸という感じですね。でも、今、隠居なんかしている、あの家別にしますよね。違う宅地に家を建てた場合には、これはもうそれで1戸とみなすということで、基本料は取られるんだということですよ。

するとアパートなんかはどうなんです。アパートはどういうことになっているんですか、飯豊辺りにも結構アパートはあるし、戸建てのアパートもあるはずですが、それどうなっていますか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

(午後 3時00分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時02分)

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。その前に、時間をいただき、ありがとうございました。

先ほどのご質問ですが、アパートにつきましても、その借主1世帯として、通常の一般住宅と同等に、基本料と人数割というふうを取ってございます。

それとその先のご質問の中にありました、公共柵1つにつき1件という話でございましたが、道を挟んだところに隠居があったといったことでも、それは1件の世帯というふうに勘案して取っているところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっと分からないんですが、1軒で例えば隠居が道を挟んで向こうに行った場合には、柵別に造っても1件ということですか。じゃ、例えば子どもがうちを出てちょっと離れたところに家建てても1件ということになっちゃうんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

別世帯として、独立した世帯についてはそれは別に1件としてカウントさせていただいております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） その別世帯かどうかというのは役場で分かるの。例えば息子が家建てたと。うちのほうの部落にも、私が知っている限りで2戸あるんだよね。別に親の住んでいる敷地外に建てて、当然柵は別だと思うんですが、そっちまで、道路もあるから持って行ってます造るというのには、前のところに道路を越してまではできないと思うんで、ただ、そこは本人に聞かないと、あんた別所帯かい一緒かいって聞かなきゃ、それは分からないんでしょう。どうなのその辺。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

そういった住宅を建てる際には、村の承認等が必要になってございますので、その際に聞き取り等してございまして、それで別世帯と同一世帯というふうな判断をさせていただいているところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それはいいです、後から確認しますが、そうするとその増減は出てきますよね。増減のその数というのは、下に管理組合がありますよね。各地区に、地区の管理

組合のほうに、ここは増えましたよ、ここは減りましたよという、そういう報告は、管理組合のほうに村ではしているんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

管理組合のほうへはそういった通知なり、お知らせはしていないところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） してないって言うんですね。管理組合というのは何のためにあるんですか。全然管理組合の仕事というのはないですけども。集落排水の施設のごみ取りくらいしかないんですけども。それははっきりしないと。これ、各集落どうだか知らないですけども、管理費というの取っているんですよ。そしてそこのごみの除去についてお金払っているわけなんです。ですからそういった数を教えておかないと、使っている人はみんな管理組合に入らなきゃならないんでしょう。何のための管理組合なんですか。なくしてもいいんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

管理組合については、確かに日常管理のし渣取りとか、そういった施設の刈払いとか、そういったのをやっていたらと認識しております。

村のほうからそういった管理組合のほうに人数の訂正とか、そういったのを行っていなかったことについては、今後、お知らせするような形にしていきたいというふうに思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そればかりじゃなくて、本当にその管理組合がその辺今問題になっているんですけども、管理組合は必要なんですか、役場のこの集落排水事業の中でですね。管理組合というのはまだ残しておかなきゃならない事業なんですか。なくしてもいいんですか。そこをお尋ねします。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

先ほども言いましたとおり、日常のし渣取りとか、そういったものについては管理組合にお願いしているところでございますので、管理組合は必要というふうに認識しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうするとあくまでごみ取りと施設の清掃ぐらいしかないわけですよ

ね。あと世のことには全然、そのつくった段階で、これがこの組合なきや駄目だというような、昔のあれは、縛りはもうなくなっているから、そのごみの除去と草刈りくらいはしてもらってくださいということなんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

当初、処理場ができた際に、宅内への引込み、こちらは共同で工事を実施したかと思えます。その際に借入れ等を一括でその組合自体がして、その徴収等についても、管理組合のほうをお願いしていたところがございますので、そういった借入れ等の返済が終わったといったことであれば、あとはし渣等除外の清掃とそういったものになるかと思えます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ集落排水は今、全部で幾つの組合になっていますか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

農業集落排水事業については9施設になってございます。湯本で1つ、牧本で2つ、大里で3つ、広戸で3つということでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 各施設はちょっと分からないんですけども、ごみの除去、今各管理組合で頼んでいるんですが、金は、ごみ取りの除去費、人頼んで幾らくらい各組合払っているか分からないでしょうね。

それで、今この除去する人がいないんです。なかなかもうやらないというようなことで、やはりこれ、そのために管理組合は、その除去のための管理費だけ集めているわけですよ。だからそこに使っている人は、ちゃんと管理費は払ってもらわなきゃならないわけですよ。だからやはりその増減は必ず管理組合の役員に教えなきゃ困ると思うんですよ。

そういうこともあるから、できればですね、村でそれを一括してごみの除去、各地区やっているわけですから、大きいところに依頼してですね。これ9施設あるからかなりの金額になると思うんですよ。だから、専門家に頼んでもこの9施設を全部一緒に頼めば、今までの管理費用出したくらいの基本料、管理費でもいいし基本料上げてもいいんですが、それで、村のほうでそういう音頭を取って、全部一緒にやりませんかということをひとつお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

その9施設のし渣取りについて、前向きに検討して、組合のほうと詰めながら、前向きに検討していきたいというふうに思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっとそういう話をできればしていただいて、何だか今ちょっと話聞いたら、今の新しい施設はそんなにごみが出ないらしいんですね、そういうところもあるから、同じ金出して混ざるといふこともちょっと問題かなと思うんですが、そういうところがあればですね、役場のほうで当然戸数の確認して管理費を徴収するわけですから、それはやってください。では、了解しました。

じゃあと、時間外手当についてどうですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

災害に要した、災害といいますか、職員が勤務した日数と時間ということではございましたが、今、日数のほうに関しましてはちょっと確認が取れない状況でございまして、時間のほうだけ申し上げたいと思います。正確ではございませんが約150時間ほど災害対応に当たっていたということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 150時間。日数分らないって。だってこれはあれでしょう。時間外勤務表の時間外は毎月給料のときもらうんだかどうだかも知らないけれどもまとめて1か月分出すんでしょう。そのときそのときに、課長はチェックして判こ押して回すんでしょう、この時間外手当、何時から何時までこういう仕事でやりましたと上がってきたものに判こついて回すんでしょう。その日にち分からないんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

大変申し訳ございません。月を通しての管理ではなくて、今システム上で日々の管理ということなものですから、月の集計は課のほうではちょっと行っていなかった、私のほうで確認をしていなかったということでございますので、大変申し訳ございませんが、今は確認は取っていなかったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ1時間で幾らになるんですかこの人、大体。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

勤務時間と休日とによって金額が変わってきますが、平均しますと大体2,800円ぐらいか
と思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 計算はいいけれども、あのですね、この時間外手当については、前にも大分言われたわけですよ。多過ぎると。そんなことで、大分是正されて少なくなってきたということだったんですよ。ところが、ここに来てまた、こういうちょっと大きな残業、時間外手当が出てきているわけですよ。だからこれは、総務課長は課長でなかったかな。前に騒がれたとき、大分是正してきて、きちんとやってきて、減ってきたというような状況だと思うんですよ。ただですね、こっちで幾ら言ってもですね、これこれ課長皆さん聞いてくださいよ。皆さんが超勤のときにやりますよとやりましたよということを確認して、そしてお金支払うんですよ。そうじゃないんですか。どんなことで管理しているんですか。こんなものすぐ分からないなんてことないですよこんなもの。その月のやつ見たら誰が幾らもらって何時間やって幾ら、何日で、毎日毎日出すんじゃないですか、一覧表やってただ本人が書いたやつを回すんですか。残業手当支払ってくださいって。会計室の方に。そんなやり方だったらもう根本的に直してもらわなきゃならんですよ、村長これどうなんですか。やり方が間違っているんじゃないですか。全然なってないですよ。こんなものすぐ出てこないで。誰が何ぼやって誰がやってたなんての分からないでわ、特別な災害で、何日間はありますよそれは。だけれども普通52時間しかないやつがその倍にもなっていると。災害であの水のときで何日やったんだかということですよ、だって、この分掌から見るとそんなに技術的な人でないでしょうこれ。制度上は排水料金のあれですよ。出納業務でしょう。技術的なもので何かやったんですか。

ちゃんと素直にちゃんと言いなさいよそういうこと。わけの分からないこと言って。私はそういう、あんたたちが隠そうとする、ごまかそうとしているから私はむきになるんですよ。素直に言えば何てことないですよ、こんなもん。

とにかく今日を境にですね、各課のやつも全部村長見直してください。

以上でいいです。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第13号 令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第14号 令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第11、議案第15号 令和元年度天栄村簡易水道処理施設特別会計
決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第12、議案第16号 令和元年度天栄村介護保険特別会計決算認定

について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第13、議案第17号 令和元年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第14、議案第18号 令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第15、議案第19号 令和元年度天栄村水道事業会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第16、議案第20号 令和2年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

- 参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第20号 令和2年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,601万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,616万2,000円とする。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

30ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。

起債借入額の限度額を変更するものでございます。

地方財政対策につきましては8,000万から8,714万円、ふるさと公園整備事業につきましては5,000万円から8,120万円に変更するものでございます。起債の方法、利率償還の方法につきましては変更はございません。

続きまして、歳入歳出予算につきまして事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額244万5,000円。減収補てん特例交付金額の確定によるものでございます。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正予算額1億3,854万7,000円。普通交付税の額の確定によるものでございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1億2,562万9,000円。2節の総務費補助金の中でございますが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金としまして942万6,000円、個人番号カード交付事業費補助金につきましては173万5,000円、社会

資本整備総合交付金につきましては191万6,000円、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金としまして1億1,255万2,000円を見込んでおります。

2目民生費国庫補助金、補正額62万3,000円。4節の後期高齢者医療保険者インセンティブ交付金としまして、見込額の増により8,000円を見込んでおります。6節民生費補助金としまして、新型コロナウイルス感染症対策補助金としまして、放課後児童クラブなどに係る費用分61万5,000円を見込んでおります。

3目衛生費国庫補助金、補正額14万6,000円。1節衛生費補助金でございますが、こちらにつきましては、妊婦等に対するマスク配布など、母子保健衛生費国庫補助金としまして、14万6,000円ほど見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

6目教育費国庫補助金、補正額2,974万7,000円。こちらでございますが、学校施設環境改善交付金としまして1,468万8,000円、学校保健特別対策事業費補助金としまして306万2,000円、公立学校情報機器整備費補助金としまして1,199万7,000円ほど見込んでおります。

7目消防費国庫補助金、補正額20万円。こちら消防施設の整備費補助金でございます。

17款県支出金、2項県支出金、3目衛生費県補助金、補正額108万8,000円。こちらにつきましては、3節健康増進費補助金でございますが、市町村フッ化物洗口事業費補助金としまして、虫歯予防に対する補助金として8万8,000円ほど見込んでおります。6節衛生費補助金、こちら医療機関、薬局等における感染拡大防止支援事業補助金としまして、診療所等の感染防止対策としまして100万ほど見込んでおります。

4目農林水産業費県補助金、補正額1,226万7,000円の減でございます。こちらは中山間地域等直接支払交付金、こちらで加算措置の減少に伴いまして、1,570万7,000円ほど減額でございます。環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金はともに推進交付金の配分額の増加による補正としまして2万円、さらに30万1,000円でございます。次に、農村地域防災減災事業交付金、こちらため池耐震性調査でございますが、300万円ほどを見込んでおります。3節林業費補助金としましては、森林環境交付金、こちらは額の確定によるもので11万9,000円ほど見込んでおります。

7目教育費県補助金、補正額100万円。こちらは教育支援体制整備事業費補助金としまして、幼稚園等の新型コロナ感染対策に係る補助としまして100万円ほど見込んでおります。

17款県支出金、3項委託金、3目土木費委託金、補正額39万1,000円、こちら河川浄化委託県委託金の額の確定による増額としまして39万1,000円でございます。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正額6,000円、土地貸付料となっておりますが、こちら、国道118号線の道路橋梁整備の改良工事に伴う土地の賃借料でございます。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、5目後期高齢者医療特別会計繰入金、補正額6万9,000円。確定によるものでございます。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1,590万円の減でございます。確定による減でございます。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、補正額455万円。がんばれ天栄応援基金からの繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

8目公共施設整備基金繰入金、補正額3,120万円の減でございます。

21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1,047万3,000円の減でございます。こちら前年度繰越金の確定によるものでございます。

22款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額39万7,000円。こちらにつきましては、国道118号の野仲橋周辺、こちらの道路改良に伴う光ファイバーの移設補償ということで県の補償でございます。

次に、行旅病人・行旅死亡人取扱費用弁償金でございますが、こちら身元不明者の取扱いにかかった費用など、こういったものを県のほうから支払われるということで、17万7,000円ほど計上しております。

3目過年度収入、補正額268万1,000円。こちらにつきましては、多面的機能支払交付金の返還金256万1,000円でございます。また、児童手当返戻金12万円でございます。

23款村債、1項村債、1目総務債、補正額3,834万円。臨時財政対策債の額の確定によるものでございます。また、ふるさと公園整備事業につきましても確定による額でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、今回の補正のうち、1節から8節までのうち、人件費につきましては、4月の定期人事異動による職員の配置替えなどによる所要額の増減でございますので、それぞれの目における説明は割愛させていただきたいと思っております。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額299万4,000円。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額454万1,000円。37ページ、7節でございますが、8万8,000円ほど報償費等で計上しております。こちら高齢者叙勲等の賞状の額の購入ということでご理解いただきたいと思います。また、10節需用費では、消耗品費11万を計上しております。また11節役務費では、防火管理者講習、衛生管理者受講、受験手数料を計上しております。

次のページをお願いいたします。

12節委託料でございますが、人事給与システム保守委託料としまして105万6,000円、13節

使用料及び賃借料としまして、源泉徴収システム並びに人事給与システムの使用料としまして、合計36万9,000円ほど計上しております。

5目財産管理費、補正額4,277万6,000円。新型コロナウイルス感染症対策としまして、まず14節では、役場庁舎トイレ改修工事費としまして2,400万円計上しております。こちらは各階のトイレの自動水栓化及び洋式トイレへの変更の改修としまして計上しております。17節備品購入費、こちらでは、高齢者使用のための中型バスの購入ということで、バスの中での密を避けるということと、回数が増えるということで、中型バスの購入を計上しております。こちら2,377万6,000円ほど計上しております。24節積立金、こちらにつきましては、財政調整基金積立金、こちらのほう500万円ほど減額ということで計上しております。

6目企画費、補正額1,452万1,000円。まず10節でございますが、大山団地の公園、こちらのほうの北公園と南公園のベンチの修繕ということで60万ほど計上させていただいております。12節委託料におきましては、社会保障・税番号制度統合宛名システム保守委託料としまして67万3,000円の減となっておりますが、こちらは13節への組替えでございます。また、第2次スクリーニング計画策定業務でございますが、こちらは国で示されている大規模盛土造成地の調査計画でございます。こちら383万3,000円ほど計上しております。13節使用料及び賃借料では、個人番号制の情報連携を図るための費用として127万1,000円ほど計上しております。14節工事費でございますが、こちらは光ケーブルの支障移転に伴う工事でございます。484万円。また、光ケーブル等通信設備工事請負費としまして44万円ほど計上しております。次に、公衆無線LAN敷設工事請負費としまして、避難所となる公共施設4か所への無線LANの設置ということで421万円ほど計上しております。

7目支所及び出張所費、補正額190万8,000円。

9目地方創生費、補正額455万円。18節負担金、補助及び交付金でございますが、空き家改修事業等補助金、こちら新規の申込み見込み分としまして増額計上しております。こちら金額455万円ほど計上しております。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費、補正額61万3,000円。

次のページをお願いいたします。

10節需用費でございますが、こちら27万5,000円ほど計上しております。原付車などのご当地ナンバー製作のための費用としまして計上しております。

2目賦課徴收费、補正額22万2,000円。7節の報償費でございますが、こちら固定資産税の前納報償金分の不足分を計上させていただいております。こちら22万2,000円でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額1,104万9,000円。こちら12節委託料でございますが、戸籍システムの改修委託料としまして231万円、社会保

障・税番号制度システム整備委託料としまして695万5,000円。13節使用料及び賃借料でございますが、こちら社会保障・税番号制度システム使用料のサーバー利用料としまして23万9,000円ほど計上させていただいております。18節負担金、補助及び交付金では、個人番号カード関連事務費負担金としまして173万5,000円ほど計上しておりますが、交付枚数の増加に伴う負担金の増を見込みまして計上しているところでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、143万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金でございますが、ひとり親世帯の臨時交付金としまして、児童扶養手当受給者、児童1人につき2万円を交付する事業で、このうち36万円を補正するものでございます。

2目老人福祉費、補正額70万円。こちらは高齢者いきがい生活支援事業としまして、事業委託、感染防止のための回数増ということで、事業委託料70万円を増額計上するものでございます。

3目老人福祉施設費、補正額160万円。14節工事請負費でございますが、こちら高齢者コミュニティセンターの空調設備工事としまして160万。こちら相談室等ルーバー等の改修でございます。

5目障害対策費、補正額258万8,000円。こちら給付金等の精算返納金258万8,000円ほど計上しております。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、202万4,000円の減でございます。こちらは、次のページの10節から、まず消耗器材でございますが、こちら消毒用液の購入費としまして消耗器材5万2,000円ほど計上しております。また、放課後児童クラブの施設修繕費15万4,000円ほど計上しております。11節役務費では、通信運搬費としまして郵便料や電話料、こちらの費用を計上しているところでございます。17節備品購入費、こちら、施設備品としましてサーキュレーター、こういったものの費用としまして22万円計上しております。18節では認可外保育施設等の給付に係る費用としまして8万円計上しております。

2目児童措置費、補正額6万7,000円。子ども手当交付金の返還金でございます。6万7,000円。

3目保育所施設費、補正額339万7,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

14節工事請負費でございますが、こちら天栄保育所4か所の自動手洗い水栓工事費としまして96万5,000円ほど計上しておるところでございます。

3款民生費、3項国民年金費、1目国民年金費、補正額41万円。手当てでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額420万円。10節の需用費でござ

ございますが、こちらは保健指導車の修繕に係る費用としまして9万円ほど計上しております。

2目予防費、補正額727万4,000円。こちらは委託料の中で、各母子保健事業委託費、予防接種事業委託費、子育て支援アプリ運用保守委託料ということで、10万円、125万円、11万円を計上しておりますが、まず母子保健のほうにつきましては、産前産後のケアのためのヘルパー派遣費用として計上しております。予防接種事業委託料としましては、65歳以上の方へのインフルエンザ等の予防接種委託として計上しております。また子ども支援アプリに関しましては、外出を控える妊婦への情報提供のためのアプリを提供するというところで、11万ほど計上しているところでございます。18節委託料では、予防接種交付金としまして566万4,000円、こちらは1歳から18歳、60歳から64歳の方、また、ゼロ歳児の両親及び妊婦に対するインフルエンザということで566万4,000円ほど計上しているところでございます。27節繰出金、国保特別会計への繰出金としまして15万円ほど計上しております。

それでは、次のページで3目環境衛生費、補正額195万4,000円。主立ったものとしては27繰出金になりますが、こちら国保の特別会計繰出金、診療施設勘定への繰出金としまして210万円、こちらは感染防止対策として計上しております。

5目保健センター施設費、補正額249万6,000円。こちらにつきましては、14節工事請負費でございますが、網戸設置工事請負費としまして157万5,000円。また、自動手洗い水栓工事請負費としまして68万2,000円ほど計上しております。

4款衛生費、2項衛生費、1目ごみ処理費10万7,000円、こちらは春日山地区のリサイクルハウス修繕ということで計上させていただいております。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、1,018万9,000円の減でございます。

3目農業振興費、補正額1,263万6,000円の減でございます。主なものとしましては、14節工事請負費でございますが、道の駅「季の里天栄」、こちらのほうの自動手洗い水栓工事請負ということで、食堂のほうの水道のほうの改修を計上しております。68万2,000円でございます。また、18節負担金、補助及び交付金では中山間地域等直接支払交付金事業、これが加算措置の減少によりまして、2,094万2,000円ほど減となっております。また、天栄ブランド化推進事業費補助金としまして、新規農産物栽培実証事業補助としまして145万9,000円計上しております。

21節補償、補填及び賠償金では、電柱移転補償料としまして道の駅の支障電柱移転に140万、また振興公社の事務所移転負担金としまして200万円ほど計上しております。

次のページをお願いいたします。

5目農業施設費、補正額288万1,000円。委託料でございますが、農業施設測量設計委託料としまして、こちら北小屋池のため池耐震性調査、1か所を計画しているものでございます。27節繰出金につきましては、確定により繰り出してございます。

6目水利施設管理費、補正額23万3,000円。

7目国土調査費、補正額17万6,000円の減。

8目水田農業構造改革対策費、補正額350万円。18節の負担金、補助及び交付金でございますが、こちら飼料用米の助成金としまして、米価安定のための飼料用米への転換を図るために、これまで5,000円だったものを新たに5,000円追加し、1万円の補助とするものでございます。こちら350万円ほど計上しております。

次のページでございます。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額259万3,000円。こちらは農業経営規模拡大支援事業補助金としまして、農業規模拡大を図る農家支援ということで、4名の方、259万3,000円ほど予定しております。

10目開発センター費、補正額277万9,000円。こちらは、10節につきましては施設修繕費として、自動ドアの修繕でございます。14節では自動手洗い水栓工事請負費、トイレのほうの改修と、網戸設置工事を予定しております。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額148万3,000円。同じく10節では施設修繕費としまして、こちら施設が雨漏りしているということで、雨漏りの修繕でございます。こちら33万円ほど計上しております。11節役務費でございますが、井戸水を使っておりまして、これの水質検査の項目追加ということで、新たに13万円ほど計上しております。14節では自動手洗い水栓工事請負費としまして、蛇口などの工事ということで102万3,000円を計上しております。

6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、補正額539万9,000円。18節でございますが、電気柵購入補助金としまして106万3,000円、天栄村鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金としまして426万6,000円ほどを計上しております。

2目林業振興費、補正額ゼロでございます。

次のページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額2,298万円。まず10節でございますが、学生生活応援事業特産品代としまして55万円。次に、それに伴う郵送代としまして12万8,000円。12節の委託料でございますが、こちらは通販サイト、販売強化を図るための通販サイトということで、委託料ということで162万8,000円ほど計上しております。18節では新型コロナウイルス感染症対策相談体制の補助としまして50万。感染対策備品等購入補助金としまして1,970万円。こちらは各種資材購入等の補助ということで計上しております。また、地元産品ふるさと小包事業補助金としまして47万4,000円ほど計上しております。

3目観光費、補正額37万3,000円。工事請負費でございますが、御鍋遊歩道の橋の修繕に37万3,000円ほど計上しております。

4目地域開発費、補正額32万2,000円。こちらは燃料費の計上でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額52万6,000円の減でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、補正額386万5,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

12節委託料におきまして、委託料の確定に伴いまして76万6,000円ほど減額となっております。また14節では、法面補修工事費請負費としまして150万円ほど計上しております。

○議長（服部 晃君） 説明の途中でございますが、暫時休議いたします。

4時10分まで暫時休議します。

(午後 4時01分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 4時09分)

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 8款土木費、3項河川費、1目河川費、補正額40万円。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額1,360万7,000円。14節で、防災備蓄倉庫改修工事費としまして1,150万円ほど計上しております。

3目消防施設費、補正額90万円。

5目防災行政無線管理費、補正額112万8,000円。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額5,443万8,000円。

次のページをお願いいたします。

17節備品購入費の一番下でございますが、公立学校情報機器等購入費、G I G Aスクール対応のための費用として3,720万5,000円計上しております。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額692万2,000円。14節工事請負費でございますが、小学校網戸設置工事としまして394万円計上をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額359万1,000円。工事請負費320万円、中学校網戸設置工事請負費でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額956万9,000円。

10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額406万8,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

5目伝統文化施設費、補正額59万4,000円。

6目生涯学習センター費、補正額119万5,000円。

10款教育費、6項保健体育費、2目湯本保健体育費、補正額11万3,000円。

3目学校給食センター費、補正額1,415万3,000円。

次のページの14節工事請負費でございます。こちら給食センター解体工事請負費としまして、1,126万4,000円を計上しております。

4目天栄体育施設費、補正額5,360万円。14節工事請負費でございますが、屋内スポーツ運動場空調設備設置工事費としまして3,000万円、屋内スポーツ運動場トイレ設置工事費としまして1,500万円計上しております。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額72万2,000円の減でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 50ページをお願いします。

18節で新型コロナウイルス感染症対策備品等購入補助金とありますが、これの対象の物品というのはもう選定しているのでしょうか。あとまた、補助の割合とあと上限幾らとか決まっていればお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらにつきましては、事業等を行っている方のコロナ対策ということでございまして、支援対象経費としましては、マスク、フェイスシールド、そういったものの衛生用品の購入、それから物品としましては、飛沫感染防止の亚克力板であったり、パーテーション、それからサーキュレーター、空気清浄機、それから、改修、修繕の工事ということで、例えば自動水栓への交換であったり、網戸の設置、それからエアコンの設置等というようなことでございます。

それで上限については、補助の上限は1回限りで10万円というようなことございまして、経費の何分の1以内ということはございません。かかった経費で10万円が上限ということ…失礼しました。3分の2で上限が10万でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） これは遡っての請求はできるんですか。コロナ発生時から各施設で、飛沫防止パネルとか、アルコール、マスクなんか購入したところもあるんですが、その辺は

でしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

このコロナ禍の中で対象となるものというようなことで、支出した内容の内訳、そういったものが証拠として分かっているというふうなことでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 領収書等とかでもいいんですかね。レシートみたいな感じでも。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 内容が分かるものであれば結構でございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 自動水栓の手洗い装置とかありますよね。それ結構、3分の2補助で上限10万でも、結構今の施設の方々厳しいと思うんですけども、どうお考えですかね。季の里なんかは村で支払ってくれるということなんですけど、季の里と村の関係というのはどういうものなのでしょう。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

季の里につきましては、施設整備の部分、こういった部分については基礎的な部分なので、こちらは村でやらせていただきたいというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございますか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 59ページの屋内スポーツ運動場の空調機器設置業務委託料600万、その下にトイレもあるんですが、まずこのスポーツ運動場の空調機つけるのにこれ委託料、業務設計委託料600万というの相当な金額なんですけど、こんなにかかるんですかね。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

こちら屋内スポーツ運動場の委託料の600万でございますが、こちら、空調設備の設置ということで、資料の32ページに国庫支出金ということで、一番上ですね、学校施設環境改善

交付金ということで、1,468万8,000円、国庫補助をいただいて空調設備を設置する予定ですが、一応、国にしっかりした設計を行いまして申請するものですから、この600万というのは必ず600万かかるものではございません。ある程度規模を勘案しまして、600万であれば収まるだろうというところでの計上でございますので、なるべくこの辺の費用は抑えながら委託のほうを進めてまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 国庫補助ですね、ちょっと後からもうちょっと金額確認させてください。

それと、1つはですね、あそこに空調設備はいいんだけど、あそこすごいほこりがたつんだよね。ですから、どういうものをつけるんだか、あその下の奥、上につけるんだか。上だったら、皆様見て分かるとおりに、あの上の鉄骨のパイプ等の脇、土ぼこりでいっぱいなんですよね。ああいう高いところへまた空調設備つけたらもう、すぐ目詰まりして駄目になっちゃうんじゃないかなと思うんですが、そういったことも十分勘案してやるんじゃないかとは思いますが、当然、担当課長は見ていると思うんですが、その辺、大丈夫なんでしょうか。2つ、お答えください。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今ほどのスポーツ運動場のほこりの問題ですが、実は昨年度に、ほこりがやはり立つということで、砂の入替えを行いました。今使ってしましてそれほど、目に見えるほどのほこりは、レーキをかけても立ってはいない状態になりましたので、ほこりの心配はそれほどでもないということと、あと、空調設備なんですが、基本的に、機械そのものは建物の外に置いて、中の空気を循環させるようなタイプのもので今のところは検討しているところでございます。

国の補助金でございますが、先ほど、32ページの1番上に、ここに学校施設環境改善交付金とありまして、1,468万8,000円計上しておりますが、このうちの1,100万が屋内スポーツ運動場の空調設備の国庫補助として一応予定しているものでございます。そのほか、村の持ち出しについては、臨時再生交付金のほうでも充てさせて、村の持ち出しはなるべく少ないように行いたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これトイレも国庫補助あるの。トイレ、トイレ。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

屋内スポーツ運動場のトイレ設置工事につきましては、国庫補助ではございません。こちらは臨時再生交付金のほうを充てて設置したいと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） まあどっちにしろですね、空調設備の委託料なんだけれども設計委託料600万、20%もかかるんですかね。そんなに特別な設計というのは要らないと思うんですが、機器の大きさくらいが問題なもので、どのくらいのこの空調機を入れるか、大きさの問題だけであって、設計なんてあるんですかね。あまりにも高過ぎませんか。これからの問題だろうと思うんですけれども、それにしてもあまりにも高い委託料だと思います。

それから、これ臨時交付金なんですけど、できるだけそれを充てて村の持ち出しを少なくするというんですが、これどのくらい来るんだかまだ決まってないんですか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午後 4時26分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時27分）

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、1億1,255万2,000円ほど入る見込みであるということで予算計上しているところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうするとこれ、1億来るからこれは全部これに使うということなんですか。屋内スポーツの空調設備とトイレに使うということで、こういうふうな金額を上げたわけですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えいたします。

今ほどの臨時交付金の1億円余りにつきましては、この段階では空調設備にも一部充てておりますが、それ以外にも様々なコロナ対策の事業ということで今回、歳出のほうに補正計上したものの財源として充てております。また、今のその空調につきましては、この1億円のほかに、大体12月ぐらいになると思うんですけれども、今回の事業費の補助裏分は全額そ

の別途、臨時交付金として来る見込みになっておりますので、その際は、また補正計上させていただきますたいと思います。現時点では今、配分されている部分の一部を充てておりますけれども、差額については12月に来た段階で充てるということで、そこで一般財源を減らしていただける見込みになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） あのですね、この工事、全てのそうなんですけれども、この委託料というのはですね、最初の委託料というのは、どこで誰がどう決めるんですかこれ。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

委託料につきましては、ご指摘いただいたとおり、少し高いというような認識は確かに持ってはございますが、近年、震災以降ですね、人件費であったり、諸経費が大分上がってきております。ですから、工事に対する何%というような決め方ではなくて、あくまでも設計に対する人件費であったり諸経費、一応基本的な基準書に基づいて、今回の補正に関しては大ざっぱな上げ方ではございますが、そういったところで計上しているところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 本当にこの設計委託料については、もう何か最近ばかに高くなっているんじゃないのかなと、もうみんなお任せお任せでそれぞれの言われたことでいいわというようなことで、特にこういったものについて私ら全然分からないわけですよ。

特に、村長これ今の6,000万、3,000万で600、600万か。600万の設備として村長はこういうのは十分分かっていると思うんですよ、これが適正、大体適正なんですかね。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これまでの委託料というのは工事費の何%というようなことで出してまいりました。また、土木関連もそのような形で、コンサルのほうで、この委託料については幾らと、積み上げての予算となっております。

議員ご指摘のように、このものについては若干高いというようなことで、私もそれは認識しておりますので、その1か所だけの見積りでなく、より、もっと違ったところの確認もするように、それは指示したところでございますが、今回もう日にちがない中で、このまでに予算を動かしてほしいというようなことでございましたので、ここは私もしっかりと見ながら、精査してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） とにかく工事費のね、これは設計委託料で分かるわけですけども、だからこのところが何かこのベールに囲まれているんですよ。自分の好きなところ、入札するわけじゃないんですよ、これは。ですから、やっぱりしっかりとその辺は、やっぱり落とせるところまで落とした中ですね、やっぱり、アバウト的な数字をここに上げるというのはちょっとおかしいと思うんですよ。やっぱり、もう少し安くないのかというようなことは当然これは担当者との話をしていると思うんですが、やっぱりちょっと高いんじゃないかなと、我々素人目でも高いんじゃないかなと思うんですよ。素人ですからね、そのつけ方によってはいろいろあって高くなっているだかも分からないんですけども。やっぱりその辺きちっと説明できるような設計委託料の計上し方は考えていただきたいと思います。

◎会議時間の延長

○議長（服部 晃君） 審議の途中ですが、あらかじめ申し上げます。
時間を延長します。

○議長（服部 晃君） それでは日程に戻ります。
ほかに質疑ございませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 38ページ、14節の工事請負費の役場庁舎トイレ改修工事請負費2,400万となっていますけれども、どのように何か所で、どのような改修するのだから説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 私からお答え申し上げます。

トイレの改修につきましては、今設置してある、1階から3階まで、男子トイレについては、小便器が自動洗浄の小便器に切り替えます。また、あと和便器については、洋式のトイレとして、ウォシュレットまで考えております。あと手洗いについては当然自動水栓で、カウンター式のものとして、あとは壁面、ここも大分汚れておりますので、掃除のしやすい、ごみがつきにくい、そういったものと交換して直すというようなことで、全面の、トイレのブースも換えますので、全面改修というようなことで、全てこの1階から3階までのトイレを改修する計画で予算を組んでおります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、その便所そのものは1階、2階、3階全部改修するということですね。そのシャワーつきのやつをつけるとかそういうのじゃなくて、全部壊して、

新たに全部改修して新たな便所をつくるということですね。あまりにも金額が2,400万する、あまりにも高いのでどのような工事なのかなと思って。では全部1階2階3階の便所全部壊してきれいにまた建て直して、殺菌、予防とかそういうコロナの対策のためにも、そういう施設の便所をつくるということで理解してよろしいんですね。はい、分かりましたはい。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございませんか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 47ページの農業振興費の21節補償、補填及び賠償金の中の天栄村振興公社事務所移転負担金200万、これはどういうことでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ただいま道の駅の造成工事を行っておりまして、今年度には道路の取付けを行う予定でございます。その道路の取付け箇所がちょうど、今の道の駅の振興公社の事務所の敷地の中ということになっておりまして、あそこにはちょっと置けないというようなことで、移動させるというようなことの補償でございます。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第17、議案第21号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） 61ページをお願いいたします。

議案第21号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,743万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億288万9,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ527万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,099万5,000円とする。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

64ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額76万1,000円の減。内容につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が落ち込み、国保税が減免となられた5名につきましては、それぞれの節で減額となる分を計上しております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、補正額45万6,000円の増。こちらは、1款の国保税減免分の6割が国より補助されるものであります。また、この国の補助申請に基づきまして、県の補助も年度末に算定される見込みでございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金、補正額2,773万8,000円の増です。前年度の繰越金であります。

歳出、5款保健事業費、2項保健事業費、1目保健衛生普及費、補正額60万円の増。こちらは国保ヘルスアップ事業業務委託料でございますが、こちらは平成30年度に策定されました村データヘルス計画に基づきまして、本年度が中間評価を行うこととなっております。その支援業務の委託料になります。こちらを行うことによりまして、特別調整交付金の保険者努力支援分にも加算がつくこととなります。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額2,683万3,000円の増。

次のページをお願いいたします。

診療施設勘定でございます。

歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額225万円の増。こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、医療機関、薬局等における感染症拡大防止等支援事業補助金等を繰り入れるものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額302万4,000円の増、繰越金の確定による増でございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額220万6,000円の増。こちらは3節におきましては期末手当の不足分であります。10節需用費では、コロナウイルス感染の消毒の機材等、修繕費では、誘導灯の修繕となります。14節工事請負のほうでは、蛇口の交換、網戸の設置等でございます。17節備品購入費は、コロナウイルス対応の資材を購入するものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額306万8,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） ここで暫時休議します。

（午後 4時43分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時44分）

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第18、議案第22号 令和2年度牧本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第22号 令和2年度牧本財産区特別会計補正予算についてをご説明申し上げます。

令和2年度牧本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135万円とする。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

70ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額116万1,000円。確定によるものでございます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、47万9,000円の減でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額68万2,000円。内容でございますが、需用費におきまして、食糧費、会食費を5万5,000円ほど計上しております。また、積立金62万7,000円を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第19、議案第23号 令和2年度大里財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第23号 令和2年度大里財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度大里財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額27万1,000円のうちで、歳入を補正する。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

73ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,000円。前年度繰越金でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1,000円の減でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第20、議案第24号 令和2年度湯本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 議案第24号 令和2年度湯本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度湯本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166万円とする。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

76ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額16万9,000円の増。前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

歳出、4款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額16万9,000円の増。

以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第21、議案第25号 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 77ページをお開きください。

議案第25号 令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,363万3,000円とする。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

79ページをお開きください。

こちらにつきましては事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額74万5,000円の減。こちらは前年度繰越金でございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額74万5,000円の減。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第22、議案第26号 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） 議案第26号 令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,378万7,000円とする。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

82ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額110万5,000円。決算確定による繰越金の増額でございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額110万5,000円。予備費の増額であり

ます。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第23、議案第27号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） 議案第27号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ591万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,646万4,000円とする。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

85ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額61万9,000円の減。人事異動による配置換えに伴う給与分繰入額の減及び繰越額確定による補填額の減であります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額653万4,000円。決算確定による繰越金の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額21万5,000円の減。人事異動による配置換えに伴う人件費の減であります。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、613万円の増。予備費の増額であります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第24、議案第28号 令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） 議案第28号、令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216万6,000円とする。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

89ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額7万1,000円の減。決算確定による繰越金の減額でございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額2万5,000円の減。国有林野の貸付料の確定による不用額であります。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、4万6,000円の減。予備費の減額であります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第25、議案第29号 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） 議案第29号 令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,400万3,000円とする。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

92ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額16万3,000円。前年度繰越金です。

歳出、3款予備費、1項予備費、1目予備費。補正額16万3,000円。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第26、議案第30号 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） 議案第30号 令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ272万5,000円とする。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

95ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額93万7,000円。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額93万7,000円の増。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第27、議案第31号 令和2年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北島さつき君。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北島さつき君） 議案第31号 令和2年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額6億4,920万円のうちで歳入を補正する。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

98ページをお願いいたします。

歳入予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額98万3,000円の増。特別徴収保険料について見込額の増であります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額98万3,000円の減です。前年度繰越金確定による減であります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第28、議案第32号 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

- 産業課長（黒澤伸一君） 99ページをお開きください。

議案第32号 令和2年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村風力発電事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ275万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227万6,000円とする。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

101ページをご覧ください。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額275万3,000円の減、前年度繰越金でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額64万9,000円の減、消費税の減でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額210万4,000円の減でございます。

説明については以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

- 議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第29、議案第33号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） 議案第33号 令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,628万8,000円とする。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

104ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、2目普通徴収保険料、補正額3万6,000円の増。滞納繰越1名分ではありますが、現在は完納しております。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額11万3,000円の増。前年度繰越金確定によるものです。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、補正額1万5,000円の増。

歳出、2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額5万1,000円の増。滞納繰越分と延滞金を広域連合へ納付するもので

あります。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額4万4,000円の増。徴収した保険料のうち最終的に多く納入された分を広域連合へ返還するものであります。

4款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額6万9,000円の増。前年度の確定により一般会計へ繰り出すものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第30、議案第34号 令和2年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） 議案第34号 令和2年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条、令和2年度天栄村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条、令和2年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額90万円。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額90万円。

令和2年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

108ページをお願いいたします。

令和2年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

(収益的収入及び支出)

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目受託工事収益、補正予算額90万円。消火栓設置工事の収益でございます。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目受託工事費、補正予算額90万円。上松本字戸ノ内地内の1基分の消火栓設置工事でございます。

説明は以上であります。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

○議長(服部 晃君) 日程第31、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日に総務常任委員会に付託となっていました事件2件につい

て、総務常任委員会委員長からの審査の結果を求めます。

総務常任委員会委員長、渡部勉君。

〔総務常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和2年9月11日、天栄村議会議長、服部晃殿。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号、3。付託年月日、令和2年9月8日。件名、地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について。審査結果、採択。委員会の意見、県内自治体は、東日本大震災からの復興を進めていく中、昨年の台風被害の復旧や新型コロナウイルス感染症への対策等、緊急な対応を要する課題に直面している。一方、新型コロナウイルス感染症は各地に広がり、その影響により経済は大きな打撃を受け、今後、地方財政は厳しい状況になると予想される。地方自治体が安定的な行政サービスの提供を図るうえでも、地域の実情を十分に把握し、小規模自治体に配慮した財政措置がなされるよう意見書を提出する。措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

受理番号、4。付託年月日、令和2年9月8日。件名、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出の陳情について。審査結果、採択。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている。また、今後の地方財政は、地方税等の一般財源の大幅な減少により、かつてない厳しい状況になることが予想される。このような状況の中、地方自治体が地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためにも、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が図られるよう意見書を提出する。措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

以上です。

○議長（服部 晃君） 報告が終わりましたので、受理番号3、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出の陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号4、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出の陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（服部 晃君） 日程第32、各委員会閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申出を願います。

暫時休議します。

（午後 5時22分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 5時22分）

○議長（服部 晃君） 議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） 令和2年9月11日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な研修及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、渡部勉君。

〔総務常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和2年9月11日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決
定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、円谷要君。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要君） 令和2年9月11日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究並びに広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと
思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付すること
に決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会広報常任委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（大須賀溪仁君） 令和2年9月11日、天栄村議会議長、服部晃

殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し

たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。
記。

1、事 件 (1) 議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付すること
に決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ここで、追加議案が1件ございますので、この際、日程に追加し、日程第34として日程の
順序を変更し、先に議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し議題とし、日程を一部変更することに決定いたしました。
追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 5時30分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 5時31分)

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第34、発議案第1号 地方財政の充実及び地方税財源の確保を求
める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 発議案第1号 地方財政の充実及び地方税財源の確保を求める意見書
の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定によ

り提出いたします。

令和2年9月11日。

提出者 天栄村議会議員 渡部 勉

賛成者 天栄村議会議員 大浦トキ子

賛成者 天栄村議会議員 北畠 正

天栄村議会議長、服部晃殿。

提出理由。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている。また、今後の地方財政は、地方税等の一般財源の大幅な減少により、かつてない厳しい状況になることが予想される。

このような状況の中、地方自治体が地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためにも、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が図れるよう意見書を提出する。

意見書提出先は下記のとおりです。また、意見書は別紙のとおりであります。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎招集者挨拶

○議長（服部 晃君） 日程第33、招集者挨拶。

ここで招集者である村長から、閉会に当たり、挨拶があります。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 令和2年9月天栄村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、去る9月8日から本日までの4日間にわたりまして、また、本日は時間を延長していただき、令和2年度一般会計補正予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なるご審議を賜るとともに、令和元年度決算につきましても認定をいただき、厚く御礼申し上げます。

会期中、議員の皆様方より賜りましたご意見やご提言などを踏まえ、引き続き新型コロナウイルス感染対策をしっかりと行い、各種施策に全力で取り組んでまいります。

いよいよ本格的な秋を迎え、皆様方におかれましては、これからも何かとご多忙のことと存じますが、健康に十分留意されまして、村政に対し、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たっての挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（服部 晃君） これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年9月天栄村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 5時36分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年12月 1日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 北 畠 正

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告1号	地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について	9月8日	—
議案1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9月8日	同意
2号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	9月8日	同意
3号	牧本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	9月8日	同意
4号	湯本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	9月8日	同意
5号	令和元年度天栄村一般会計決算認定について	9月11日	認定
6号	令和元年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について	9月11日	認定
7号	令和元年度牧本財産区特別会計決算認定について	9月11日	認定
8号	令和元年度大里財産区特別会計決算認定について	9月11日	認定
9号	令和元年度湯本財産区特別会計決算認定について	9月11日	認定
10号	令和元年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について	9月11日	認定
11号	令和元年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について	9月11日	認定
12号	令和元年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について	9月11日	認定
13号	令和元年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について	9月11日	認定
14号	令和元年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について	9月11日	認定
15号	令和元年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について	9月11日	認定
16号	令和元年度天栄村介護保険特別会計決算認定について	9月11日	認定

議案番号	件名	議決月日	結果
17号	令和元年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について	9月11日	認定
18号	令和元年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月11日	認定
19号	令和元年度天栄村水道事業会計決算認定について	9月11日	認定
20号	令和2年度天栄村一般会計補正予算について	9月11日	原案可決
21号	令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
22号	令和2年度牧本財産区特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
23号	令和2年度大里財産区特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
24号	令和2年度湯本財産区特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
25号	令和2年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
26号	令和2年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
27号	令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
28号	令和2年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
29号	令和2年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
30号	令和2年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
31号	令和2年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
32号	令和2年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
33号	令和2年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
34号	令和2年度天栄村水道事業会計補正予算について	9月11日	原案可決

議 員 提 出 議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
発議 1 号	地方財政の充実及び地方税財源の確保を求める意見書の提出について	9月11日	可 決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
3	令和 2 年 5 月 2 0 日	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	福島県須賀川市塩田字 池渋沢 1 2 1 日本労働組合総連合会 福島県連合会須賀川地区連合 議長 鈴木 重一	総 務 常任委員会
4	令和 2 年 7 月 2 9 日	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出の陳情について	福島県福島市中町 8 番 2 号 福島県町村議会議長会 会長 渡邊 一夫	総 務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
3	令和 2 年 9 月 8 日	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	採 択
4	令和 2 年 9 月 8 日	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出の陳情について	採 択